

平成 20 年度

雇用均等基本調査

－育児・介護休業制度等実施状況調査－

結果報告書

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

はしがき

本報告書は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的として平成20年10月に実施した「平成20年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめたものです。

我が国においては急速に少子化が進行していますが、その背景には企業風土の問題、核家族化や都市化の進行等の要因により、仕事と家庭との両立ができる環境が整っていないことが指摘されています。仕事と家庭を両立することができ、働きながら子供を育てやすい環境を整備することは、重要な課題となっています。

こうした中、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、育児・介護休業制度をはじめ、勤務時間短縮等の措置、子の看護休暇制度などを規定しています。

平成20年度においては、これらの各制度の規定、運用状況等を把握することを目的に実施しました。

本調査が、労使、関係機関をはじめ、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るために環境整備に努力されている方々のご参考になれば幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成21年11月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

伊岐典子

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

担当：雇用均等政策課政策係

電話：03-5253-1111

(内線7837)

URL：<http://www.mhlw.go.jp/>

目 次

第1章 調査の概要	
第1節 調査の内容	1
第2節 標本設計	3
第3節 用語の説明	5
第4節 調査結果利用上の注意	6
第2章 調査結果の概要	
I 育児休業制度等に関する事項	9
1 育児休業制度	9
(1) 育児休業制度の規定状況	9
(2) 育児休業制度の内容	10
(3) 育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い	11
(4) 育児休業制度の利用状況	14
(5) 育児休業取得者があった際の雇用管理	16
2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項	17
(1) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況	17
(2) 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況	20
II 介護休業制度等に関する事項	22
1 介護休業制度	22
(1) 介護休業制度の規定状況	22
(2) 介護休業制度の内容	23
(3) 介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い	25
(4) 介護休業制度の利用状況	27
(5) 介護休業取得者があった際の雇用管理	28
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項	29
(1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況	29
(2) 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況	31
III 子の看護休暇制度に関する事項	32
1 子の看護休暇制度の規定状況	32
2 子の看護休暇制度の内容	33
(1) 利用可能期間	33
(2) 休暇日数	33
(3) 子以外で対象となる家族の範囲	34
(4) 子の看護休暇制度の対象労働者	34
(5) 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い	34
(6) 子の看護休暇制度の利用状況	35
IV 時間外労働・深夜業の制限に関する事項	36
1 時間外労働の制限の制度に関する事項	36
2 深夜業の制限の制度に関する事項	36

V 配偶者出産休暇制度に関する事項	37
1 配偶者出産休暇制度の導入状況	37
2 配偶者出産休暇制度の利用状況	38
VI 再雇用制度に関する事項	38
第3章 統 計 表	
第1表 育児休業制度の規定の有無別事業所割合	41
第2表 最長育児休業期間別事業所割合	42
第3表 育児休業取得可能回数別事業所割合	43
第4表 1歳以降の育児休業の取得要件別事業所割合	44
第5表 育児休業制度の対象労働者の状況別事業所割合	45
第6表 有期契約労働者の育児休業取得要件別事業所割合	46
第7表 育児休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合	47
第8表 育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合	48
第9表 育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	49
第10表 賞与算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	50
第11表 退職金算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	51
第12表 育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	52
第13表 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合	53
第14表 育児休業者の有無別事業所割合	54
第15表 育児休業者割合	55
第16表 育児休業終了後の復職者及び退職者割合	56
第17表 取得期間別育児休業後復職者割合	57
第18表 育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合	60
第19表 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合	61
第20表 育児のための勤務時間短縮等の措置内容別事業所割合	62
第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合	63
第22表 育児のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合	70
第23表 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合	71
第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合	72
第25表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合	78
第26表 介護休業制度の規定の有無別事業所割合	79
第27表 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合	80
第28表 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合	81
第29表 介護休業の対象となる家族の範囲制限の有無及び対象者別事業所割合	82
第30表 介護休業制度の対象労働者の状況別事業所割合	83
第31表 有期契約労働者の介護休業取得要件別事業所割合	84
第32表 介護休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合	85
第33表 介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合	86

第34表	介護休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	87
第35表	賞与算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	88
第36表	退職金算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	89
第37表	介護休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	90
第38表	介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合	91
第39表	介護休業者割合	92
第40表	介護休業終了後の復職者及び退職者割合	93
第41表	取得期間別介護休業後復職者割合	94
第42表	介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合	95
第43表	介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合	96
第44表	介護のための勤務時間短縮等の措置内容別事業所割合	97
第45表	介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合	98
第46表	介護のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合	102
第47表	介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合	103
第48表	介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合	104
第49表	介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合	105
第50表	子の看護休暇制度の規定の有無別事業所割合	106
第51表	子の看護休暇制度の利用可能期間別事業所割合	107
第52表	子の看護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限日数別事業所割合	108
第53表	子以外で看護休暇制度の対象としている家族の範囲別事業所割合	109
第54表	子の看護休暇制度の対象労働者の状況別事業所割合	110
第55表	子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合	111
第56表	子の看護休暇取得状況別事業所割合	112
第57表	子の看護休暇取得者割合及び取得日数別取得者割合	113
第58表	育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無及び利用可能期間別事業所割合	114
第59表	家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合	115
第60表	育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合	116
第61表	家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合	117
第62表	配偶者出産休暇制度の有無及び取得可能日数別事業所割合	118
第63表	配偶者出産休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合	119
第64表	配偶者出産休暇の利用者割合	120
第65表	再雇用制度の有無別事業所割合	121
第4章 調査票		123

第1章 調査の概要

第1節 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

平成20年度は、育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定、運用状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる産業とした。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業、郵便業

キ 卸売業、小売業

ク 金融業、保険業

ケ 不動産業、物品賃貸業

コ 学術研究、専門・技術サービス業

サ 宿泊業、飲食サービス業

シ 生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く。）

ス 教育、学習支援業

セ 医療、福祉

ソ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所（法人に限る。）のうちから、産業・規模別に層化して抽出した10,063事業所。

3 調査事項

(1) 事業所の属性に関する事項

ア 事業所の名称及び所在地

イ 主な事業内容又は主要製品

ウ 常用労働者数

エ 労働組合の有無

(2) 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

① 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度

ア 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無

イ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容

ウ 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び育児・介護休業後の労働条件等の取扱い

エ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用者の状況

オ 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

② 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

ア 制度の有無、内容及び利用状況

③ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

ア 制度の有無、内容及び利用状況

④ 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項

ア 時間外労働の有無

イ 時間外労働の制限の規定の有無

⑤ 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項

ア 深夜労働の有無

イ 深夜業の制限の規定の有無

⑥ 配偶者出産休暇制度に関する事項

ア 制度の有無、内容及び利用状況

⑦ 再雇用制度に関する事項

ア 制度の有無

4 調査の対象期日

原則として、平成 20 年 10 月 1 日現在とした。ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとした。

(1) 出産者数(又は配偶者が出産した者の数)、育児休業終了後の復職状況、育児休業制度の取得期間、介護休業者数、介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の取得期間、子の看護休暇取得者数、働きながら家族の介護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、時間外労働の有無、深夜労働の有無及び配偶者出産休暇制度の利用者数: 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

(2) 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日までの間の出産予定であった者のうちの出産前退職者数、平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日までの間の出産者(又は配偶者が出産した者)のうちの育児休業開始者数、出産後退職者数及び働きながら子育てを行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数: 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 10 月 1 日

5 調査の実施期間

平成 20 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 — 報告者

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 20 年度雇用均等基本調査 育児・介護休業制度等調査票」により行った。

(2) 調査票の配付

調査票は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課から調査対象事業所へ郵送した。

(3) 調査票の回収

調査対象事業所において記入した後、平成 20 年 10 月 31 日までに直接、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課あてに郵送した。

8 有効回答数、有効回答率

有効回答数は 7,324、有効回答率は 72.8% であった。

第 2 節 標本設計

1 母集団について

(1) 調査の範囲

全国の 16 大産業に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所。

(2) 母集団数

約 153 万事業所

(3) サンプルフレーム

平成 18 年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿

2 標本設計

(1) 抽出方法

事業所を産業・規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法としている。

(2) 目標精度及び標本数

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）については中分類）の規模別に、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50% のときの標準誤差が概ね 5 % 以内になるように設定した。標本数は、さらに回収率を考慮して約 1 万事業所

を抽出した。

$$V^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n}$$

V = 標準誤差 N = 母集団事業所数
 n = 調査対象事業所数 P = 特定の属性を持つ事業所
 の割合 (= 0, 5)

(3) 達成精度

達成精度は、育児休業制度の規定がある事業所割合の標準誤差を算出した。
 産業別・事業所規模別の達成精度は次のとおりである。

産業別・事業所規模別の達成精度
 (「育児休業制度の規定あり」の事業所割合)

(単位: %)

分類	推計値	標準誤差
【産業大分類】		
鉱業、採石業、砂利採取業	73.7	4.9
建設業	51.8	3.8
製造業	56.0	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	95.0	1.4
情報通信業	79.9	3.1
運輸業、郵便業	69.6	3.5
卸売業、小売業	64.8	2.4
金融業、保険業	96.5	1.3
不動産業、物品賃貸業	70.8	4.2
学術研究、専門・技術サービス業	57.4	2.1
宿泊業、飲食サービス業	58.0	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	65.3	2.7
教育、学習支援業	82.4	2.7
医療、福祉	76.3	2.7
複合サービス事業	93.2	1.7
サービス業（他に分類されないもの）	69.5	1.6
【事業所規模】		
500人以上	99.8	0.1
100~499人	97.2	0.4
30~99人	86.4	1.8
5~29人	61.4	1.2

第3節 用語の説明

(1) 常用労働者

以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、調査日前2か月（平成20年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）。

(2) 有期契約労働者

3か月、1年など期間を定めた契約で雇用した労働者（日々雇われている者及び他企業からの出向者を除く。）をいう。

(3) 出産者

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に出産（妊娠12週を超える分娩をいい、死産も含む。）した者をいう。

(4) 育児休業者

(3)の出産者及び配偶者が出産した者のうち、平成20年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(5) 介護休業者

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に介護休業を開始した者をいう。

(6) 子の看護休暇取得者

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に子の看護のための休暇を取得した者をいう。

(7) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに育児休業終了後復職した者のうち、平成20年10月1日までの間に育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(8) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(9) 配偶者出産休暇制度

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、

病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいう。

第4節 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるため、母集団に復元後、算出した構成比を調査結果として表章している。
- (2) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
- (3) 統計表中、「0.0」、「0.00」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、左横に「*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない（事業所数では2以下、労働者数では9以下）ため、結果の利用には注意を要する。
- (5) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「-」で表示した。
- (6) 調査対象産業のうち、生活関連サービス業、娯楽業は家事サービス業を、サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

【参考】

育児・介護休業法の概要

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分である。なお、施行日は公布日から1年内の政令で定める日（ただし、100人以下の企業は3年内の政令で定める日）である。

1 育児休業制度

労働者（日々雇用される者を除く。以下同じ。）は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）、育児休業をすることができる。

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

※ 育児休業については、次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象となる。

- ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く）

※※ 介護休業についても同様の考え方で有期契約労働者も対象となる。

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる。

4 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる。

5 短時間勤務等の措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければならない。

事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で介護休業をしていないものについて、次のいずれかの措置を講じなければならない。

〔短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、介護費用の援助措置〕

6 所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

7 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

8 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、深夜において労働させてはならない。

9 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が上記1～8の申出をしたこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。（※4～8については、今回の法改正により追加）

10 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

第2章 調査結果の概要

I 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では66.4%（平成17年度61.6%）、事業所規模30人以上では88.8%（同86.1%）となっており、平成17年度調査より事業所規模5人以上では4.8%ポイント、事業所規模30人以上では2.7%ポイント上昇している（図1、2）。

産業別にみると、金融業、保険業（96.5%）、電気・ガス・熱供給・水道業（95.0%）、複合サービス事業（93.2%）で規定がある事業所の割合は高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上で99.8%、100～499人で97.2%、30～99人で86.4%、5～29人で61.4%と規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている（付属統計表第1表）。

図1 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移

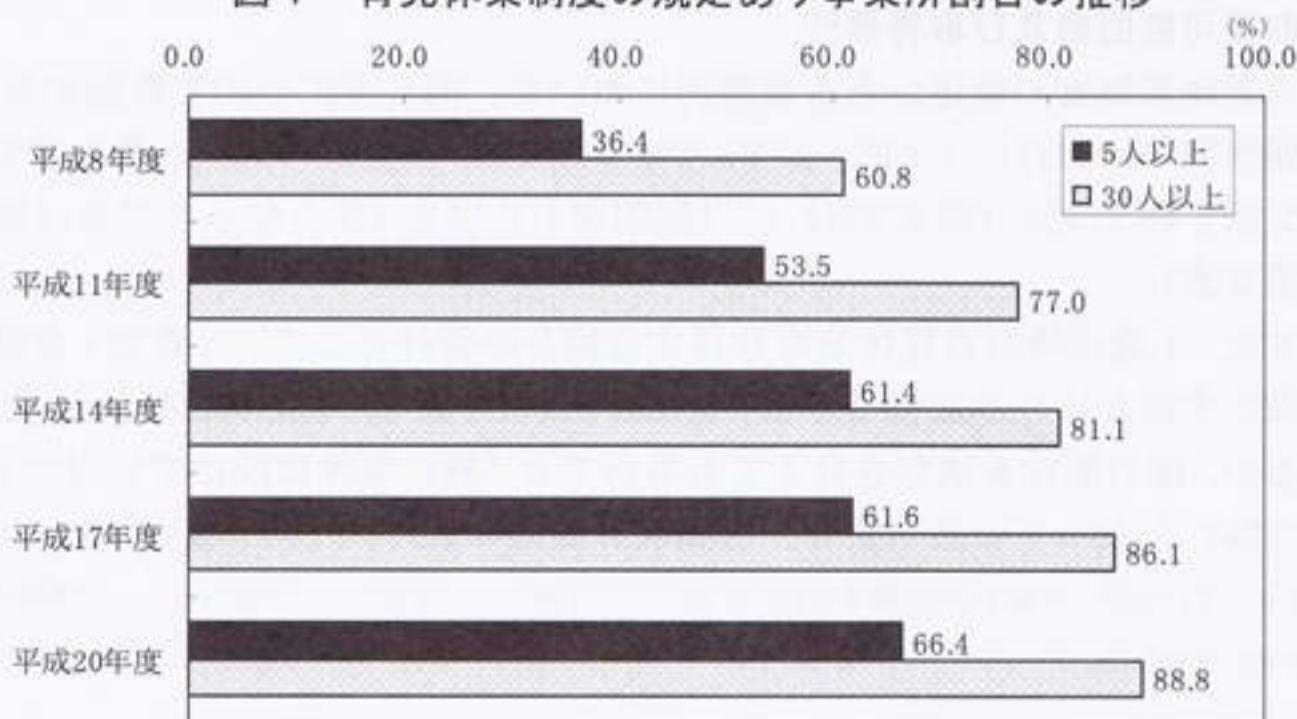
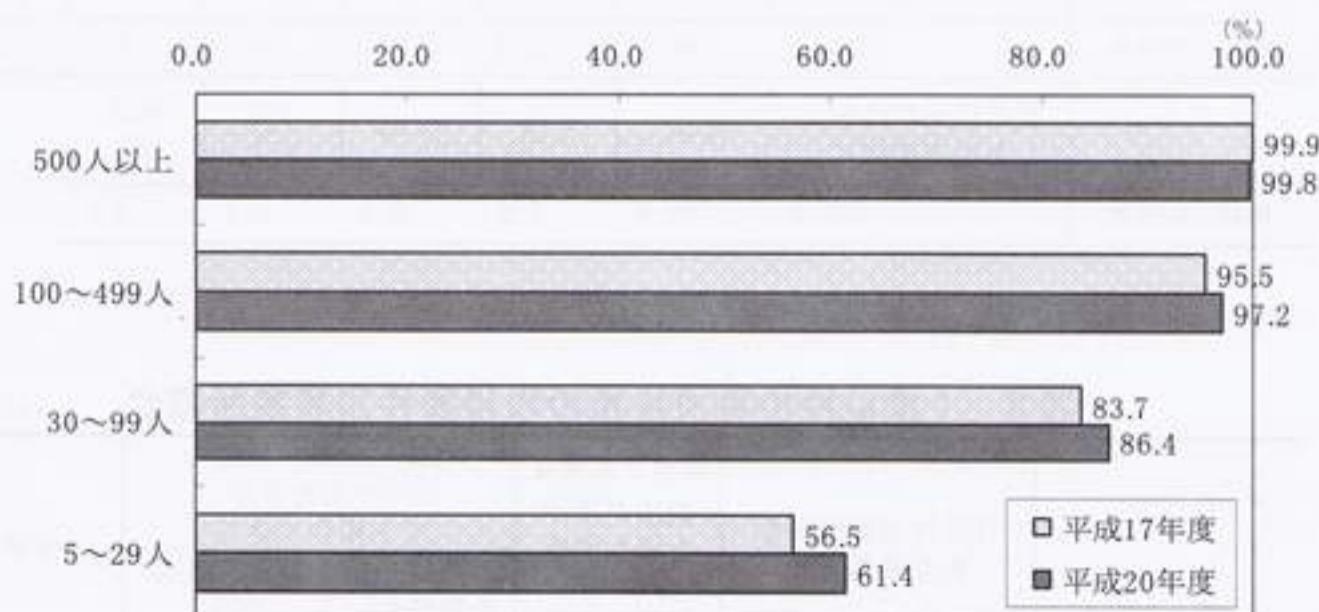


図2 事業所規模別育児休業制度の規定あり事業所割合 -平成20年度、平成17年度-



(2) 育児休業制度の内容

ア 最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかについてみると、「1歳6ヶ月（法定どおり）」が87.0%（平成17年度79.9%）と最も多くなっており、次いで「2歳～3歳未満」7.9%（同6.1%）、「1歳6ヶ月を超えて2歳未満」3.1%（同3.0%）の順となっている（表1、付属統計表第2表）。

表1 最長育児休業期間別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	1歳6ヶ月 (法定 どおり)	1歳6ヶ月 を超えて2歳 未満	2歳～ 3歳未満	3歳以上	不明	その他
平成17年度	100.0	79.9	3.0	6.1	1.0	0.5	9.5
平成20年度	100.0	87.0	3.1	7.9	1.6	0.4	

注：平成17年度調査では、「1歳未満」を「その他」として集計した。

イ 取得可能回数及び取得要件

育児休業制度の規定がある事業所において、同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「1回」が91.4%（平成17年度89.7%）と最も多くなっており、「2回」は1.3%（同2.3%）、「制限なし」は6.8%となっている（表2、付属統計表第3表）。

また、1歳以降の育児休業を取得する場合の要件として、「育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる」が83.6%（平成17年度78.0%）と最も多くなっているが、法の要件を満たさなくても取得でき「特に要件は設けていない」も11.9%（同11.3%）となっている（表3、付属統計表第4表）。（注：平成17年度調査では回数を自由記入方式としていたが、平成20年度調査では「1回」、「2回」、「3回」、「4回以上」、「制限なし」の選択肢方式で調査を実施した。）

表2 育児休業取得可能回数別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定 あり事業所計	1回	2回	3回	4回	5回	6回 以上
平成17年度	100.0	89.7	2.3	0.6	0.1	0.1	7.2
	育児休業制度規定 あり事業所計	1回	2回	3回	4回 以上	5回	6回 以上
平成20年度	100.0	91.4	1.3	0.4	0.1	6.8	

表3 1歳以降の育児休業の取得要件別事業所割合

(%)

育児休業制度規定 あり事業所計	育児・介護休業法の要件 を満たす場 合にのみ 取得できる	育児・介護休業法の 要件を満たさなく ても取得できる			不明
		法とは異な る要件を設 けている	特に要件は 設けて いない		
平成17年度	100.0	78.0	3.5	11.3	7.2
平成20年度	100.0	83.6	4.1	11.9	0.4

ウ 育児休業制度の対象労働者

育児休業制度の規定がある事業所において、育児・介護休業法では労使協定で除外できることとなっている者について、育児休業制度の対象としている事業所は、「所定労働日数が週2日以下の者」については15.8%（平成17年度13.3%）、「勤続1年未満の者」については20.3%（同16.9%）、「配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者」については25.5%（同24.1%）、「1年内に退職することが明らかな者」については24.8%（同22.8%）となっている（表4、付属統計表第5表）。

また、有期契約労働者について、取得することができる対象労働者の範囲を「定めている」事業所は64.4%（平成17年度46.4%）となっているが、このうち対象労働者の範囲を育児・介護休業法の「法定の要件と同じ」としているとする事業所が94.8%（同95.9%）と最も多くなっている（表5、付属統計表第6表）。

表4 育児休業制度の対象労働者の状況別事業所割合 (%)

育児休業制度規定あり事業所計	育児休業の対象としている労働者の種類				1年内に退職することができる明らかな者
	所定労働日数が週2日以下の者	勤続1年未満の者	配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者		
平成17年度	100.0	13.3	16.9	24.1	22.8
平成20年度	100.0	15.8	20.3	25.5	24.8

表5 有期契約労働者の育児休業取得要件別事業所割合 (%)

育児休業制度規定あり事業所計	定めている	対象労働者の範囲			定めていない	不明		
		法定の要件と同じとしている	法定の要件より一部広くしている	法定の要件にかかわらず、すべての有期契約労働者としている				
平成17年度	100.0	46.4	(100.0)	(95.9)	(1.9)	(2.2)	53.3	0.3
平成20年度	100.0	64.4	(100.0)	(94.8)	(3.1)	(2.1)	34.6	1.0

（3）育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 育児休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示

育児休業取得者に対する休業中及び休業後の労働条件について「書面を交付」し明示する事業所は45.0%（平成17年度32.9%）、「口頭のみで伝達」し明示する事業所は30.0%（同31.2%）となっており、「明示しない」事業所は24.0%（同30.5%）となっている（表6、付属統計表第7表）。

表6 育児休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合 (%)

事業所計	明示する		明示しない	不明
	書面を交付	口頭のみで伝達		
平成17年度	100.0	32.9	31.2	30.5
平成20年度	100.0	45.0	30.0	24.0

イ 会社や共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所割合は13.7%（平成17年度14.2%）であるが、「毎月金銭を支給する」は6.7%（同10.8%）、「一時金等を支給する」は7.8%（同4.4%）となっている（表7、付属統計表第8表）。

表7 育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（%）

事業所計	金銭の支給 あり	支給方法（複数回答）		金銭の支給 はしない	不明
		毎月金銭を 支給する	一時金等を 支給する		
平成17年度	100.0	14.2	10.8	4.4	78.9
平成20年度	100.0	13.7	6.7	7.8	85.3
					1.0

ウ 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度がある事業所のうち「定期昇給時期に昇給する」が20.5%、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する」が24.0%、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す」が28.6%、「その他の取扱いを決めている」が6.8%、「特に決めていない」が19.9%となっている（表8、付属統計表第9表）。

表8 育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合（%）

	定期昇給の制度が ある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	復職後に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給に 持ち越す	定期昇給の制度が ある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 に時期をずら して昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給時 期に持ち越す	その他の 取扱いを 決めて いる	特に決め ていない	不明
平成17年度	[57.7] 100.0	24.5	23.7	51.9							
平成20年度	[52.7] 100.0	20.5	24.0	28.6	6.8	19.9	0.3				

注：〔 〕は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日数又は休業期間に応じて支給する」が70.8%（平成17年度62.7%）を占め、「休業期間も休まなかつたものとみなして支給する」は3.9%（同3.7%）、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」は2.1%（同2.5%）となっている。一方、「特に決めていない」とする事業所の割合は18.8%（同24.1%）となっている（表9、付属統計表第10表）。

表9 賞与算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	賞与の制度がある事業所計	休業期間も休まなかつたものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日数又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
平成17年度	[77.9] 100.0	3.7	2.5	62.7	7.0	24.1	—
平成20年度	[71.0] 100.0	3.9	2.1	70.8	4.1	18.8	0.3

注:〔 〕は、全事業所のうち、賞与制度がある事業所の割合である。

オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金の制度がある事業所のうち「勤続年数にまったく算入しない」が36.3%（平成17年度36.7%）であり、「休業期間も勤続年数に算入する」が28.8%（同29.3%）、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」は10.7%（同5.5%）となっている。一方、「特に決めていない」とする事業所は18.8%（同23.9%）となっている（表10、付属統計表第11表）。

表10 退職金算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	退職金の制度がある事業所計	休業期間も勤続年数に算入する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
平成17年度	[76.0] 100.0	29.3	5.5	36.7	4.6	23.9	—
平成20年度	[69.8] 100.0	28.8	10.7	36.3	5.0	18.8	0.3

注:〔 〕は、全事業所のうち、退職金制度がある事業所の割合である。

カ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が70.5%（平成17年度66.6%）と最も多くなっており、「本人の希望を考慮し、会社が決定する」が19.6%（同15.4%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が9.0%（同11.1%）となっている（表11、付属統計表第12表）。

表11 育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合

(%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
平成17年度	100.0	66.6	15.4	11.1	6.9
平成20年度	100.0	70.5	19.6	9.0	0.8

キ 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所の割合は39.7%（平成17年度24.9%）となっており、平成17年度調査に比べ14.8%上昇している。

措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）」が71.7%（平成17年度69.7%）、「職場復帰のための講習」が24.1%（同28.5%）となっている（表12、付属統計表第13表）。

表12 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合 (%)

	事業所計	講じる	措置の内容（複数回答）			講じない	不明
			休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他		
平成17年度	100.0	24.9 (100.0)	(69.7)	(28.5)	(12.8)	69.7	5.4
平成20年度	100.0	39.7 (100.0)	(71.7)	(24.1)	(18.1)	59.3	1.1

(4) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち平成20年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は93.6%（平成17年度74.8%）となっている。また、女性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は19.1%（同54.6%）となっている。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち平成20年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は2.5%（平成17年度0.5%）となっている。また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は0.4%（同0.2%）となっている（表13、付属統計表第14表）。

表13 育児休業者の有無別事業所割合 (%)

	出産者がいた事業所計	育児休業者（女性）あり	育児休業者（女性）なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	育児休業者（男性）あり	育児休業者（男性）なし
平成17年度	100.0	74.8	25.2	100.0	0.5	99.5
平成20年度	100.0	93.6	6.4	100.0	2.5	97.5

注1：調査前年度1年間に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2：「育児休業者」は、調査前年度1年間に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

イ 育児休業者割合

① 女性

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、平成20年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は90.6%と平成19年度調査（89.7%）より0.9%ポイント上昇した（表14、図3、付属統計表第15表）。

また、女性の有期契約労働者の育児休業取得率は86.6%で平成17年度調査(51.5%)より大幅に上昇した(表15)。

② 男性

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、平成20年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は1.23%で平成19年度調査(1.56%)より0.33%ポイント低下した。

また、男性の有期契約労働者の育児休業取得率は0.30%で平成17年度調査(0.10%)より0.20%ポイント上昇した。

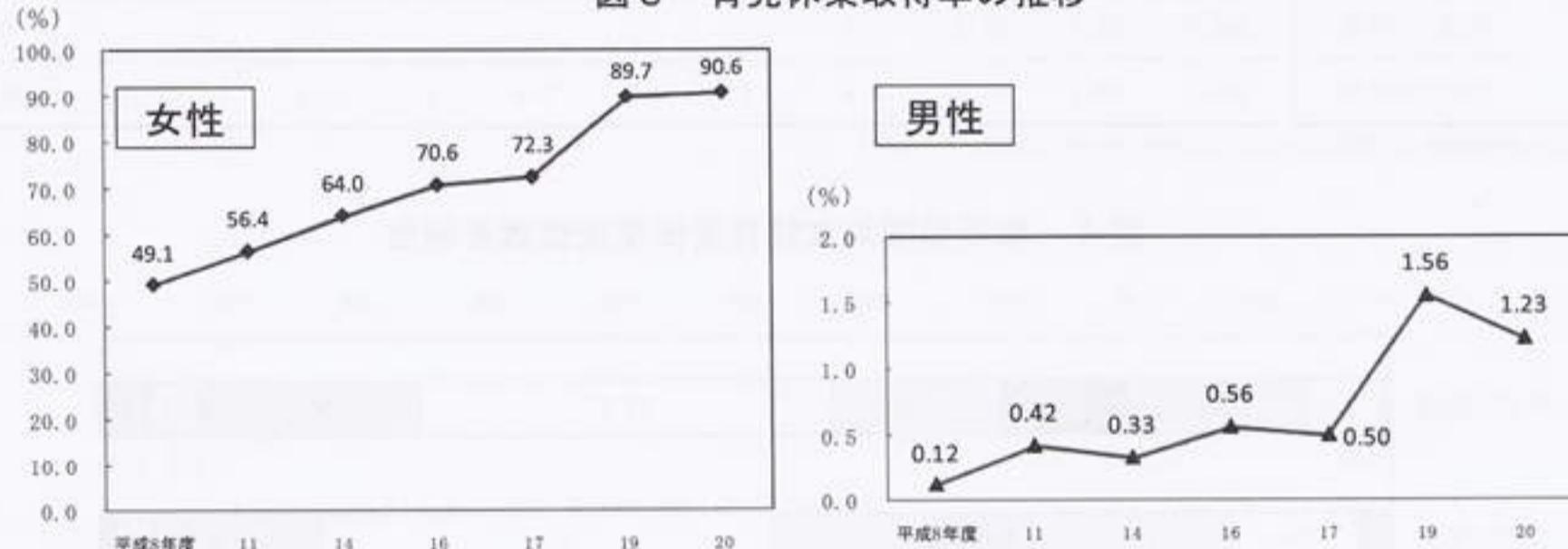
表14 育児休業取得率の推移

	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成20年度
女性	49.1	56.4	64.0	70.6	72.3	89.7	90.6
男性	0.12	0.42	0.33	0.56	0.50	1.56	1.23

表15 有期契約労働者の育児休業取得率(%)

	平成17年度	平成20年度
女性有期契約労働者	51.5	86.6
男性有期契約労働者	0.10	0.30

図3 育児休業取得率の推移



$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$$

ウ 育児休業終了後の復職状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は88.7%(平成17年度89.0%)、退職した者の割合は11.3%(同11.0%)であった。男性については復職した者の割合は98.7%(同94.9%)、退職した者の割合は1.3%(同5.1%)であった(表16、付属統計表第16表)。

表 16 育児休業終了後の復職者及び退職者割合

(%)

	女性			男性		
	育児休業 取得者計	復職者	退職者	育児休業 取得者計	復職者	退職者
平成 17 年度	100.0	89.0	11.0	100.0	94.9	5.1
平成 20 年度	100.0	88.7	11.3	100.0	98.7	1.3

注:「育児休業取得者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職予定であった者をいう。

工 育児休業の取得期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10 か月～12 か月未満」が 32.0%（平成 17 年度 35.0%）と最も多く、次いで「12 か月～18 か月未満」16.9%（同 13.5%）、「3 か月～6 か月未満」13.6%（同 15.1%）の順となっている（表 17、図 4、付属統計表第 17 表）。

男性は、「1 か月未満」が 54.1%（平成 17 年度 31.7%）と最も多く 5 割を超えている。

表 17 取得期間別育児休業後復職者割合

(%)

	育児休業後復職者計	1 か月未満	1 か月～3 か月未満	3 か月～6 か月未満	6 か月～8 か月未満	8 か月～10 か月未満	10 か月～12 か月未満	12 か月～18 か月未満	18 か月～24 か月未満	24 か月～36 か月未満	36 か月以上	不明	
女性	平成 17 年度	100.0	2.6	9.9	15.1	8.2	12.2	35.0	13.5	1.7	0.7	0.1	1.1
	平成 20 年度	100.0	1.0	5.8	13.6	9.8	13.1	32.0	16.9	3.1	0.7	0.1	3.8
男性	平成 17 年度	100.0	31.7	65.8	1.5	—	—	—	—	—	—	—	0.9
	平成 20 年度	100.0	54.1	12.5	3.9	0.7	0.2	0.0	0.3	0.1	—	—	28.1

注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

図 4 取得期間別女性育児休業後復職者割合



(5) 育児休業取得者があった際の雇用管理

育児休業取得者があった際の雇用管理については（複数回答）、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は 45.9%（平成 17 年度 47.2%）、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は 21.7%（同 13.4%）、

「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は35.7%（同43.7%）であった（表18、付属統計表第18表）。

表18 育児休業取得者があつた際の雇用管理状況別事業所割合（複数回答）（%）

	育児休業取得者のあつた事業所計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	不明
平成17年度	100.0	47.2	13.4	43.7	7.4	0.6
平成20年度	100.0	45.9	21.7	35.7	8.1	4.2

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

（1）育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

ア 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無、利用可能期間

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合は49.3%となっており、平成17年度調査（41.6%）に比べ7.7%ポイント上昇しているものの、平成19年度調査（49.5%）に比べ0.2%ポイント低下している（表19）。

産業別にみると、金融業、保険業（90.2%）、電気・ガス・熱供給・水道業（88.9%）で制度がある事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上95.8%、100～499人83.8%、30～99人64.5%、5～29人45.0%と規模が大きくなるほど制度がある事業所割合は高くなっている。

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについてみると、「3歳に達するまで」が最も多く43.1%（平成17年度53.5%、平成19年度56.5%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」34.3%（同27.8%、30.0%）、「小学校卒業以降も利用可能」7.6%（同7.2%、2.7%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は51.2%（同39.2%、38.8%）で、全事業所に対する割合では25.3%（同16.3%、19.2%）と平成17年度調査に比べ9.0%ポイント、平成19年度調査に比べ6.1%ポイント上昇している（付属統計表第19表）。

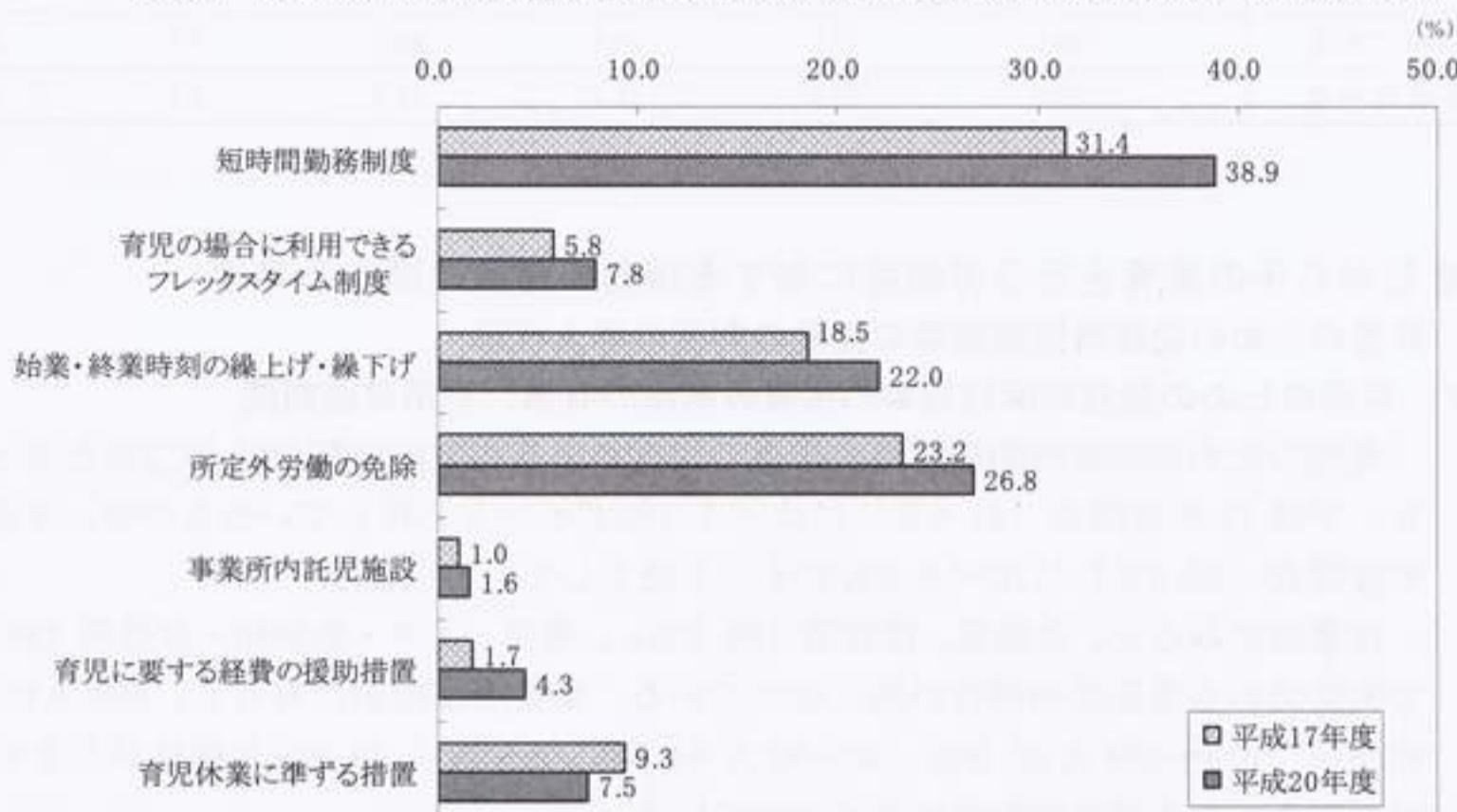
表19 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（%）

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥	制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	不明				
平成17年度	100.0	41.6	22.2	2.0	11.6	1.2	0.5	3.0	1.1	16.3	58.4	0.0	
			(100.0)	(53.5)	(4.8)	(27.8)	(3.0)	(1.3)	(7.2)	(2.6)	(39.2)		
平成19年度	100.0	49.5	28.0	2.0	14.8	1.7	1.4	1.3	0.3	19.2	50.1	0.4	
			(100.0)	(56.5)	(3.9)	(30.0)	(3.4)	(2.8)	(2.7)	(0.7)	(38.8)		
平成20年度	100.0	49.3	21.3	2.8	16.9	3.2	1.4	3.8	—	25.3	50.2	0.5	
			(100.0)	(43.1)	(5.7)	(34.3)	(6.4)	(2.8)	(7.6)	(—)	(51.2)		

イ 育児のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況

育児のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が38.9%（平成17年度31.4%）、「所定外労働の免除」が26.8%（同23.2%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が22.0%（同18.5%）となっている（図5、付属統計表第20表）。

図5 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況（複数回答）



各措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「3歳に達するまで」が最も多く57.5%（平成17年度64.6%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」27.6%（同22.1%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は38.6%（同28.6%）となっている。

「所定外労働の免除」については、「3歳に達するまで」は36.9%（平成17年度49.0%）で、「小学校就学の始期に達するまで」が47.6%（同36.5%）と最も多くなっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は57.0%（同44.8%）と5割を超えていている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳に達するまで」が最も多く51.6%（平成17年度57.1%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が26.9%（同25.0%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は44.0%（同38.4%）となっている（表20、付属統計表第21表）。

表20 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								【再掲】 「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以後も利用可能 ⑥	不明		
短時間勤務制度	平成17年度	100.0 (100.0)	31.4 (64.6)	20.3 (3.2)	1.0 (22.1)	6.9 (3.3)	1.0 (0.8)	0.2 (2.4)	0.8 (3.6)	1.1 (28.6)	9.0
	平成20年度	100.0 (100.0)	38.9 (57.5)	22.4 (3.9)	1.5 (27.6)	10.8 (5.1)	2.0 (2.9)	1.1 (3.0)	1.2 (-)	— (38.6)	15.0
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成17年度	100.0 (100.0)	5.8 (47.9)	2.8 (5.4)	0.3 (18.6)	1.1 (4.3)	0.2 (1.4)	0.1 (21.4)	1.2 (1.0)	0.1 (45.7)	2.6
	平成20年度	100.0 (100.0)	7.8 (42.0)	3.3 (5.7)	0.4 (19.2)	1.5 (3.5)	0.3 (5.0)	0.4 (24.7)	1.9 (-)	— (52.3)	4.1
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成17年度	100.0 (100.0)	18.5 (57.1)	10.6 (3.5)	0.6 (25.0)	4.6 (4.1)	0.8 (1.9)	0.4 (7.4)	1.4 (1.0)	0.2 (38.4)	7.1
	平成20年度	100.0 (100.0)	22.0 (51.6)	11.4 (4.4)	1.0 (26.9)	5.9 (4.8)	1.0 (3.4)	0.7 (8.9)	2.0 (-)	— (44.0)	9.7
所定外労働の免除	平成17年度	100.0 (100.0)	23.2 (49.0)	11.4 (5.4)	1.3 (36.5)	8.5 (3.0)	0.7 (1.3)	0.3 (4.0)	0.9 (0.7)	0.2 (44.8)	10.4
	平成20年度	100.0 (100.0)	26.8 (36.9)	9.9 (6.0)	1.6 (47.6)	12.7 (3.4)	0.9 (1.9)	0.5 (4.2)	1.1 (-)	— (57.0)	15.3
事業所内託児施設	平成17年度	100.0 (100.0)	1.0 (39.8)	0.4 (4.8)	0.0 (29.3)	0.3 (1.9)	0.0 (3.7)	0.0 (20.6)	0.2 (-)	— (55.4)	0.5
	平成20年度	100.0 (100.0)	1.6 (35.4)	0.6 (9.8)	0.2 (47.0)	0.7 (0.7)	0.0 (3.7)	0.1 (3.4)	0.1 (-)	— (54.8)	0.9
育児に要する経費の援助措置	平成17年度	100.0 (100.0)	1.7 (28.6)	0.5 (8.9)	0.2 (20.9)	0.4 (15.2)	0.3 (3.3)	0.1 (23.0)	0.4 (0.1)	0.0 (62.5)	1.1
	平成20年度	100.0 (100.0)	4.3 (15.7)	0.7 (14.4)	0.6 (14.3)	0.6 (35.6)	1.5 (4.3)	0.2 (15.6)	0.7 (-)	— (69.8)	3.0
育児休業に準ずる措置	平成17年度	100.0 (100.0)	9.3 (76.1)	7.1 (1.4)	0.1 (12.3)	1.2 (1.8)	0.2 (0.4)	0.0 (2.8)	0.3 (5.2)	0.5 (17.4)	1.6
	平成20年度	100.0 (100.0)	7.5 (70.2)	5.3 (5.4)	0.4 (18.1)	1.4 (2.3)	0.2 (0.7)	0.1 (3.4)	0.3 (-)	— (24.4)	1.8

ウ 育児のための短時間勤務制度の短縮時間、賃金の取扱い

育児のための「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の長さをみると、「1時間以上2時間未満」が49.9%（平成17年度36.8%）と最も多く、次いで「2時間以上3時間未満」17.9%（同41.2%）、「1時間未満」12.2%（同2.0%）の順となっている（表21、付属統計表第22表）。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所において、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いについては「無給」が81.0%（平成17年度80.1%）で最も多く、「有給」が9.1%（同10.2%）、「一部有給」は8.6%（同9.1%）となっている（表22、付属統計表第23表）。

表21 育児のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合

(%)

	短時間勤務制度 がある事業所計	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	その他	不明
平成17年度	100.0	2.0	36.8	41.2	13.3	4.0	2.6
平成20年度	100.0	12.2	49.9	17.9	7.7	11.5	0.8

表22 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合 (%)

	短時間勤務 制度がある 事業所計	有給	一部有給	無給	不明
平成17年度	100.0	10.2	9.1	80.1	0.6
平成20年度	100.0	9.1	8.6	81.0	1.3

(2) 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

ア 利用者の有無別事業所割合

育児のための勤務時間短縮等の各措置を導入している事業所のうち、女性の復職者（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に育児休業を終了して復職した者をいう。以下同じ。）がいた事業所における、女性の利用者（復職者のうち、平成20年10月1日までの間に制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）のいた事業所の割合を措置ごとにみると、「短時間勤務制度」46.0%（平成17年度33.4%）、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」26.3%（同16.8%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」21.6%（同35.8%）、「所定外労働の免除」14.9%（同17.4%）、「事業所内託児施設」51.9%（同47.2%）、「育児に要する経費の援助措置」26.6%（同11.8%）となっている。

一方、男性の利用者がいた事業所の割合は、「短時間勤務制度」1.8%（平成17年度該当なし）、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」14.0%（同10.8%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」0.5%（同0.6%）、「所定外労働の免除」0.5%（同該当なし）、「事業所内託児施設」13.5%（同該当なし）、「育児に要する経費の援助措置」8.0%（同3.8%）となっている（表23、付属統計表第24表）。

イ 利用者割合

育児のための勤務時間短縮等の措置の利用者割合を、各制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者からみると、女性については「事業所内託児施設」の利用者が63.2%（平成17年度46.1%）と最も多く、次いで、「育児に要する経費の援助措置」52.1%（同9.5%）、「短時間勤務制度」40.1%（同30.8%）の順となっている。

一方、男性については、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」29.6%（平成17年度10.8%）が最も多く、次いで、「事業所内託児施設」22.4%（同該当なし）、「育児に要する経費の援助措置」17.8%（同12.0%）となっている（表24、付属統計表第25表）。

（注：平成17年度調査では同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は1回として計上したが、平成20年度調査では、同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上した。なお、両調査とも同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。）

表23 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合 (%)

		女性の育児休業後復職者あり事業所計			男性の育児休業後復職者あり事業所計						
		利用者あり	利用者なし	不明	利用者あり	利用者なし	不明				
短時間勤務制度	平成17年度	[10.4]	100.0	33.4	66.3	0.2	[0.3]	100.0	—	99.9	0.1
	平成20年度	[12.9]	100.0	46.0	48.8	5.2	[0.2]	100.0	1.8	95.8	2.4
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成17年度	[15.5]	100.0	16.8	82.3	0.9	[0.1]	100.0	10.8	87.6	1.6
	平成20年度	[10.7]	100.0	26.3	62.9	10.9	[0.1]	100.0	14.0	67.3	18.7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成17年度	[10.8]	100.0	35.8	63.9	0.3	[0.5]	100.0	0.6	99.3	0.1
	平成20年度	[12.7]	100.0	21.6	69.2	9.2	[0.3]	100.0	0.5	53.8	45.7
所定外労働の免除	平成17年度	[10.7]	100.0	17.4	82.5	0.1	[0.5]	100.0	—	100.0	—
	平成20年度	[13.3]	100.0	14.9	76.7	8.3	[0.4]	100.0	0.5	69.8	29.7
事業所内託児施設	平成17年度	[28.3]	100.0	47.2	52.7	0.2	[0.0]	100.0	—	100.0	—
	平成20年度	[40.6]	100.0	51.9	33.8	14.3	[0.3]	100.0	13.5	86.5	—
育児に要する経費の援助措置	平成17年度	[18.8]	100.0	11.8	85.2	3.0	[0.4]	100.0	3.8	91.7	4.5
	平成20年度	[16.5]	100.0	26.6	60.3	13.1	[0.4]	100.0	8.0	75.1	16.9

注1：〔 〕は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点までに各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

表24 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合 (%)

		各制度がある事業所における育児休業後復職者計	短時間勤務制度利用者	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度利用者	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ利用者	所定外労働の免除利用者	事業所内託児施設利用者	育児に要する経費の援助措置利用者
女性	平成17年度	100.0	30.8	18.1	26.5	14.6	46.1	9.5
	平成20年度	100.0	40.1	29.5	20.7	14.0	63.2	52.1
男性	平成17年度	100.0	—	10.8	0.6	—	—	12.0
	平成20年度	100.0	1.1	29.6	0.3	0.3	22.4	17.8

注1：「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点までに各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注3：平成17年度調査では同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は1回として計上したが、平成20年度調査では、同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上した。なお、両調査とも同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

II 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では61.7%（平成17年度55.6%）、事業所規模30人以上では85.5%（同81.4%）となっており、平成17年度調査より事業所規模5人以上では6.1%ポイント、事業所規模30人以上では4.1%ポイント上昇している（図6、7）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（94.3%）、金融業、保険業（94.2%）、複合サービス事業（94.0%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上99.6%、100～499人95.4%、30～99人82.6%、5～29人56.5%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第26表）。

図6 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移

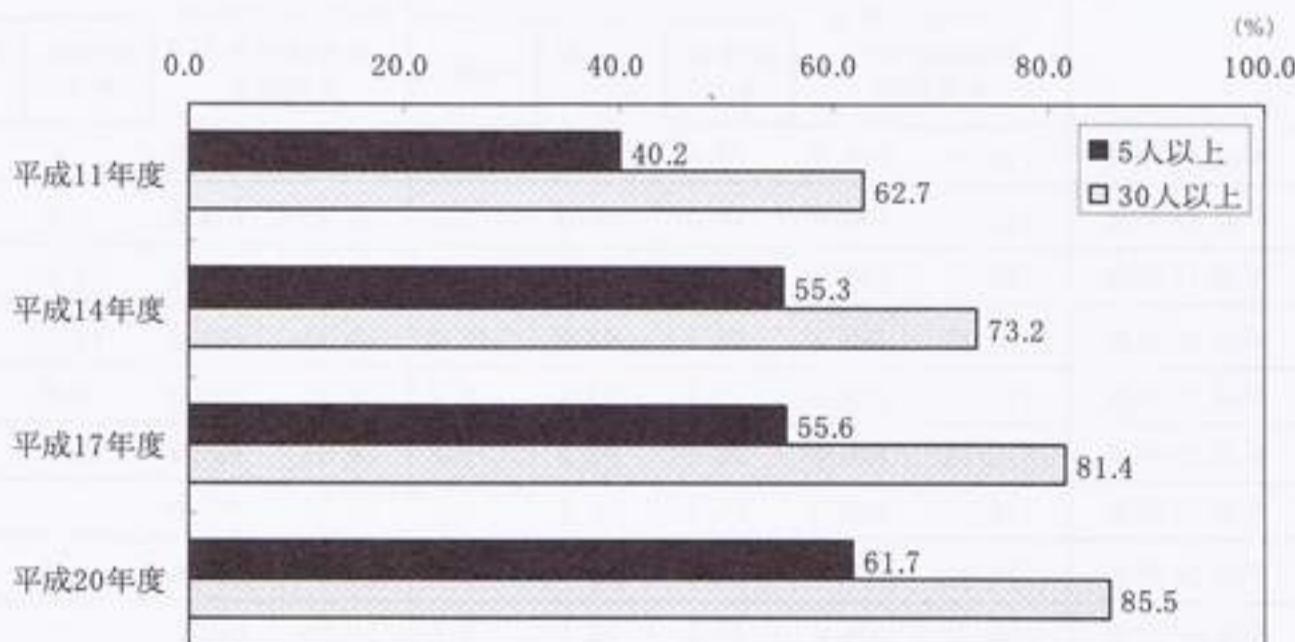
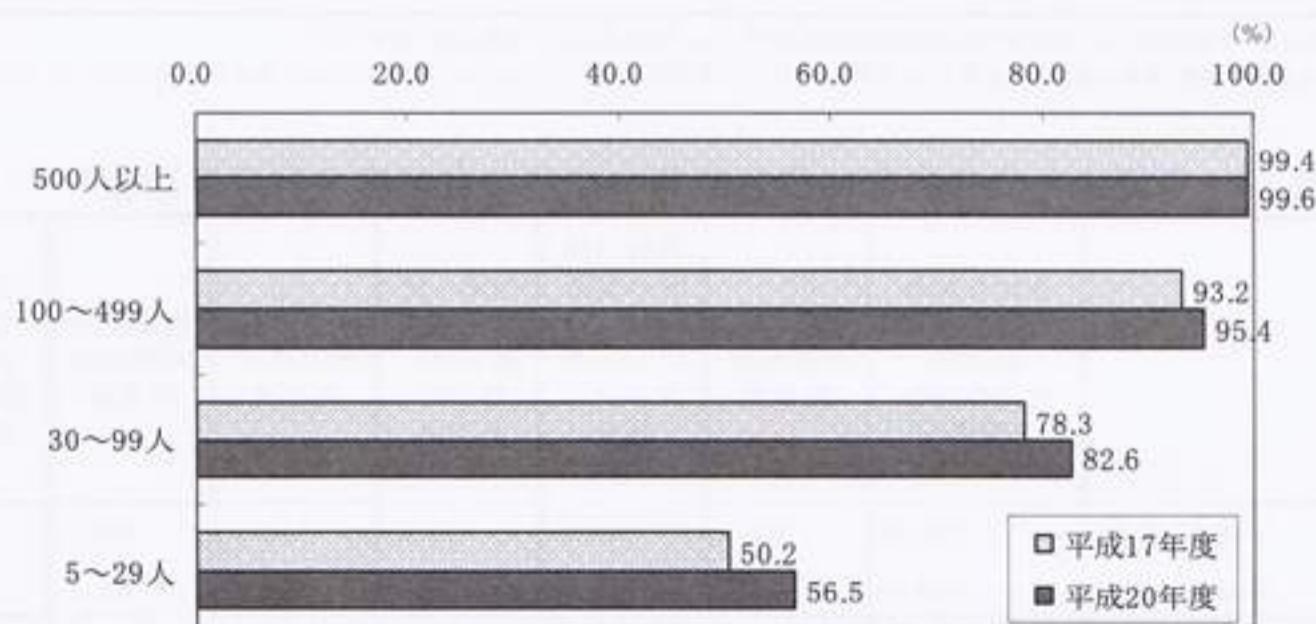


図7 事業所規模別介護休業制度の規定あり事業所割合 -平成20年度、平成17年度-



(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所割合は98.0%（平成17年度93.1%）、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は1.8%（同6.7%）となっている。

期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して93日まで（法定どおり）」が81.5%（平成17年度75.5%）と最も多くなっており、次いで「1年」11.2%（同15.6%）、「6か月」4.5%（同4.7%）の順となっている（表25、付属統計表第27表）。

表25 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合 (%)

介護休業制度規定あり事業所計	期間の最長限度を定めている	最長限度							期間の制限はなく、必要日数取得できる	不明
		通算して93日まで（法定どおり）	93日を超えて6か月未満	6か月	6か月を超えて1年未満	1年	1年を超える期間	その他		
平成17年度	100.0 93.1 (100.0)	(75.5)	(0.8)	(4.7)	(0.6)	(15.6)	(1.2)	(1.6)	6.7	0.1
平成20年度	100.0 98.0 (100.0)	(81.5)	(0.6)	(4.5)	(1.0)	(11.2)	(1.2)	—	1.8	0.2

イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所の割合は80.0%（平成17年度70.5%）となっている。取得回数に「制限あり」とする事業所のうち「同一対象家族の同一要介護状態について」制限を設けている事業所は97.3%（同93.9%）となっており、取得回数については「1回」が95.4%（同96.2%）と最も多くなっている（表26、付属統計表第28表）。

表26 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合 (%)

介護休業制度規定あり事業所計	取得回数の制限あり	同一対象家族の同一要介護状態について	同一対象家族の同一要介護状態について				その他	同一対象家族の同一要介護状態について				制限なし	不明
			1回	2回	3回以上	不明		1回	2回	3回以上	不明		
平成17年度	100.0 70.5 (100.0)	(93.9)					(6.1)					29.2	0.3
		(100.0)	(96.2)	(2.4)	(0.7)	(0.7)	(100.0)	(85.4)	(8.8)	(3.4)	(2.3)		
平成20年度	100.0 80.0 (100.0)	(97.3)					(2.7)					19.3	0.7
		(100.0)	(95.4)	(1.7)	(2.5)	(0.4)	(100.0)	(72.0)	(4.9)	(22.8)	(0.3)		

ウ 介護休業の対象となる家族の範囲

介護休業制度の規定がある事業所で、対象となる家族の範囲について「制限あり」とする事業所の割合は92.5%（平成17年度92.7%）であり、そのうち95.9%（同96.9%）が「育児・介護休業法の対象家族」（注）を対象としている（表27、付属統計表第29表）。

（注）「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者（労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）及び配偶者の父母をいう。「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

表27 介護休業の対象となる家族の範囲制限の有無及び対象者別事業所割合

(%)

介護休業制度規定あり事業所計	制限あり	育児・介護休業法の対象家族	対象家族（複数回答）						その他	不明	制限なし	不明				
			労働者が同居していない家族			労働者が扶養していない家族										
			祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫								
平成17年度	100.0	92.7	(100.0)	(96.9)	(6.3)	(4.4)	(3.9)	(4.2)	(3.2)	(2.6)	(10.2)	(0.0)	7.0	0.3		
平成20年度	100.0	92.5	(100.0)	(95.9)	(4.3)	(3.5)	(3.1)	(4.2)	(3.6)	(3.5)	(14.7)	(0.2)	7.4	0.1		

エ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、育児・介護休業法では労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている事業所は、「所定労働日数が週2日以下の者」については14.1%（平成17年度13.2%）、「勤続1年未満の者」については17.8%（同14.9%）、「93日以内に退職することが明らかな者」については20.2%（同16.0%）となっている（表28、付属統計表第30表）。

また、有期契約労働者について、取得することができる対象労働者の範囲を「定めている」事業所は67.6%（平成17年度49.9%）となっているが、このうち対象労働者の範囲を育児・介護休業法の「法定の要件と同じ」としているとする事業所割合が94.9%（同95.8%）と最も多くなっている（表29、付属統計表第31表）。

表28 介護休業制度の対象労働者の状況別事業所割合

(%)

	介護休業制度規定あり事業所計	介護休業の対象としている労働者の種類		
		所定労働日数が週2日以下の者	勤続1年未満の者	93日以内に退職することが明らかな者
平成17年度	100.0	13.2	14.9	16.0
平成20年度	100.0	14.1	17.8	20.2

表29 有期契約労働者の介護休業取得要件別事業所割合

(%)

介護休業制度規定あり事業所計	定めている	対象労働者の範囲			定めていない	不明		
		法定の要件と同じとしている	法定の要件より一部広くしている	法定の要件にかかわらず、すべての有期契約労働者としている				
平成17年度	100.0	49.9	(100.0)	(95.8)	(2.1)	(2.1)	49.9	0.1
平成20年度	100.0	67.6	(100.0)	(94.9)	(3.0)	(2.2)	31.8	0.6

(3) 介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示

介護休業取得者に対する介護休業中及び休業後の労働条件について、「書面を交付」し明示する事業所は44.2%（平成17年度32.5%）、「口頭のみで伝達」し明示する事業所は29.9%（同29.6%）となっており、「明示しない」事業所は24.8%（同31.4%）となっている（表30、付属統計表第32表）。

表30 介護休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合 (%)

	事業所計	明示する		明示しない	不明
		書面を交付	口頭のみで伝達		
平成17年度	100.0	32.5	29.6	31.4	6.5
平成20年度	100.0	44.2	29.9	24.8	1.1

イ 会社や共済会等から介護休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所割合は14.3%（平成17年度16.2%）であるが、「毎月金銭を支給する」は7.9%（同13.2%）、「一時金等を支給する」は7.2%（同3.8%）となっている（表31、付属統計表第33表）。

表31 介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合 (%)

	事業所計	金銭の支給 あり	支給方法（複数回答）		金銭の支給 はしない	不明
			毎月金銭を 支給する	一時金等を 支給する		
平成17年度	100.0	16.2	13.2	3.8	76.0	7.8
平成20年度	100.0	14.3	7.9	7.2	84.4	1.3

ウ 介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度がある事業所のうち「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す」が27.6%、「定期昇給時期に昇給する」が23.2%、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する」及び「特に決めていない」が20.8%となっている（表32、付属統計表第34表）。

表32 介護休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 (%)

	定期昇給の制度が ある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	復職後に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給に 持ち越す	定期昇給の制度が ある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 に時期をずら して昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給時 期に持ち越す	その他の 取扱いを 決めて いる	特に決め ていない	不明
平成17年度	[56.7] 100.0	24.9	23.9	51.2							
	定期昇給の制度が ある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 に時期をずら して昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給時 期に持ち越す	その他 の取扱いを 決めて いる	特に決め ていない	不明				
平成20年度	[52.7] 100.0	23.2	20.8	27.6	6.7	20.8	0.8				

注：〔 〕は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日数又は休業期間に応じて支給する」が68.1%（平成17年度62.6%）、「休業期間も休まなかつたものとみなして支給する」が4.0%（同3.6%）、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」が3.5%（同2.5%）となっている。一方、「特に決めていない」とする事業所割合は20.0%（同24.6%）となっている（表33、付属統計表第35表）。

表33 賞与算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	賞与の制度がある事業所計	休業期間も休まなかつたものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日数又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
平成17年度	[76.8] 100.0	3.6	2.5	62.6	6.8	24.6	—
平成20年度	[71.0] 100.0	4.0	3.5	68.1	3.8	20.0	0.6

注:〔 〕は、全事業所のうち、賞与制度がある事業所の割合である。

オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金の制度がある事業所のうち「勤続年数にまったく算入しない」が35.6%（平成17年度35.1%）であり、「休業期間も勤続年数に算入する」が31.1%（同30.8%）、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」は8.4%（同5.0%）となっている。一方、「特に決めていない」とする事業所は19.8%（同24.5%）となっている（表34、付属統計表第36表）。

表34 退職金算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	退職金の制度がある事業所計	休業期間も勤続年数に算入する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
平成17年度	[75.2] 100.0	30.8	5.0	35.1	4.6	24.5	—
平成20年度	[69.8] 100.0	31.1	8.4	35.6	4.5	19.8	0.6

注:〔 〕は、全事業所のうち、退職金制度がある事業所の割合である。

カ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種については、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が70.1%（平成17年度66.0%）と最も多くなっており、「本人の希望を考慮し、会社が決定する」が19.8%（同14.9%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が9.0%（同11.1%）となっている（表35、付属統計表第37表）。

表35 介護休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合 (%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
平成17年度	100.0	66.0	14.9	11.1	7.9
平成20年度	100.0	70.1	19.8	9.0	1.1

キ 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所割合は38.9%（平成17年度24.1%）となっており、平成17年度調査に比べ14.8%上昇している。

措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）」が71.8%（平成17年度68.8%）、「職場復帰のための講習」が23.9%（同26.8%）となっている（表36、付属統計表第38表）。

表36 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合 (%)

	事業所計	講じる	措置の内容（複数回答）			講じない	不明
			休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）	職場復帰のための講習	その他		
平成17年度	100.0	24.1 (100.0)	(68.8)	(26.8)	(13.0)	69.5	6.4
平成20年度	100.0	38.9 (100.0)	(71.8)	(23.9)	(17.9)	59.7	1.4

（4）介護休業制度の利用状況

ア 介護休業者割合

常用労働者に占める介護休業者（平成19年4月1日から平成20年3月31日までに介護休業を開始した者）の割合は0.06%（平成17年度0.04%）であり、男女別にみると、女性は0.11%（同0.08%）、男性は0.03%（同0.02%）となっている（表37、付属統計表第39表）。

表37 介護休業者割合 (%)

	男女計		女性		男性	
	常用労働者計	介護休業者	女性常用労働者計	介護休業者	男性常用労働者計	介護休業者
平成17年度	100.0	0.04	100.0	0.08	100.0	0.02
平成20年度	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.03

注：「介護休業者」は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

イ 介護休業終了後の復職状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に復職予定であった者うち、実際に復職した者は82.1%（平成17年度81.7%）、退職した者の割合は17.9%（同

18.3%) であった。男女別にみると、女性は復職した者の割合は 85.2% (同 81.4%)、退職した者の割合は 14.8% (同 18.6%)、男性は復職した者の割合は 75.6% (同 83.1%)、退職した者の割合は 24.4% (同 16.9%) であった (表 38、付属統計表第 40 表)。

表 38 介護休業終了後の復職者及び退職者割合

(%)

	男女計			女性			男性		
	介護休業 取得者計	復職者	退職者	介護休業 取得者計	復職者	退職者	介護休業 取得者計	復職者	退職者
平成 17 年度	100.0	81.7	18.3	100.0	81.4	18.6	100.0	83.1	16.9
平成 20 年度	100.0	82.1	17.9	100.0	85.2	14.8	100.0	75.6	24.4

注:「介護休業取得者」は、調査前年度 1 年間に介護休業を終了し、復職予定であった者をいう。

ウ 介護休業の取得期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1か月～3か月未満」が 34.7% (平成 17 年度 24.2%) と最も多く、次いで「2週間～1か月未満」20.5% (同 4.2%)、「3か月～6か月未満」13.3% (同 40.0%) の順となっている (表 39、付属統計表第 41 表)。

表 39 取得期間別介護休業後復職者割合

(%)

	介護休業後復職者計	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	不明	
男女計	平成 17 年度	100.0	9.8	12.5	4.2	24.2	40.0	7.1	2.2	—
	平成 20 年度	100.0	11.9	3.9	20.5	34.7	13.3	3.1	1.3	11.2
女性	平成 17 年度	100.0	5.8	15.2	4.2	22.8	42.1	7.2	2.6	—
	平成 20 年度	100.0	6.7	4.8	24.1	37.9	17.4	2.0	1.6	5.5
男性	平成 17 年度	100.0	24.7	2.3	4.3	29.6	31.8	7.0	0.3	—
	平成 20 年度	100.0	24.0	2.0	12.3	27.2	4.0	5.7	0.5	24.3

注:「介護休業後復職者」は、調査前年度 1 年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

(5) 介護休業取得者があった際の雇用管理

介護休業取得者があった際の雇用管理については (複数回答)、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は 66.3% (平成 17 年度 72.8%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は 27.3% (同 8.5%)、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は 7.6% (同 19.6%) であった (表 40、付属統計表第 42 表)。

表 40 介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合 (複数回答)

(%)

	介護休業取得者 のあった 事業所計	代替要員の補 充を行わず、 同じ部門の 他の社員で 対応した	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動 させた	派遣労働者や アルバイトなど を代替要員と して雇用した	その他	不明
平成 17 年度	100.0	72.8	8.5	19.6	2.2	0.3
平成 20 年度	100.0	66.3	27.3	7.6	2.9	1.7

2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

ア 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無、利用可能期間

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合は45.4%（平成17年度38.3%）となっており、平成17年度調査に比べ7.1%ポイント上昇している。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（88.3%）、金融業、保険業（85.0%）、複合サービス事業（80.5%）で制度がある事業所割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上89.3%、100～499人77.6%、30～99人61.2%、5～29人41.0%と規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている。

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における最長で利用できる期間をみると、「93日」が75.9%（平成17年度75.2%）で最も多く、「1年を超える期間」11.8%（同8.3%）、「1年」7.7%（同10.5%）の順となっている（表41、付属統計表第43表）。

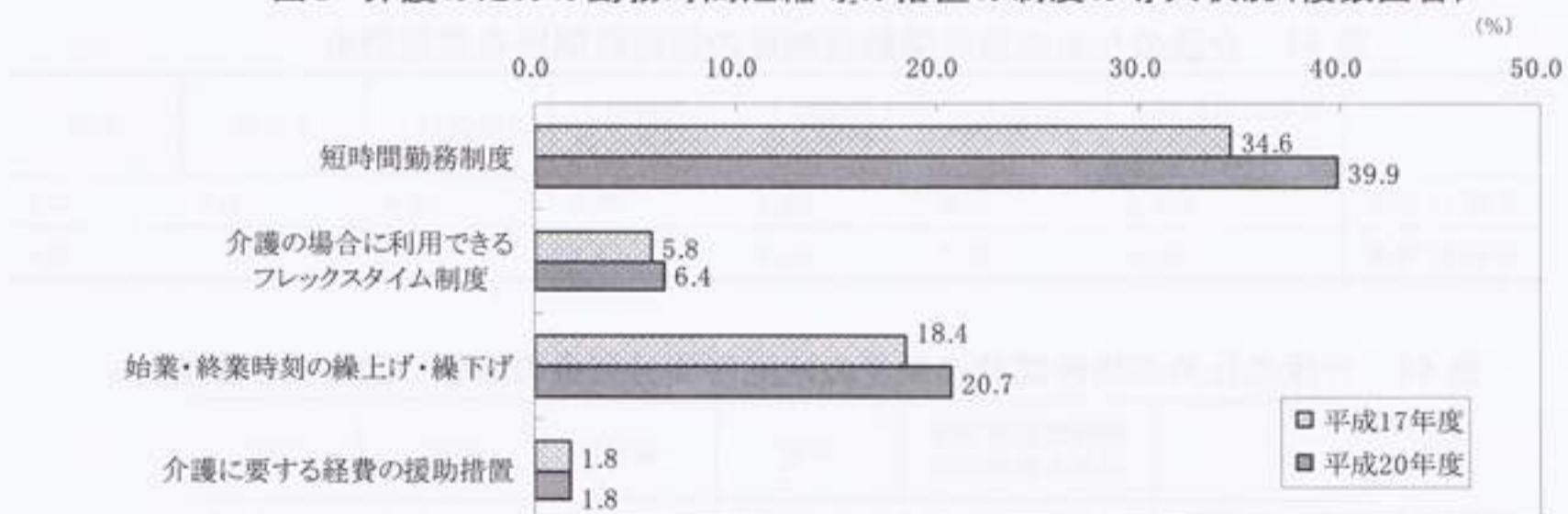
表41 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

事業所計	制度あり	最長利用可能期間					制度なし	不明	
		93日	93日を超える 1年未満	1年	1年を超える 期間	不明			
平成17年度	100.0	38.3 (100.0)	(75.2)	(5.4)	(10.5)	(8.3)	(0.6)	61.7	0.0
平成20年度	100.0	45.4 (100.0)	(75.9)	(4.6)	(7.7)	(11.8)	(-)	54.2	0.4

イ 介護のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が39.9%（平成17年度34.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が20.7%（同18.4%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」が6.4%（同5.8%）、「介護に要する経費の援助措置」が1.8%（同1.8%）となっている（図8、付属統計表第44表）。

図8 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況（複数回答）



各措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「93日」が最も多く80.5%（平成17年度77.8%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「93日」が最も多く67.9%（平成17年度74.9%）、次いで「1年を超える期間」16.6%（同9.0%）、「1年」10.2%（同10.0%）の順となっている（表42、付属統計表第45表）。

表42 介護のための短時間勤務制度等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間						
			93日	93日を超えて1年未満	1年	1年を超える期間	不明		
短時間勤務制度	平成17年度	100.0	34.6	(100.0)	(77.8)	(4.2)	(11.2)	(6.1)	(0.7)
	平成20年度	100.0	39.9	(100.0)	(80.5)	(5.1)	(8.0)	(6.4)	(-)
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成17年度	100.0	5.8	(100.0)	(58.0)	(6.8)	(13.4)	(21.3)	(0.5)
	平成20年度	100.0	6.4	(100.0)	(60.6)	(4.8)	(13.2)	(21.3)	(-)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成17年度	100.0	18.4	(100.0)	(74.9)	(5.9)	(10.0)	(9.0)	(0.2)
	平成20年度	100.0	20.7	(100.0)	(67.9)	(5.3)	(10.2)	(16.6)	(-)
介護に要する経費の援助措置	平成17年度	100.0	1.8	(100.0)	(41.1)	(7.4)	(25.7)	(23.9)	(1.9)
	平成20年度	100.0	1.8	(100.0)	(56.3)	(4.3)	(8.2)	(31.3)	(-)

ウ 介護のための短時間勤務制度の短縮時間、賃金の取扱い

介護のための「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の長さをみると、「1時間以上2時間未満」が51.8%（平成17年度28.1%）と最も多く、「2時間以上3時間未満」が18.9%（同48.9%）、「1時間未満」が10.3%（同1.0%）の順となっている（表43、付属統計表第46表）。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所において、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いについては「無給」が82.3%（平成17年度81.4%）で最も多く、「有給」が8.5%（同10.5%）、「一部有給」は8.2%（同7.5%）となっている（表44、付属統計表第47表）。

表43 介護のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合 (%)

	短時間勤務制度がある事業所計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	その他	不明
平成17年度	100.0	1.0	28.1	48.9	15.5	4.0	2.4
平成20年度	100.0	10.3	51.8	18.9	7.4	11.2	0.4

表44 介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合 (%)

	短時間勤務制度がある事業所計	有給	一部有給	無給	不明
平成17年度	100.0	10.5	7.5	81.4	0.5
平成20年度	100.0	8.5	8.2	82.3	1.0

(2) 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における各措置の利用状況をみると、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)がいた事業所の割合を措置ごとにみると、「短時間勤務制度」1.1% (平成17年度1.0%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」0.5% (同0.3%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」1.3% (同0.6%)、「介護に要する経費の援助措置」0.8% (同0.7%)となっている(表45、付属統計表第48表)。

また、措置の制度がある事業所における常用労働者のうち同期間の各措置の利用者の割合をみると、「短時間勤務制度」0.04% (平成17年度0.06%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」0.02% (同0.01%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」0.04% (同0.01%)、「介護に要する経費の援助措置」0.04% (同0.03%)となっている(表46、付属統計表第49表)。(注:平成17年度調査では同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は1回として計上したが、平成20年度調査では、同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上了。なお、両調査とも同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれ1人として計上した。)

第45表 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者有り事業所割合 (%)

	制度あり 事業所計	短時間勤務 制度	介護の場合 に利用でき るフレック スタイム 制度	始業・終業 時刻の 繰上げ、 繰下げ	介護に要す る経費の 援助措置
平成17年度	100.0	1.0	0.3	0.6	0.7
平成20年度	100.0	1.1	0.5	1.3	0.8

注:調査前年度1年間に各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)がいた事業所の割合である。

第46表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合 (%)

	制度あり 事業所 の常用 労働者計	短時間勤務 制度 利用者	介護の場合 に利用でき るフレック スタイム 制度 利用者	始業・終業 時刻の 繰上げ、 繰下げ 利用者	介護に要す る経費の 援助措置 利用者
平成17年度	100.0	0.06	0.01	0.01	0.03
平成20年度	100.0	0.04	0.02	0.04	0.04

注1:「利用者」は、調査前年度1年間に各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

注2:平成17年度調査では同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は1回として計上したが、平成20年度調査では、同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上した。なお、両調査とも同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

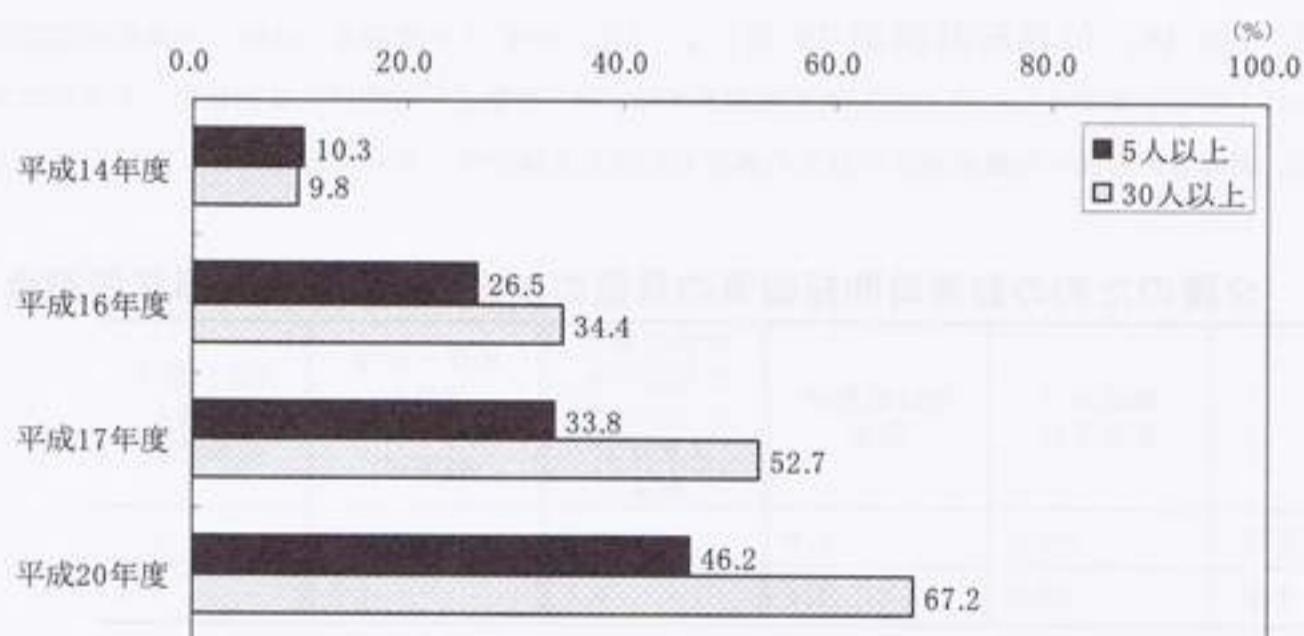
III 子の看護休暇制度に関する事項

1 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では46.2%（平成17年度33.8%）となっており、平成17年度調査より12.4%ポイント上昇している。事業所規模30人以上では67.2%（同52.7%）となっており、平成17年度調査より14.5%ポイント上昇している（図9、10）。

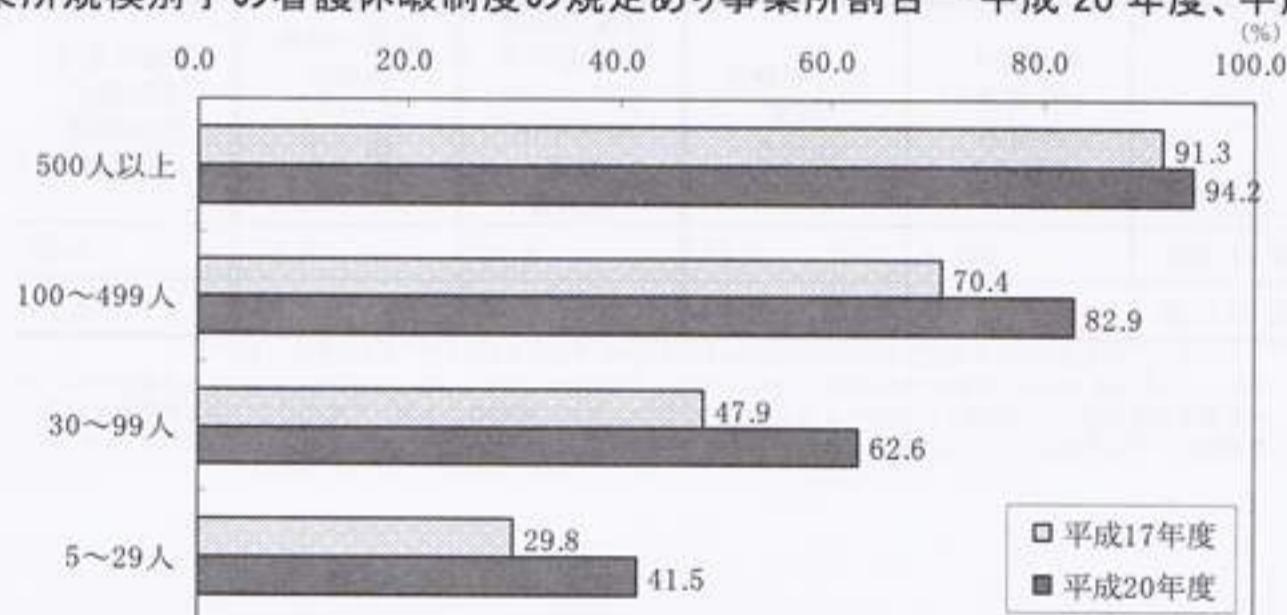
産業別にみると、金融業、保険業（89.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（85.9%）、複合サービス事業（83.1%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上94.2%、100～499人82.9%、30～99人62.6%、5～29人41.5%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第50表）。

図9 子の看護休暇制度の規定あり事業所割合の推移



（注）平成14年度及び16年度は、規定の有無ではなく、制度（慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む。）の有無について質問している。

図10 事業所規模別子の看護休暇制度の規定あり事業所割合 -平成20年度、平成17年度-



2 子の看護休暇制度の内容

(1) 利用可能期間

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで子の看護休暇を取得できるかについてみると、「小学校就学の始期に達するまで(法定どおり)」が92.8%（平成17年度87.2%）と最も多くなっている（表47、付属統計表第51表）。

表47 子の看護休暇制度の利用可能期間別事業所割合 (%)

	子の看護 休暇制度 規定あり 事業所計	小学校就 学の始期 に達する まで(法定 どおり)	小学校入 学～小学 校3年生 (又は9 歳)まで	小学校4 年生～小 学校卒業 (又は12 歳)まで	小学校卒 業以降も 対象	不明
平成17年度	100.0	87.2	1.4	1.7	9.6	0.1
平成20年度	100.0	92.8	1.9	1.8	3.4	0.1

(2) 休暇日数

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が92.4%（平成17年度90.4%）で、その制限の内容は、「同一の労働者につき」が67.2%（同65.2%）、「同一の子につき」が25.6%（同30.3%）となっている（表48、付属統計表第52表）。

制限がある場合の1年間で取得できる休暇日数については、「同一の労働者につき」、「同一の子につき」のいずれも「5日」が最も多く、それぞれ92.9%、93.2%（平成17年度91.6%、90.3%）となっている（表49）。

表48 子の看護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合 (%)

	子の看護休暇 制度の規定あ り事業所計	制限あり	制限の単位			制限なし	不明
			同一の 労働者 につき	同一の 子につ き	その他		
平成17年度	100.0	90.4 (100.0)	(65.2)	(30.3)	(4.5)	9.5	0.0
平成20年度	100.0	92.4 (100.0)	(67.2)	(25.6)	(7.2)	7.1	0.5

表49 子の看護休暇制度の休暇日数の制限日数別事業所割合 (%)

		子の看護休暇制度の 休暇日数の制限 あり事業所計	5日	6日～ 10日	11日～ 20日	21日～	不明
平成17年度	同一の労働者につき	[65.2] 100.0	91.6	4.1	2.2	2.0	0.0
	同一の子につき	[30.3] 100.0	90.3	1.2	2.4	6.1	0.0
	その他	[4.5] 100.0	81.1	5.3	8.5	5.0	0.1
平成20年度	同一の労働者につき	[67.2] 100.0	92.9	3.5	1.2	1.7	0.7
	同一の子につき	[25.6] 100.0	93.2	2.6	0.6	3.6	0.0
	その他	[7.2] 100.0	81.3	9.4	3.6	5.4	0.2

注：〔 〕は、全事業所のうち、「同一の労働者につき」、「同一の子につき」、「その他」により子の看護休暇の取得日数の制限がある事業所の割合である。

(3) 子以外で対象となる家族の範囲

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、子以外の家族についても看護休暇制度の対象としている事業所は 10.2%（平成 17 年度 19.9%）で、その対象となる家族をみると（複数回答）、「配偶者」を対象とする事業所割合は 81.3%（同 85.0%）、「本人の父母」は 74.1%（同 80.2%）、「配偶者の父母」は 64.6%（同 72.1%）となっている（表 50、付属統計表第 53 表）。

表 50 子以外で看護休暇制度の対象としている家族の範囲別事業所割合

(%)

子の看護休暇制度規定あり事業所計	対象としている	対象家族（複数回答）							対象に制限なし	不明	対象としない	不明	
		配偶者	本人の父母	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他					
平成 17 年度	100.0	19.9 (100.0)	(85.0)	(80.2)	(72.1)	(52.0)	(47.4)	(44.0)	(12.6)	(12.4)	(0.0)	80.1	0.1
平成 20 年度	100.0	10.2 (100.0)	(81.3)	(74.1)	(64.6)	(31.9)	(30.7)	(31.2)	(19.1)	(13.4)	(1.5)	89.4	0.4

(4) 子の看護休暇制度の対象労働者

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、労使協定で除外できることとなっている者について、子の看護休暇制度の対象としている事業所は、「所定労働日数が週 2 日以下の者」については 20.3%（平成 17 年度 18.7%）、「勤続 6 か月未満の者」については 28.7%（同 27.1%）となっている（表 51、付属統計表第 54 表）。

表 51 子の看護休暇制度の対象労働者の状況別事業所割合 (%)

子の看護休暇制度規定あり事業所計	子の看護休暇制度の対象としている労働者の種類	
	所定労働日数が週 2 日以下の者	勤続 6 か月未満の者
平成 17 年度	100.0	18.7
平成 20 年度	100.0	28.7

(5) 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い

子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱いについては「無給」が 64.2%（平成 17 年度 62.5%）と最も多くなっており、「有給」が 20.6%（平成 17 年度 16.5%）、「一部有給」が 13.2%（同 9.3%）となっている（表 52、付属統計表第 55 表）。

表 52 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

	事業所計	有給	一部有給	無給	不明
平成 17 年度	100.0	16.5	9.3	62.5	11.7
平成 20 年度	100.0	20.6	13.2	64.2	2.0

(6) 子の看護休暇制度の利用状況

就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に子の看護休暇の取得者がいた事業所の割合は12.7%であった。取得者がいた事業所のうち、男女労働者ともに看護休暇を取得した事業所は18.2%、女性労働者のみ看護休暇を取得した事業所は58.9%、男性労働者のみ看護休暇を取得した事業所は23.0%であった（表53、付属統計表第56表）。

表53 子の看護休暇取得状況別事業所割合

(%)

	就学前までの子を持つ労働者がいる事業所計	子の看護休暇取得者あり	男女別取得者の状況		
			男女労働者ともに取得者あり	女性労働者のみ取得者あり	男性労働者のみ取得者あり
平成20年度	(22.3) 100.0	12.7 (100.0)	(18.2)	(58.9)	(23.0)

注1：〔 〕は、全事業所のうち、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所の割合である。

注2：「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に子の看護休暇を取得した者をいう。

就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は15.2%で、取得者の取得日数については、「1～3日」が48.7%で最も多く、次いで「5日」30.0%、「4日」11.0%の順となっている。

また、就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は2.8%で、取得者の取得日数については、「1～3日」が80.8%で最も多く、次いで「5日」10.4%、「4日」4.6%の順となっている（表54、付属統計表第57表）。

表54 子の看護休暇取得者割合及び取得日数別取得者割合

(%)

	就学前までの子を持つ労働者計	子の看護休暇取得者	取得日数					
			1～3日	4日	5日	6日	7～9日	10日以上
女性	100.0	15.2 (100.0)	(48.7)	(11.0)	(30.0)	(1.0)	(1.7)	(7.6)
男性	100.0	2.8 (100.0)	(80.8)	(4.6)	(10.4)	(0.1)	(4.1)	(0.1)

注：「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に子の看護休暇を取得した者をいう。

IV 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

1 時間外労働の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は42.9%となっている。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学始期まで」が92.4%と最も多くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は41.2%となっている（表55、56、付属統計表第58、59表）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所について規定の有無をみると、育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は52.0%（平成17年度39.7%）、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は47.9%（同37.7%）となっている。

表55 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無及び利用可能期間別事業所割合 (%)

事業所計	規定あり	利用可能期間					規定なし	不明		
		小学校就学始期まで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以後も利用可能	不明				
平成20年度	100.0	42.9	(100.0)	(92.4)	(3.0)	(1.4)	(1.1)	(2.2)	56.5	0.6

表56 家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
20年度	100.0	41.2	57.8	1.0

2 深夜業の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は43.3%、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は42.7%となっている（表57、58、付属統計表第60、61表）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所について規定の有無をみると、育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は61.5%（平成17年度50.1%）、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は60.9%（同49.0%）となっている。

表57 育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
平成20年度	100.0	43.3	55.9	0.7

表58 家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
平成20年度	100.0	42.7	56.6	0.7

V 配偶者出産休暇制度に関する事項

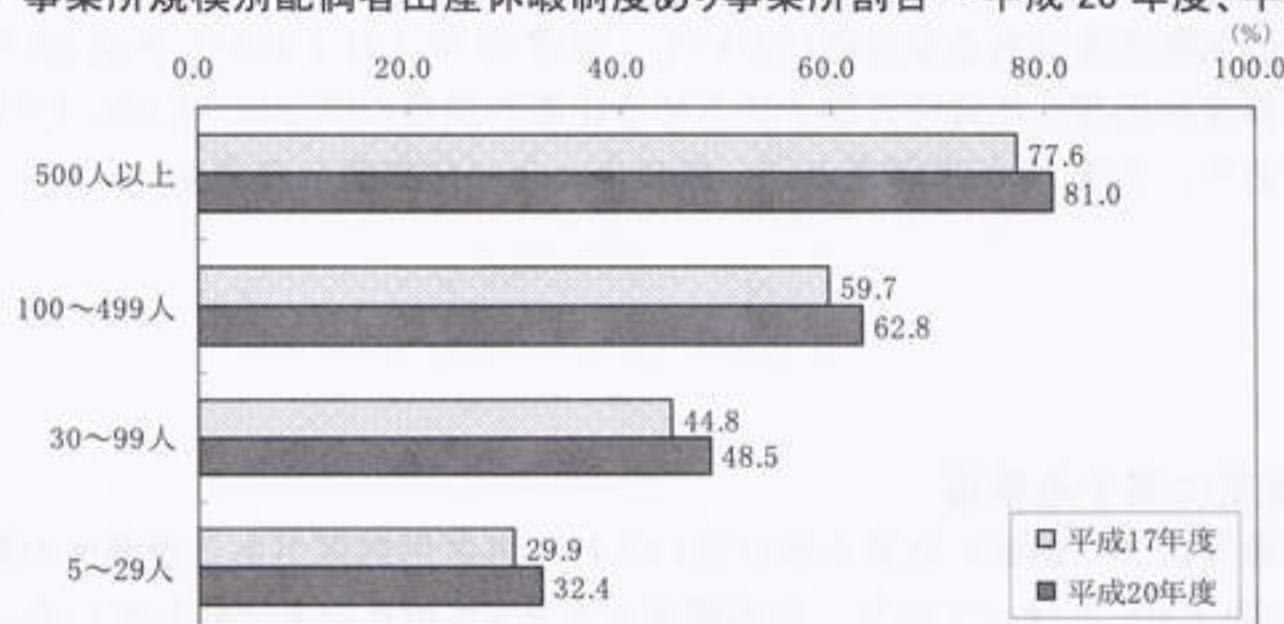
1 配偶者出産休暇制度の導入状況

配偶者出産休暇制度がある事業所の割合は36.0%（平成17年度33.0%）で平成17年度調査に比べ3.0%ポイント上昇している。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(85.2%)、複合サービス事業(82.6%)、金融業、保険業(68.0%)で制度がある事業所の割合は高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上81.0%、100～499人62.8%、30～99人で48.5%、5～29人で32.4%と規模が大きくなるほど制度がある事業所割合は高くなっているが、特に500人以上で制度がある事業所割合が高くなっている（図11、12、付属統計表第62表）。

図11 配偶者出産休暇制度あり事業所割合の推移



図12 事業所規模別配偶者出産休暇制度あり事業所割合 -平成20年度、平成17年度-



配偶者出産休暇制度がある事業所における配偶者の出産1回につき取得できる休暇日数については、「1日～5日」が91.7%（平成17年度94.6%）と最も多くなっている。また、休暇中の賃金の取扱いについては、「有給」が82.8%（同84.7%）と最も多く、「無給」12.4%（同12.3%）、「一部有給」4.2%（同3.0%）となっている（表59、60、付属統計表第63表）。

表59 配偶者出産休暇制度の有無及び取得可能日数別事業所割合 (%)

	事業所 計	制度あり	取得可能日数						制度 なし	不明	
			1日～ 5日	6日～ 10日	11日～ 15日	16日～ 20日	21日 以上	その他			
平成17年度	100.0	33.0 (100.0)	(94.6)	(3.0)	(0.5)	(0.0)	(0.6)	(0.7)	(0.5)	67.0	0.0
平成20年度	100.0	36.0 (100.0)	(91.7)	(2.7)	(0.3)	(0.1)	(1.3)	(4.0)	(0.0)	63.7	0.3

表60 配偶者出産休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

	配偶者出産 休暇制度 あり 事業所 計	有給	一部有給	無給	不明
平成17年度	100.0	84.7	3.0	12.3	0.0
平成20年度	100.0	82.8	4.2	12.4	0.7

2 配偶者出産休暇制度の利用状況

配偶者出産休暇制度がある事業所において、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に配偶者が出産した男性労働者に占める休暇利用者の割合は55.6%（平成17年度55.6%）であり、平成17年度調査と同じ値であった（付属統計表第64表）。

VI 再雇用制度に関する事項

育児、介護等により退職した者を再び雇い入れる再雇用制度がある事業所の割合は29.9%（平成8年度20.7%）となっており、前回調査より9.2%ポイント上昇している。

産業別にみると、複合サービス事業（61.5%）、金融業、保険業（55.4%）で制度がある事業所割合が高くなっている（表61、付属統計表第65表）。（注：パートタイム労働者として再雇用される場合や、企業グループ内の再雇用は含むが、定年後の再雇用は除外）

表61 再雇用制度の有無別事業所割合 (%)

	事業所 計	制度あり	制度なし	不明
平成8年度	100.0	20.7	79.3	0.0
平成20年度	100.0	29.9	69.8	0.3

（注：パートタイム労働者として再雇用される場合や、企業グループ内の再雇用は含むが、定年後の再雇用は除外）

第3章 統 計 表

第1表 育児休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総 数	100.0	66.4	33.5	0.1
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	73.7	26.3	—
建設業	100.0	51.8	48.2	—
製造業	100.0	56.0	44.0	—
食料品等製造業	100.0	56.6	43.4	—
織維工業	100.0	51.4	48.6	—
木材等製造業	100.0	39.7	60.3	—
紙等製造業	100.0	64.3	35.7	—
印刷関連製造業	100.0	62.5	37.5	—
化学製品等製造業	100.0	79.8	20.2	—
ゴム・革製品等製造業	100.0	54.5	45.5	—
窯業・土石製造業	100.0	66.3	33.7	—
鉄鋼業等製造業	100.0	54.9	45.1	—
金属製品製造業	100.0	46.8	53.2	—
一般機械器具製造業	100.0	46.1	53.9	—
電気機械器具等製造業	100.0	66.3	33.7	—
輸送用機械器具製造業	100.0	67.0	33.0	—
その他製造業	100.0	51.0	49.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.0	5.0	—
情報通信業	100.0	79.9	20.1	—
運輸業、郵便業	100.0	69.6	30.4	—
卸売業、小売業	100.0	64.8	35.2	—
卸売業	100.0	71.0	29.0	—
小売業	100.0	60.2	39.8	—
金融業、保険業	100.0	96.5	3.5	—
不動産業、物品販賣業	100.0	70.8	29.2	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	57.4	42.5	0.1
学術・開発研究機関	100.0	89.9	9.1	1.0
専門サービス業	100.0	58.7	41.3	—
広告業	100.0	63.0	37.0	—
技術サービス業	100.0	52.2	47.8	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	58.0	42.0	—
宿泊業	100.0	51.7	48.3	—
飲食店	100.0	59.9	40.1	—
飲食サービス業	100.0	52.5	47.5	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	65.3	34.7	—
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	49.1	50.9	—
その他の生活関連サービス業	100.0	80.3	19.7	—
娯楽業	100.0	71.8	28.2	—
教育、学習支援業	100.0	82.4	17.6	—
医療、福祉	100.0	76.3	22.7	1.0
複合サービス事業	100.0	93.2	6.8	—
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	69.5	30.5	0.0
廃棄物処理業	100.0	55.5	44.5	—
自動車整備業	100.0	59.1	40.9	—
機械等修理業	100.0	73.1	26.9	—
職業紹介・労働者派遣業	100.0	81.7	18.3	—
その他の事業サービス業	100.0	73.0	27.0	—
政治・経済・文化団体	100.0	80.6	19.4	—
宗教	100.0	27.3	72.5	0.2
その他のサービス業	100.0	75.8	24.2	—
事業所規模				
500人以上	100.0	99.8	0.2	—
100～499人	100.0	97.2	2.8	—
30～99人	100.0	86.4	13.6	0.0
5～29人	100.0	61.4	38.5	0.1
30人以下（再掲）	100.0	88.8	11.2	0.0
労働組合の有無				
あり	100.0	96.2	3.8	0.0
なし	100.0	58.7	41.2	0.1

第2表 最長育児休業期間別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	1歳6か月(法定どおり)	1歳6か月を超える2歳未満	2歳~3歳未満	3歳以上	不明
総 数	100.0	87.0	3.1	7.9	1.6	0.4
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	97.0	0.4	2.5	—	—
建設業	100.0	95.5	0.7	2.2	1.6	—
製造業	100.0	93.2	2.5	3.4	0.9	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	39.3	17.4	23.6	19.7	—
情報通信業	100.0	69.1	8.6	11.7	10.6	—
運輸業、郵便業	100.0	82.0	7.5	8.9	0.0	1.6
卸売業、小売業	100.0	90.8	2.7	4.2	1.7	0.6
金融業、保険業	100.0	78.8	5.3	15.6	0.3	—
不動産業、物品販賣業	100.0	83.1	6.4	7.3	3.2	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	86.4	3.2	8.5	0.8	1.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	87.9	5.0	4.7	2.1	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	89.1	3.0	6.4	1.4	0.0
教育、学習支援業	100.0	86.5	1.6	10.2	1.7	—
医療、福祉	100.0	96.4	0.5	2.5	0.0	0.5
複合サービス事業	100.0	47.2	—	50.7	2.1	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.7	3.1	10.0	2.5	0.7
事業所規模						
500人以上	100.0	56.0	16.6	19.2	7.7	0.5
100~499人	100.0	79.7	6.4	11.4	2.1	0.4
30~99人	100.0	87.1	3.4	7.9	1.2	0.4
5~29人	100.0	87.7	2.7	7.6	1.6	0.4
30人以上(再掲)	100.0	85.0	4.3	8.8	1.5	0.4
労働組合の有無						
あり	100.0	71.5	5.4	19.3	3.3	0.5
なし	100.0	93.6	2.1	3.1	0.9	0.4

第3表 育児休業取得可能回数別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	1回	2回	3回	4回以上	制限なし	不明
総 数	100.0	91.4	1.3	0.4	0.1	6.8	0.0
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	94.6	2.8	—	—	2.5	—
建設業	100.0	92.5	2.2	1.6	—	3.8	—
製造業	100.0	91.9	1.6	0.1	0.5	6.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	89.2	3.0	2.1	—	5.7	—
情報通信業	100.0	79.0	5.0	—	—	15.9	—
運輸業、郵便業	100.0	92.9	2.8	—	—	4.3	—
卸売業、小売業	100.0	89.3	0.8	0.1	—	9.8	—
金融業、保険業	100.0	95.0	1.8	0.2	—	3.0	—
不動産業、物品販賣業	100.0	96.0	0.0	—	0.2	3.8	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	90.5	1.5	1.6	—	6.3	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	87.8	1.0	—	0.8	10.4	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	90.2	0.6	1.4	0.0	7.8	—
教育、学習支援業	100.0	94.0	0.1	0.1	—	5.9	—
医療、福祉	100.0	96.2	0.6	0.1	—	3.0	—
複合サービス事業	100.0	91.1	1.1	0.1	—	7.7	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.9	1.2	1.4	0.5	7.0	0.0
事業所規模							
500人以上	100.0	89.8	2.0	0.7	0.5	7.1	—
100~499人	100.0	91.2	1.5	0.5	0.1	6.6	—
30~99人	100.0	91.6	2.1	0.4	0.2	5.6	0.0
5~29人	100.0	91.3	1.1	0.4	0.1	7.1	—
30人以上(再掲)	100.0	91.5	2.0	0.4	0.2	5.9	0.0
労働組合の有無							
あり	100.0	90.8	2.0	1.0	0.0	6.2	—
なし	100.0	91.6	1.0	0.2	0.2	7.0	0.0

第4表 1歳以降の育児休業の取得要件別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる	育児・介護休業法の要件を満たさなくても取得できる		不明
			法とは異なる要件を設けている	特に要件は設けていない	
総 数	100.0	83.6	4.1	11.9	0.4
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	99.4	—	0.6	—
建設業	100.0	90.5	1.0	8.5	—
製造業	100.0	88.9	2.1	8.7	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.2	31.9	25.9	—
情報通信業	100.0	70.7	11.8	17.5	—
運輸業、郵便業	100.0	83.4	5.6	11.0	—
卸売業、小売業	100.0	87.2	3.7	8.0	1.1
金融業、保険業	100.0	74.3	3.7	22.0	—
不動産業、物品販賣業	100.0	78.5	8.7	12.7	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	82.4	3.0	14.6	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	86.3	4.9	8.7	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.0	6.6	9.0	0.4
教育、学習支援業	100.0	80.7	3.5	15.8	—
医療、福祉	100.0	88.1	2.8	8.8	0.4
複合サービス事業	100.0	51.2	5.2	43.5	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.4	6.0	11.2	0.3
事業所規模					
500人以上	100.0	64.0	18.7	17.3	—
100~499人	100.0	81.4	9.4	9.2	0.0
30~99人	100.0	85.2	4.2	10.1	0.5
5~29人	100.0	83.4	3.6	12.6	0.4
30人以上(再掲)	100.0	84.0	5.6	10.0	0.4
労働組合の有無					
あり	100.0	72.0	9.5	18.1	0.5
なし	100.0	88.5	1.8	9.4	0.4

第5表 育児休業制度の対象労働者の状況別事業所割合

総数	育児休業制度実施事業所計	所定労働日数が週2日以下の者			勤続1年未満の者			配偶者(内職關係の妻又は夫を含む)が常勤として子を養育することができる者			1年以内に退職することが明らかなる者		
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明
100.0	15.8	82.5	1.7	20.3	78.6	1.2	25.5	73.2	1.3	24.8	73.9	1.3	
産業													
紅葉、桜石業、砂利採取業	100.0	8.6	88.9	2.5	11.8	85.7	2.5	11.2	86.3	2.5	26.1	71.3	2.5
建設業	100.0	10.4	86.2	3.4	21.7	75.1	3.2	25.7	71.1	3.2	24.3	72.5	3.2
製造業	100.0	15.0	84.3	0.7	20.9	78.5	0.6	29.5	69.9	0.6	27.4	72.0	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.5	80.5	—	20.5	79.5	—	20.2	79.8	—	16.3	83.7	—
情報通信業	100.0	10.1	89.9	—	17.7	82.3	—	16.8	83.2	—	16.2	83.8	—
運輸業、郵便業	100.0	8.5	88.7	2.8	10.7	88.1	1.2	19.5	79.3	1.2	15.8	83.0	1.2
卸売業、小売業	100.0	15.5	82.6	1.9	15.8	82.5	1.7	24.8	73.2	1.9	20.3	77.9	1.7
金融業、保険業	100.0	17.1	79.0	3.9	8.1	91.9	—	22.2	76.6	1.2	16.0	82.7	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	17.7	82.3	—	29.3	70.7	—	26.6	73.4	—	28.5	71.5	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	13.3	84.7	2.0	21.8	76.6	1.7	25.2	73.1	1.7	23.0	75.4	1.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	15.6	82.3	2.1	18.1	81.9	—	26.3	73.7	—	25.9	72.0	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.9	86.6	0.6	21.4	76.7	1.9	21.5	77.8	0.7	20.6	78.8	0.6
教育、学習支援業	100.0	13.0	85.4	1.6	28.9	69.5	1.6	33.6	63.2	3.2	36.1	62.4	1.6
医療、福祉	100.0	15.8	83.8	0.4	23.0	76.6	0.4	28.7	70.5	0.8	26.6	73.0	0.4
複合サービス事業	100.0	53.5	45.4	1.1	53.4	45.5	1.1	20.8	78.1	1.1	61.1	37.8	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.0	86.9	1.1	22.2	76.7	1.1	28.0	71.2	0.7	26.2	72.7	1.1
事業所規模													
500人以上	100.0	23.0	75.6	1.3	22.2	77.8	—	27.5	72.3	0.1	21.5	78.2	0.3
100~499人	100.0	17.3	82.4	0.3	18.7	81.1	0.2	24.8	75.1	0.2	22.2	77.7	0.2
30~99人	100.0	15.8	83.0	1.2	17.1	82.2	0.7	24.7	74.0	1.3	23.3	75.9	0.8
5~29人	100.0	15.6	82.5	1.9	21.1	77.5	1.4	25.7	72.9	1.4	25.4	73.1	1.6
30人以上(再掲)	100.0	16.3	82.7	1.0	17.5	81.9	0.6	24.7	74.2	1.0	23.0	76.3	0.6
労働組合の有無													
あり	100.0	24.0	74.5	1.5	23.6	76.3	0.1	24.6	74.6	0.8	27.6	72.0	0.4
なし	100.0	12.3	85.9	1.8	18.9	79.5	1.6	25.8	72.6	1.6	23.6	74.6	1.7

第6表 有期契約労働者の育児休業取得要件別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	定めている	対象労働者の範囲			定めていない	不明
			法定の要件と同じとし ていてる	法定の要件より一部広 くしている	法定の要件にかかわら ず、すべての有期契約 労働者としている		
総 数	100.0	64.4 (100.0)	(94.8)	(3.1)	(2.1)	34.6	1.0
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	53.4 (100.0)	(99.2)	(0.6)	(0.2)	44.1	2.5
建設業	100.0	51.6 (100.0)	(96.9)	(3.1)	(0.1)	45.2	3.2
製造業	100.0	58.0 (100.0)	(95.7)	(1.8)	(2.4)	41.9	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.4 (100.0)	(85.5)	(13.4)	(1.1)	30.6	—
情報通信業	100.0	66.1 (100.0)	(89.5)	(10.1)	(0.4)	33.9	—
運輸業、郵便業	100.0	68.9 (100.0)	(91.5)	(8.1)	(0.4)	30.5	0.6
卸売業、小売業	100.0	67.0 (100.0)	(94.8)	(1.3)	(3.8)	31.5	1.5
金融業、保険業	100.0	81.7 (100.0)	(91.9)	(6.6)	(1.5)	18.3	—
不動産業、物品販賣業	100.0	64.2 (100.0)	(99.5)	(0.5)	(0.0)	35.8	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	59.6 (100.0)	(95.8)	(1.6)	(2.6)	39.2	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	64.0 (100.0)	(95.3)	(4.6)	(0.0)	33.9	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	58.4 (100.0)	(93.6)	(1.3)	(5.1)	41.0	0.6
教育、学習支援業	100.0	52.1 (100.0)	(92.9)	(4.0)	(3.1)	46.3	1.6
医療、福祉	100.0	61.8 (100.0)	(98.5)	(0.6)	(0.8)	37.8	0.4
複合サービス事業	100.0	86.9 (100.0)	(96.7)	(2.2)	(1.1)	13.1	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	63.6 (100.0)	(91.4)	(5.4)	(3.2)	36.2	0.2
事業所規模							
500人以上	100.0	83.2 (100.0)	(88.2)	(8.8)	(3.1)	16.7	0.1
100~499人	100.0	72.8 (100.0)	(93.5)	(4.1)	(2.3)	27.1	0.1
30~99人	100.0	66.8 (100.0)	(96.4)	(2.0)	(1.6)	32.2	1.0
5~29人	100.0	63.1 (100.0)	(94.5)	(3.3)	(2.2)	35.8	1.1
30人以上(再掲)	100.0	68.4 (100.0)	(95.6)	(2.6)	(1.8)	30.8	0.8
労働組合の有無							
あり	100.0	80.0 (100.0)	(90.4)	(6.6)	(3.0)	19.8	0.2
なし	100.0	57.8 (100.0)	(97.4)	(1.1)	(1.5)	40.9	1.4

第7表 育児休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合

(%)

	事業所計	明示する		明示しない	不明
		書面を交付	口頭のみで伝達		
総 数	100.0	45.0	30.0	24.0	0.9
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	45.5	35.6	17.0	1.9
建設業	100.0	36.2	30.0	32.1	1.8
製造業	100.0	41.5	33.3	24.4	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.1	24.0	16.0	—
情報通信業	100.0	46.2	37.0	16.8	—
運輸業、郵便業	100.0	49.0	31.6	19.4	—
卸売業、小売業	100.0	43.7	28.1	27.0	1.1
金融業、保険業	100.0	69.6	22.7	6.5	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	53.4	24.4	22.2	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	48.2	32.3	19.5	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	41.8	30.0	27.9	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	40.7	29.9	27.8	1.7
教育、学習支援業	100.0	43.3	48.3	8.1	0.3
医療、福祉	100.0	47.2	34.0	17.5	1.3
複合サービス事業	100.0	45.5	9.1	45.3	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	51.6	28.5	18.5	1.4
事業所規模					
500人以上	100.0	65.8	24.4	9.7	0.1
100~499人	100.0	59.5	29.6	10.8	0.1
30~99人	100.0	52.9	29.6	16.9	0.7
5~29人	100.0	43.0	30.1	25.9	1.0
30人以上(再掲)	100.0	54.4	29.5	15.6	0.5
労働組合の有無					
あり	100.0	60.4	22.0	17.3	0.3
なし	100.0	41.1	32.1	25.8	1.1
育児休業制度の規定の有無					
あり	100.0	56.2	29.0	14.1	0.7
なし	100.0	23.1	32.1	43.7	1.1

第8表 育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合

総数	事業所計	金銭の支給 あり	支給方法(箇数回答)										金銭の支給は しない。	不明		
			毎月の金員支給の内容				一時金等を 支給する									
			毎月内給与額の 20%以上を支給	毎月内給与額の 20%未満を支給	定期を支給	その他	不規	一時金等を 支給する	一時金を支給	日数固定で 有給とする	その他	不明				
100.0	13.7	6.7	(100.0)	(35.6)	(23.5)	(5.3)	(15.3)	(19.5)	(0.7)	(100.0)	(38.0)	(43.6)	(15.2)	(3.2)		
企業																
製造業、採石業、砂利採取業	100.0	13.7	7.1	(100.0)	(-)	(17.7)	(26.4)	(52.8)	(3.2)	(-)	(100.0)	(11.6)	(60.1)	(28.3)	(-)	
建設業	100.0	18.6	8.2	(100.0)	(50.0)	(10.0)	(10.0)	(20.2)	(-)	(100.0)	(10.4)	(47.3)	(35.6)	(17.1)	(-)	
製造業	100.0	13.9	5.7	(100.0)	(27.9)	(3.1)	(18.3)	(20.3)	(2.0)	(100.0)	(8.9)	(27.8)	(38.9)	(12.9)	(0.3)	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	17.4	10.5	(100.0)	(10.9)	(82.3)	(-)	(6.8)	(-)	(100.0)	(6.9)	(81.1)	(-)	(18.9)	(-)	
情報通信業	100.0	10.9	7.1	(100.0)	(5.0)	(45.6)	(25.5)	(23.5)	(0.3)	(-)	(100.0)	(3.9)	(28.4)	(53.6)	(17.9)	
宿泊業、飲食業	100.0	15.7	7.6	(100.0)	(22.7)	(29.4)	(1.3)	(14.7)	(31.9)	(-)	(100.0)	(9.3)	(6.6)	(51.6)	(-)	
卸売業、小売業	100.0	12.6	6.2	(100.0)	(44.4)	(19.9)	(6.0)	(20.7)	(7.5)	(1.5)	(100.0)	(6.9)	(40.1)	(34.5)	(14.6)	
金融業、保険業	100.0	9.8	2.2	(100.0)	(14.5)	(21.2)	(-)	(64.0)	(0.3)	(-)	(100.0)	(7.9)	(81.1)	(0.1)	(-)	
不動産業、物品販賣業	100.0	12.4	8.0	(100.0)	(47.4)	(28.0)	(-)	(23.7)	(0.9)	(-)	(100.0)	(4.4)	(48.7)	(47.4)	(3.9)	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.3	10.3	(100.0)	(38.8)	(16.4)	(10.8)	(24.7)	(9.3)	(-)	(100.0)	(9.6)	(49.0)	(41.6)	(9.3)	
販賣業、飲食サービス業	100.0	15.0	9.0	(100.0)	(62.1)	(20.2)	(5.9)	(0.0)	(11.7)	(-)	(100.0)	(8.0)	(23.2)	(54.5)	(15.3)	
生活衛生サービス業、旅館業	100.0	11.1	3.9	(100.0)	(51.6)	(20.1)	(-)	(22.0)	(5.2)	(1.2)	(100.0)	(7.3)	(100.0)	(57.4)	(13.0)	
教育、学習支援業	100.0	10.1	7.2	(100.0)	(27.1)	(23.2)	(-)	(4.6)	(45.1)	(-)	(100.0)	(3.2)	(100.0)	(55.7)	(41.3)	
医療、福祉	100.0	14.3	6.0	(100.0)	(-)	(48.2)	(-)	(-)	(51.8)	(-)	(100.0)	(9.8)	(68.5)	(31.5)	(-)	
複合サービス業	100.0	6.1	4.7	(100.0)	(23.5)	(57.6)	(-)	(-)	(18.9)	(-)	(100.0)	2.3	(9.3)	(47.7)	(43.0)	
ナービス業(100.0:92.6:6.5:3.6)	100.0	14.3	8.9	(100.0)	(18.3)	(11.2)	(5.7)	(27.5)	(35.4)	(1.9)	(100.0)	6.4	(45.1)	(30.5)	(4.3)	
事業所規模																
100人以上	100.0	20.9	10.1	(100.0)	(11.6)	(42.6)	(7.1)	(10.5)	(24.9)	(3.0)	(100.0)	12.8	(47.2)	(15.5)	(37.3)	
100~499人	100.0	10.4	4.8	(100.0)	(31.4)	(29.0)	(7.9)	(14.9)	(16.6)	(-)	(100.0)	6.7	(53.0)	(20.3)	(25.3)	
50~99人	100.0	9.2	4.2	(100.0)	(36.8)	(38.1)	(0.7)	(13.5)	(16.7)	(4.2)	(100.0)	6.0	(35.1)	(34.4)	(24.2)	
5~29人	100.0	14.7	7.2	(100.0)	(36.7)	(21.6)	(5.7)	(15.6)	(19.8)	(0.4)	(100.0)	8.1	(37.8)	(45.7)	(13.6)	
30人以上(西播)	100.0	9.6	4.4	(100.0)	(27.4)	(36.2)	(2.5)	(13.7)	(17.0)	(3.2)	(100.0)	6.2	(39.5)	(24.8)	(5.9)	
労働組合の有無																
なし	100.0	12.0	5.1	(100.0)	(31.7)	(26.2)	(3.2)	(23.7)	(14.9)	(0.3)	(100.0)	7.8	(44.2)	(21.0)	(34.8)	
なし	100.0	14.2	7.1	(100.0)	(36.4)	(23.6)	(5.7)	(13.8)	(20.3)	(0.8)	(100.0)	7.8	(36.4)	(49.4)	(10.1)	
育児休業制度の規定の有無																
なし	100.0	9.1	4.1	(100.0)	(38.2)	(21.5)	(6.3)	(16.4)	(18.6)	(0.9)	(100.0)	5.6	(43.3)	(38.1)	(19.8)	
なし	100.0	23.1	11.8	(100.0)	(32.8)	(24.9)	(4.6)	(16.0)	(20.1)	(0.6)	(100.0)	12.2	(33.2)	(51.2)	(11.0)	

第9表 育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

	定期昇給の制度 がある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中 の定期昇給 は行わずに 復職後に時 期をずらし て昇給する	休業期間中 の定期昇給 は行わずに 復職後の定期 昇給時期に持 ち越す	その他の 取扱いを 決めて いる	特に決め ていない	不明
総 数	[52.7] 100.0	20.5	24.0	28.6	6.8	19.9	0.3
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[57.5] 100.0	10.9	38.0	32.6	3.6	11.7	3.3
建設業	[41.0] 100.0	12.1	14.8	36.6	8.7	27.8	—
製造業	[48.3] 100.0	24.3	21.0	23.6	4.9	26.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[72.2] 100.0	30.6	32.6	20.5	9.1	7.3	—
情報通信業	[56.5] 100.0	24.9	29.4	22.5	6.4	16.7	—
運輸業、郵便業	[47.7] 100.0	19.3	27.2	27.7	12.2	12.8	0.9
卸売業、小売業	[54.7] 100.0	20.5	18.8	31.4	5.9	22.7	0.7
金融業、保険業	[66.7] 100.0	30.3	26.9	29.0	9.9	4.0	—
不動産業、物品販賣業	[52.9] 100.0	17.8	24.0	24.3	8.0	25.9	—
学術研究、専門・技術サービス業	[54.6] 100.0	19.8	19.6	28.8	4.8	26.9	0.1
宿泊業、飲食サービス業	[30.4] 100.0	26.9	31.7	10.5	5.6	24.3	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	[46.8] 100.0	22.0	22.2	30.5	5.6	19.6	—
教育、学習支援業	[66.9] 100.0	19.9	22.7	38.3	1.8	17.2	0.0
医療、福祉	[67.5] 100.0	21.0	23.6	34.7	6.4	14.3	—
複合サービス事業	[92.8] 100.0	7.9	61.7	16.6	9.5	4.3	—
サービス業(他に分類されないもの)	[50.3] 100.0	21.4	22.8	23.5	6.7	25.4	0.3
事業所規模							
500人以上	[78.9] 100.0	39.9	24.5	19.0	14.9	1.5	0.2
100~499人	[74.2] 100.0	31.6	23.7	27.4	11.3	6.0	—
30~99人	[63.2] 100.0	23.2	26.3	28.1	8.2	13.6	0.5
5~29人	[49.8] 100.0	19.0	23.5	28.8	6.1	22.3	0.3
30人以上(再掲)	[65.7] 100.0	25.5	25.7	27.8	9.0	11.7	0.4
労働組合の有無							
あり	[75.9] 100.0	31.5	29.4	20.1	10.8	7.3	0.9
なし	[46.7] 100.0	15.8	21.7	32.2	5.0	25.2	0.1
育児休業制度の規定の有無							
あり	[65.3] 100.0	21.9	26.9	30.2	7.9	12.8	0.3
なし	[28.0] 100.0	14.0	10.5	21.0	1.3	52.8	0.4

注: [] は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

第10表 賞与算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	賞与の制度がある事業所計	休業期間も休まなかつたものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日数又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
総 数	[71.0] 100.0	3.9	2.1	70.8	4.1	18.8	0.3
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[75.4] 100.0	8.3	0.1	67.4	5.6	16.1	2.5
建設業	[61.0] 100.0	5.6	4.0	57.8	5.5	25.7	1.3
製造業	[69.5] 100.0	3.3	2.3	63.7	4.0	26.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.6] 100.0	0.3	3.1	87.4	5.2	4.0	—
情報通信業	[70.5] 100.0	2.5	2.4	76.8	6.6	11.7	—
運輸業、郵便業	[67.9] 100.0	4.4	0.6	74.5	3.6	16.3	0.6
卸売業、小売業	[71.1] 100.0	2.7	1.3	70.1	3.5	22.5	—
金融業、保険業	[85.1] 100.0	3.0	0.7	88.6	4.7	2.7	0.3
不動産業、物品販賣業	[81.2] 100.0	4.9	0.0	80.1	2.6	12.4	—
学術研究、専門・技術サービス業	[71.8] 100.0	5.7	1.6	60.7	4.7	27.3	—
宿泊業、飲食サービス業	[56.8] 100.0	6.8	0.4	67.4	6.5	18.5	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	[72.3] 100.0	6.6	1.5	70.8	2.0	19.2	—
教育、学習支援業	[76.6] 100.0	3.4	7.0	68.5	5.7	15.4	—
医療、福祉	[79.4] 100.0	4.1	3.4	78.2	3.1	11.2	—
複合サービス事業	[92.1] 100.0	1.0	1.9	92.6	2.2	2.3	—
サービス業(他に分類されないもの)	[71.6] 100.0	4.6	3.2	67.3	5.4	18.8	0.6
事業所規模							
500人以上	[93.4] 100.0	1.3	4.6	84.4	9.2	0.5	—
100~499人	[88.1] 100.0	2.8	2.5	82.3	8.4	4.0	—
30~99人	[78.8] 100.0	3.6	2.1	80.4	4.5	8.9	0.5
5~29人	[68.8] 100.0	4.1	2.1	68.2	3.8	21.6	0.2
30人以上(再掲)	[80.9] 100.0	3.4	2.2	80.9	5.4	7.7	0.4
労働組合の有無							
あり	[89.6] 100.0	3.1	1.5	83.9	7.4	3.8	0.3
なし	[66.2] 100.0	4.3	2.3	66.3	2.9	24.0	0.3
育児休業制度の規定の有無							
あり	[82.1] 100.0	4.0	1.6	81.1	5.2	8.1	0.1
なし	[49.4] 100.0	3.8	3.8	37.2	0.5	53.8	0.9

注: [] は、全事業所のうち、賞与制度がある事業所の割合である。

第11表 退職金算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	退職金の制度がある事業所計	休業期間も勤続年数に算入する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
総 数	[69.8] 100.0	28.8	10.7	36.3	5.0	18.8	0.3
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[77.0] 100.0	52.1	1.5	32.6	0.6	10.9	2.4
建設業	[62.9] 100.0	26.5	5.9	21.7	8.2	36.5	1.3
製造業	[69.6] 100.0	33.1	6.7	29.9	4.1	26.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.5] 100.0	26.8	9.5	56.1	4.1	3.5	—
情報通信業	[72.2] 100.0	40.0	6.2	40.0	5.9	7.9	—
運輸業、郵便業	[69.3] 100.0	21.5	11.6	44.0	3.6	18.8	0.6
卸売業、小売業	[71.9] 100.0	28.2	8.7	41.5	3.3	18.1	0.1
金融業、保険業	[88.2] 100.0	24.2	10.5	54.7	10.6	—	—
不動産業、物品販賣業	[73.6] 100.0	37.0	8.2	42.9	0.7	11.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	[76.8] 100.0	33.4	9.1	26.6	4.3	26.5	—
宿泊業、飲食サービス業	[45.6] 100.0	27.8	8.7	32.9	6.8	23.1	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	[63.5] 100.0	33.9	3.9	45.8	3.3	12.0	1.0
教育、学習支援業	[78.7] 100.0	27.6	24.7	29.9	6.5	11.4	—
医療、福祉	[72.8] 100.0	30.5	10.9	36.7	6.1	15.9	—
複合サービス事業	[94.2] 100.0	12.4	48.7	29.3	3.6	6.0	—
サービス業(他に分類されないもの)	[67.5] 100.0	34.0	11.0	33.5	5.4	15.9	0.2
事業所規模							
500人以上	[95.0] 100.0	29.4	13.9	48.1	8.5	0.1	—
100~499人	[89.2] 100.0	30.7	8.9	48.5	8.1	3.5	0.3
30~99人	[80.0] 100.0	32.9	10.0	43.7	5.0	8.0	0.5
5~29人	[67.0] 100.0	27.8	11.0	34.0	4.8	22.1	0.3
30人以上(再掲)	[82.1] 100.0	32.3	9.8	44.8	5.8	6.8	0.4
労働組合の有無							
あり	[91.2] 100.0	30.0	16.7	42.7	7.0	3.3	0.3
なし	[64.2] 100.0	28.3	8.5	34.0	4.3	24.5	0.3
育児休業制度の規定の有無							
あり	[81.2] 100.0	32.2	10.5	43.3	5.4	8.4	0.1
なし	[47.4] 100.0	17.3	11.4	12.7	3.6	54.2	0.8

注: [] は、全事業所のうち、退職金制度がある事業所の割合である。

第12表 育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合

(%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
総 数	100.0	70.5	19.6	9.0	0.8
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	75.8	16.7	5.6	1.9
建設業	100.0	64.8	24.3	11.0	—
製造業	100.0	66.3	22.6	10.0	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.6	3.7	5.7	—
情報通信業	100.0	80.2	19.0	0.8	—
運輸業、郵便業	100.0	77.6	13.7	8.3	0.4
卸売業、小売業	100.0	66.7	22.3	9.8	1.1
金融業、保険業	100.0	94.8	1.4	2.6	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	69.7	20.0	10.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	65.6	23.1	11.1	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	54.9	31.1	13.7	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	66.3	18.1	13.5	2.1
教育、学習支援業	100.0	75.6	16.9	7.2	0.3
医療、福祉	100.0	83.6	10.5	4.9	1.0
複合サービス事業	100.0	86.5	6.7	6.8	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	72.7	19.6	6.0	1.7
事業所規模					
500人以上	100.0	89.7	6.9	3.4	0.1
100~499人	100.0	84.5	11.8	3.6	0.1
30~99人	100.0	81.1	12.9	5.4	0.5
5~29人	100.0	68.0	21.2	9.9	0.9
30人以上(再掲)	100.0	81.9	12.6	5.0	0.4
労働組合の有無					
あり	100.0	88.4	7.3	4.0	0.2
なし	100.0	65.9	22.8	10.3	1.0
育児休業制度の規定の有無					
あり	100.0	83.2	12.0	4.5	0.3
なし	100.0	45.6	34.8	18.1	1.5

第13表 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合

(%)

	事業所計	講じる	措置の内容(複数回答)			講じない	不明
			休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他		
総 数	100.0	39.7 (100.0)	(71.7)	(24.1)	(18.1)	59.3	1.1
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	34.3 (100.0)	(70.9)	(17.2)	(19.0)	63.9	1.9
建設業	100.0	36.8 (100.0)	(80.7)	(12.3)	(12.1)	62.4	0.8
製造業	100.0	32.2 (100.0)	(67.3)	(25.1)	(20.7)	66.8	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.0 (100.0)	(90.4)	(18.4)	(20.0)	35.0	—
情報通信業	100.0	63.3 (100.0)	(84.3)	(25.9)	(3.5)	36.7	—
運輸業、郵便業	100.0	42.0 (100.0)	(66.1)	(27.9)	(17.5)	57.6	0.4
卸売業、小売業	100.0	34.4 (100.0)	(68.2)	(21.8)	(21.8)	64.1	1.5
金融業、保険業	100.0	70.4 (100.0)	(77.0)	(34.2)	(14.3)	27.3	2.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	36.1 (100.0)	(71.8)	(22.6)	(11.1)	63.9	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	41.4 (100.0)	(73.7)	(17.5)	(18.9)	58.5	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.6 (100.0)	(75.0)	(18.9)	(15.8)	65.9	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.3 (100.0)	(67.4)	(35.6)	(14.8)	63.4	1.3
教育、学習支援業	100.0	41.1 (100.0)	(77.5)	(14.7)	(15.3)	58.6	0.3
医療、福祉	100.0	53.2 (100.0)	(73.5)	(29.0)	(22.9)	45.7	1.0
複合サービス事業	100.0	40.0 (100.0)	(49.5)	(38.2)	(24.9)	60.0	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.0 (100.0)	(71.0)	(23.8)	(19.1)	57.3	1.7
事業所規模							
500人以上	100.0	70.2 (100.0)	(92.6)	(19.7)	(9.0)	29.8	0.1
100~499人	100.0	55.8 (100.0)	(77.8)	(25.5)	(16.6)	44.2	0.0
30~99人	100.0	42.5 (100.0)	(73.5)	(30.3)	(16.4)	57.0	0.5
5~29人	100.0	38.3 (100.0)	(70.9)	(22.9)	(18.6)	60.4	1.2
30人以上(再掲)	100.0	45.6 (100.0)	(75.0)	(28.9)	(16.3)	54.0	0.4
労働組合の有無							
あり	100.0	55.8 (100.0)	(77.4)	(25.2)	(15.8)	43.7	0.5
なし	100.0	35.5 (100.0)	(69.4)	(23.7)	(19.1)	63.3	1.2
育児休業制度の規定の有無							
あり	100.0	47.8 (100.0)	(72.9)	(26.5)	(15.7)	51.7	0.5
なし	100.0	23.6 (100.0)	(67.2)	(14.7)	(28.1)	74.4	2.0

第14表 育児休業者の有無別事業所割合

(%)

	出産者がいた事業所計	育児休業者(女性)あり	育児休業者(女性)なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	育児休業者(男性)あり	育児休業者(男性)なし
総 数	100.0	93.6	6.4	100.0	2.5	97.5
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	—	100.0	1.1	98.9
建設業	100.0	98.9	1.1	100.0	0.0	100.0
製造業	100.0	92.6	7.4	100.0	1.8	98.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.7	2.3	100.0	2.4	97.6
情報通信業	100.0	95.1	4.9	100.0	3.3	96.7
運輸業、郵便業	100.0	95.2	4.8	100.0	0.1	99.9
卸売業、小売業	100.0	99.0	1.0	100.0	5.3	94.7
金融業、保険業	100.0	100.0	—	100.0	1.0	99.0
不動産業、物品販賣業	100.0	98.1	1.9	100.0	2.4	97.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	90.9	9.1	100.0	6.9	93.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	98.8	1.2	100.0	0.3	99.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	93.9	6.1	100.0	3.1	96.9
教育、学習支援業	100.0	86.8	13.2	100.0	2.0	98.0
医療、福祉	100.0	89.8	10.2	100.0	1.2	98.8
複合サービス事業	100.0	96.9	3.1	100.0	0.6	99.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.8	10.2	100.0	4.2	95.8
事業所規模						
500人以上	100.0	98.7	1.3	100.0	14.7	85.3
100~499人	100.0	94.7	5.3	100.0	4.1	95.9
30~99人	100.0	93.2	6.8	100.0	1.6	98.4
5~29人	100.0	93.2	6.8	100.0	2.3	97.7
30人以上(再掲)	100.0	94.1	5.9	100.0	2.9	97.1
労働組合の有無						
あり	100.0	97.0	3.0	100.0	1.8	98.2
なし	100.0	92.0	8.0	100.0	2.9	97.1
育児休業制度の規定の有無						
あり	100.0	93.5	6.5	100.0	2.4	97.6
なし	100.0	95.1	4.9	100.0	3.0	97.0

注1：調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2：「育児休業者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第15表 育児休業者割合

(%)

	女性		男性		育児休業者計	女性	男性
	出産した女性労働者計	育児休業者	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業者			
総数	100.0	90.6	100.0	1.23	100.0	97.4	2.6
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	68.9	100.0	0.58	100.0	84.5	15.5
建設業	100.0	98.5	100.0	0.01	100.0	100.0	0.0
製造業	100.0	88.8	100.0	0.94	100.0	96.9	3.1
食料品等製造業	100.0	83.9	100.0	2.81	100.0	93.7	6.3
織機工業	100.0	92.1	100.0	3.18	100.0	97.7	2.3
木材等製造業	100.0	92.4	100.0	0.06	100.0	99.7	0.3
紙等製造業	100.0	92.0	100.0	1.00	100.0	96.5	3.5
印刷関連製造業	100.0	89.1	100.0	0.57	100.0	98.3	1.7
化学製品等製造業	100.0	88.8	100.0	1.38	100.0	95.6	4.4
ゴム・革製品等製造業	100.0	95.7	100.0	0.10	100.0	99.6	0.4
窓・土石製造業	100.0	97.1	100.0	0.78	100.0	97.0	3.0
鉄鋼業等製造業	100.0	95.8	100.0	0.18	100.0	98.5	1.5
金属製品製造業	100.0	95.0	100.0	3.01	100.0	98.2	13.8
一般機械器具製造業	100.0	94.5	100.0	0.13	100.0	99.4	0.6
電気機械器具等製造業	100.0	82.8	100.0	0.42	100.0	99.1	0.9
輸送用機械器具製造業	100.0	91.3	100.0	0.16	100.0	99.0	1.0
その他製造業	100.0	91.7	100.0	1.21	100.0	95.3	4.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.9	100.0	3.88	100.0	83.5	16.5
情報通信業	100.0	95.4	100.0	0.97	100.0	96.7	3.3
運輸業、郵便業	100.0	89.1	100.0	0.17	100.0	99.3	0.7
卸売業、小売業	100.0	94.8	100.0	2.23	100.0	94.5	5.5
卸売業	100.0	97.5	100.0	3.62	100.0	90.2	9.8
小売業	100.0	93.1	100.0	1.09	100.0	97.5	2.5
金融業、保険業	100.0	94.7	100.0	0.30	100.0	99.4	0.6
不動産業、物品販賣業	100.0	98.2	100.0	1.05	100.0	93.9	6.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.9	100.0	2.22	100.0	93.4	6.6
学術・開発研究機関	100.0	87.7	100.0	0.73	100.0	97.4	2.6
専門サービス業	100.0	88.4	100.0	0.22	100.0	99.6	0.4
広告業	100.0	74.7	100.0	0.66	100.0	98.0	2.0
技術サービス業	100.0	99.4	100.0	4.35	100.0	83.7	16.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	93.9	100.0	0.26	100.0	99.2	0.8
宿泊業	100.0	83.1	100.0	1.20	100.0	97.8	2.2
飲食店	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-
飲食サービス業	100.0	96.4	100.0	1.17	100.0	98.9	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.4	100.0	4.78	100.0	87.7	12.3
洗濯・理容・美容・ 施設業	100.0	94.9	100.0	3.31	100.0	94.3	5.7
その他の生活関連サービス業	100.0	99.9	100.0	-	100.0	100.0	-
娯楽業	100.0	58.8	100.0	6.32	100.0	59.8	40.2
教育、学習支援業	100.0	85.7	100.0	2.24	100.0	96.6	3.4
医療、福祉	100.0	87.6	100.0	0.57	100.0	99.8	0.2
複合サービス事業	100.0	96.3	100.0	0.43	100.0	99.2	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.2	100.0	1.94	100.0	94.9	5.1
廃棄物処理業	100.0	77.7	100.0	1.15	100.0	96.0	4.0
自動車整備業	100.0	96.1	100.0	0.34	100.0	98.0	2.0
機械等修理業	100.0	98.4	100.0	0.21	100.0	98.8	1.2
職業紹介・労働者派遣業	100.0	95.4	100.0	-	100.0	100.0	-
その他の事業サービス業	100.0	86.8	100.0	4.50	100.0	79.7	20.3
政治・経済・文化団体	100.0	88.5	100.0	0.68	100.0	99.2	0.8
宗教	100.0	66.2	100.0	0.60	100.0	98.9	1.1
その他のサービス業	100.0	78.3	100.0	-	100.0	100.0	-
事業所規模							
500人以上	100.0	90.1	100.0	1.12	100.0	97.1	2.9
100~499人	100.0	89.2	100.0	1.36	100.0	97.5	2.5
30~99人	100.0	88.1	100.0	1.11	100.0	97.7	2.3
5~29人	100.0	93.4	100.0	1.25	100.0	97.4	2.6
30人以下(再掲)	100.0	89.0	100.0	1.22	100.0	97.5	2.5
労働組合の有無							
あり	100.0	92.1	100.0	0.78	100.0	98.2	1.8
なし	100.0	89.6	100.0	1.58	100.0	96.9	3.1
育児休業制度の規定の有無							
あり	100.0	92.1	100.0	0.78	100.0	98.2	1.8
なし	100.0	89.6	100.0	1.58	100.0	96.9	3.1

注: 調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに育児休業を開始した者(開始予定の半数をしている者を含む。)の割合である。

第16表 育児休業終了後の復職者及び退職者割合

(%)

	女性			男性			男女計		
	育児休業 取得者計	復職者	退職者	育児休業 取得者計	復職者	退職者	育児休業 取得者計	復職者	退職者
総数	100.0	88.7	11.3	100.0	98.7	1.3	100.0	88.9	11.1
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	100.0	—
建設業	100.0	93.8	6.2	* 100.0	100.0	—	100.0	93.8	6.2
製造業	100.0	93.3	6.7	100.0	100.0	—	100.0	93.4	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.7	1.3	—	—	—	100.0	98.7	1.3
情報通信業	100.0	95.5	4.5	100.0	98.1	1.9	100.0	95.6	4.4
運輸業、郵便業	100.0	92.9	7.1	100.0	100.0	—	100.0	92.9	7.1
卸売業、小売業	100.0	90.0	10.0	100.0	100.0	—	100.0	90.2	9.8
金融業、保険業	100.0	98.3	1.7	100.0	100.0	—	100.0	98.3	1.7
不動産業、物品販賣業	100.0	95.0	5.0	100.0	100.0	—	100.0	95.1	4.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	90.1	9.9	100.0	100.0	—	100.0	90.2	9.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	91.5	8.5	* 100.0	—	100.0	100.0	91.4	8.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.9	12.1	100.0	100.0	—	100.0	88.0	12.0
教育、学習支援業	100.0	85.4	14.6	100.0	100.0	—	100.0	85.6	14.4
医療、福祉	100.0	82.8	17.2	100.0	100.0	—	100.0	82.8	17.2
複合サービス事業	100.0	92.2	7.8	100.0	100.0	—	100.0	93.2	6.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.6	7.4	100.0	59.8	40.2	100.0	92.3	7.7
事業所規模									
500人以上	100.0	93.4	6.6	100.0	99.0	1.0	100.0	93.6	6.4
100~499人	100.0	90.9	9.1	100.0	99.5	0.5	100.0	91.1	8.9
30~99人	100.0	88.7	11.3	100.0	93.4	6.6	100.0	88.7	11.3
5~29人	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	—	100.0	85.9	14.1
30人以上(再掲)	100.0	90.5	9.5	100.0	98.1	1.9	100.0	90.6	9.4
労働組合の有無									
あり	100.0	95.3	4.7	100.0	99.6	0.4	100.0	95.4	4.6
なし	100.0	85.1	14.9	100.0	97.2	2.8	100.0	85.2	14.8
育児休業制度の規定の有無									
あり	100.0	89.0	11.0	100.0	98.6	1.4	100.0	89.1	10.9
なし	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	—	100.0	85.7	14.3

注:「育児休業取得者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日~平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職予定であった者をいう。

第17表 取得期間別育児休業後復職者割合(3-1)

(1) 女性

	育児休業後復職者 計 (女性)	1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 8か月 未満	8か月 ～ 10か月 未満	10か月 ～ 12か月 未満	12か月 ～ 18か月 未満	18か月 ～ 24か月 未満	24か月 ～ 36か月 未満	36か月 以上	(%)
総 数	100.0	1.0	5.8	13.6	9.8	13.1	32.0	16.9	3.1	0.7	0.1	3.8
産 業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	—	3.9	86.6	—	9.5	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	—	0.7	34.3	2.9	1.5	44.3	16.3	0.1	—	—	—
製造業	100.0	0.6	4.8	10.5	6.7	12.8	39.8	19.2	2.4	0.3	0.1	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	1.6	3.1	6.0	5.5	28.3	31.0	21.2	1.3	0.3	1.3
情報通信業	100.0	—	1.7	1.3	12.2	27.2	30.2	16.4	4.5	—	—	6.5
運輸業、郵便業	100.0	—	0.1	—	0.4	26.9	36.1	15.6	3.6	10.5	—	6.8
卸売業、小売業	100.0	0.4	6.0	10.7	5.6	4.2	41.3	20.9	5.4	0.8	0.4	4.3
金融業、保険業	100.0	0.2	8.9	1.9	2.9	14.4	43.8	26.2	1.7	0.1	—	—
不動産業、物品販賣業	100.0	—	2.9	3.4	3.5	6.5	7.4	46.3	29.9	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.2	7.7	11.9	11.2	9.3	31.7	23.4	4.2	0.4	—	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	11.6	26.2	7.1	27.4	16.8	10.1	0.6	—	—	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.6	19.7	12.1	17.0	8.5	24.8	13.2	0.0	—	—	—
教育、学習支援業	100.0	0.1	10.7	15.9	27.0	17.8	12.2	11.7	2.4	0.4	—	1.7
医療、福祉	100.0	1.6	4.7	20.0	12.3	13.4	26.8	12.7	2.5	0.5	—	5.6
複合サービス事業	100.0	0.0	1.1	4.6	8.6	33.0	25.3	19.2	—	—	—	8.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.3	8.1	10.9	21.0	12.3	29.5	11.5	0.2	0.2	—	3.0
事業所規模												
500人以上	100.0	0.6	3.1	7.1	8.2	15.4	32.0	21.6	6.6	3.9	0.3	1.1
100～499人	100.0	0.8	5.0	10.0	8.0	12.1	38.6	21.0	1.8	0.8	0.2	1.6
30～99人	100.0	2.0	4.1	12.6	12.0	11.4	36.7	19.0	0.2	0.0	—	1.8
5～29人	100.0	0.5	8.5	19.3	10.3	14.2	23.6	10.7	5.1	—	—	7.8
30人以上(再掲)	100.0	1.2	4.3	10.5	9.6	12.4	36.7	20.4	2.1	1.1	0.1	1.6
労働組合の有無												
あり	100.0	0.6	5.9	7.3	6.5	14.4	35.3	24.4	2.3	1.8	0.1	1.4
なし	100.0	1.2	5.8	17.6	11.9	12.2	30.0	12.2	3.7	0.0	0.1	5.3
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	1.0	5.7	11.8	10.4	13.6	33.9	17.4	3.0	0.7	0.1	2.4
なし	100.0	0.9	7.9	39.0	1.7	6.1	5.8	9.4	5.3	0.1	—	23.8

注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者をいう。

第17表 取得期間別育児休業後復職者割合(3-2)

(2) 男性

	育児休業後復職者 計 (男性)	1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 8か月 未満	8か月 ～ 10か月 未満	10か月 ～ 12か月 未満	12か月 ～ 18か月 未満	18か月 ～ 24か月 未満	24か月 ～ 36か月 未満	36か月 以上	不明
総 数	100.0	54.1	12.5	3.9	0.7	0.2	0.0	0.3	0.1	—	—	28.1
産 業												
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	* 100.0	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	100.0	78.6	14.0	7.4	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	100.0	72.2	15.9	6.0	2.0	2.0	—	2.0	—	—	—	—
運輸業、郵便業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	100.0	78.8	21.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	100.0	89.3	10.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品販賣業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	69.3	18.5	5.4	1.6	—	1.1	1.1	1.6	—	—	1.3
宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	61.1	—	38.9	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	100.0	70.0	25.0	5.0	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	100.0	25.0	50.0	—	25.0	—	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業	100.0	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	24.6	75.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所規模												
500人以上	100.0	58.9	26.5	9.0	2.8	1.0	0.2	1.2	0.3	—	—	0.2
100～499人	100.0	84.6	13.6	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—
30～99人	100.0	82.1	10.4	7.6	—	—	—	—	—	—	—	—
5～29人	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
30人以上(再掲)	100.0	75.3	17.4	5.4	1.0	0.3	0.1	0.4	0.1	—	—	0.1
労働組合の有無												
あり	100.0	37.3	11.5	4.2	0.4	0.4	0.1	0.5	0.1	—	—	45.6
なし	100.0	81.2	14.2	3.3	1.2	—	—	—	—	—	—	0.1
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	53.4	12.7	3.9	0.7	0.2	0.0	0.3	0.1	—	—	28.6
なし	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者をいう。

第17表 取得期間別育児休業後復職者割合(3-3)

(3)男女計

	育児休業後復職者 計 (男女計)	1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 8か月 未満	8か月 ～ 10か月 未満	10か月 ～ 12か月 未満	12か月 ～ 18か月 未満	18か月 ～ 24か月 未満	24か月 ～ 36か月 未満	36か月 以上	不明
総 数	100.0	1.8	5.9	13.5	9.7	12.9	31.5	16.7	3.1	0.7	0.1	4.2
産 業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	—	3.9	86.6	—	9.5	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	0.1	0.7	34.2	2.9	1.5	44.2	16.3	0.1	—	—	—
製造業	100.0	2.3	5.0	10.5	6.5	12.5	38.9	18.8	2.4	0.3	0.1	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	1.6	3.1	6.0	5.5	28.3	31.0	21.2	1.3	0.3	1.3
情報通信業	100.0	3.4	2.4	1.5	11.7	26.0	28.8	15.7	4.3	—	—	6.2
運輸業、郵便業	100.0	0.5	0.1	—	0.4	26.8	36.0	15.5	3.5	10.4	—	6.8
卸売業、小売業	100.0	1.6	6.2	10.5	5.5	4.1	40.6	20.5	5.3	0.8	0.4	4.3
金融業、保険業	100.0	0.6	8.9	1.9	2.9	14.4	43.6	26.1	1.7	0.1	—	—
不動産業、物品販賣業	100.0	2.7	2.8	3.4	3.4	6.3	7.2	45.1	29.1	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	1.6	8.0	11.7	11.0	9.2	31.1	22.9	4.1	0.4	—	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	11.6	26.2	7.1	27.4	16.8	10.1	0.6	—	—	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.3	19.5	12.4	16.8	8.4	24.6	13.0	0.0	—	—	—
教育、学習支援業	100.0	1.1	11.0	15.7	26.6	17.6	12.0	11.6	2.4	0.4	—	1.7
医療、福祉	100.0	1.6	4.7	20.0	12.3	13.3	26.8	12.6	2.5	0.5	—	5.6
複合サービス事業	100.0	0.8	1.0	4.0	7.5	28.6	21.9	16.6	—	—	—	19.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.4	8.6	10.8	20.8	12.2	29.3	11.4	0.2	0.2	—	3.0
事業所規模												
500人以上	100.0	2.4	3.8	7.2	8.1	14.9	31.0	20.9	6.4	3.8	0.3	1.1
100～499人	100.0	2.3	5.1	9.9	7.9	11.9	37.9	20.6	1.8	0.8	0.2	1.6
30～99人	100.0	2.7	4.2	12.6	11.9	11.3	36.4	18.8	0.2	0.0	—	1.8
5～29人	100.0	0.5	8.4	19.1	10.2	14.1	23.3	10.5	5.0	—	—	8.9
30人以上(再掲)	100.0	2.5	4.5	10.4	9.4	12.2	36.1	20.0	2.1	1.1	0.1	1.6
労働組合の有無												
あり	100.0	1.5	6.0	7.3	6.4	14.1	34.4	23.8	2.3	1.7	0.1	2.4
なし	100.0	2.0	5.9	17.5	11.8	12.1	29.7	12.1	3.6	0.0	0.1	5.3
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	1.8	5.8	11.7	10.3	13.4	33.4	17.2	2.9	0.7	0.1	2.8
なし	100.0	1.2	7.9	38.8	1.7	6.1	5.8	9.4	5.3	0.1	—	23.7

注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者をいう。

第18表 育児休業取得者があつた際の雇用管理状況別事業所割合

(複数回答) (%)

	育児休業取得者があつた事業所計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	不明
総 数	100.0	45.9	21.7	35.7	8.1	4.2
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	55.0	—	45.0	—	—
建設業	100.0	62.1	30.8	17.6	0.1	—
製造業	100.0	62.9	13.3	32.2	8.9	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.5	9.4	48.3	4.5	3.5
情報通信業	100.0	55.8	15.5	38.7	3.0	—
運輸業、郵便業	100.0	88.8	35.2	8.4	0.3	—
卸売業、小売業	100.0	33.4	22.0	36.2	11.8	13.3
金融業、保険業	100.0	27.4	48.6	36.1	9.4	0.1
不動産業、物品販賣業	100.0	32.8	16.8	53.1	13.7	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	44.8	20.4	30.3	2.8	15.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	18.8	24.3	54.9	9.0	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	88.9	8.4	22.4	0.9	1.7
教育、学習支援業	100.0	32.2	18.6	43.7	3.3	13.1
医療、福祉	100.0	46.5	18.1	38.6	8.7	1.1
複合サービス事業	100.0	9.4	38.7	44.4	10.9	10.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	42.2	18.7	41.3	11.0	0.6
事業所規模						
500人以上	100.0	69.4	41.5	57.9	8.3	0.7
100~499人	100.0	53.4	24.8	41.3	9.5	1.0
30~99人	100.0	55.3	15.0	38.3	8.4	1.5
5~29人	100.0	37.9	22.9	31.7	7.5	6.7
30人以上(再掲)	100.0	55.3	20.2	40.5	8.9	1.3
労働組合の有無						
あり	100.0	39.3	30.2	43.7	4.9	4.6
なし	100.0	49.0	17.6	31.9	9.7	4.0
育児休業制度の規定の有無						
あり	100.0	44.7	23.6	37.1	8.8	2.8
なし	100.0	59.3	0.0	20.6	0.9	20.1
最長育児休業期間						
1歳6か月(法定どおり)	100.0	44.4	23.9	35.3	9.0	3.1
1歳6か月を超える2歳未満	100.0	57.1	20.9	43.9	5.6	0.2
2歳~3歳未満	100.0	41.6	19.3	49.4	9.6	1.3
3歳以上	100.0	33.7	33.2	57.9	4.1	—

第19表 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以後も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑩			
総 数	100.0	49.3	21.3	2.8	16.9	3.2	1.4	3.8	25.3	50.2	0.5	
	(100.0)	(43.1)	(5.7)	(34.3)	(6.4)	(2.8)	(7.6)	(51.2)				
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	56.5								43.5	—	
	(100.0)	(41.1)	(3.6)	(47.2)	(1.5)	(—)	(6.6)	(55.3)				
建設業	100.0	33.3								66.7	—	
	(100.0)	(54.9)	(5.5)	(25.4)	(5.5)	(0.9)	(7.9)	(39.7)				
製造業	100.0	39.2								60.5	0.3	
	(100.0)	(43.4)	(5.1)	(36.1)	(3.5)	(3.7)	(8.2)	(51.4)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.9								11.1	—	
	(100.0)	(12.8)	(2.9)	(39.0)	(21.1)	(3.2)	(20.9)	(84.3)				
情報通信業	100.0	63.1								36.9	—	
	(100.0)	(40.7)	(7.7)	(15.7)	(12.6)	(7.2)	(16.1)	(51.6)				
運輸業、郵便業	100.0	51.9								47.7	0.4	
	(100.0)	(46.0)	(3.0)	(38.5)	(10.2)	(0.0)	(2.4)	(51.0)				
卸売業、小売業	100.0	48.9								50.3	0.7	
	(100.0)	(42.6)	(7.2)	(35.1)	(3.2)	(3.3)	(8.6)	(50.2)				
金融業、保険業	100.0	90.2								8.7	1.2	
	(100.0)	(35.4)	(4.4)	(47.7)	(4.4)	(0.9)	(7.2)	(60.2)				
不動産業、物品販賣業	100.0	57.7								42.3	0.0	
	(100.0)	(35.4)	(7.2)	(41.9)	(5.5)	(6.6)	(3.4)	(57.4)				
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.7								56.0	0.3	
	(100.0)	(43.2)	(3.1)	(34.5)	(6.3)	(1.6)	(11.4)	(53.8)				
宿泊業、飲食サービス業	100.0	38.9								60.9	0.3	
	(100.0)	(42.3)	(6.0)	(29.5)	(1.6)	(10.0)	(10.6)	(51.7)				
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	53.1								46.8	0.0	
	(100.0)	(44.7)	(6.1)	(33.7)	(4.0)	(4.0)	(7.5)	(49.2)				
教育、学習支援業	100.0	57.6								40.8	1.6	
	(100.0)	(64.3)	(2.5)	(20.1)	(0.6)	(0.0)	(12.5)	(33.2)				
医療、福祉	100.0	51.4								47.5	1.0	
	(100.0)	(45.0)	(5.0)	(40.9)	(1.3)	(1.9)	(5.9)	(50.0)				
複合サービス事業	100.0	83.8								16.2	—	
	(100.0)	(26.3)	(4.8)	(22.7)	(46.0)	(—)	(0.1)	(68.8)				
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	49.8								49.4	0.9	
	(100.0)	(42.7)	(8.0)	(34.3)	(5.1)	(2.2)	(7.6)	(49.3)				
事業所規模												
500人以上	100.0	95.8								4.1	0.0	
	(100.0)	(21.0)	(3.7)	(33.9)	(18.0)	(8.9)	(14.5)	(75.2)				
100～499人	100.0	83.8								16.2	0.1	
	(100.0)	(34.2)	(5.6)	(40.8)	(8.8)	(4.1)	(6.4)	(60.2)				
30～99人	100.0	64.5								35.1	0.5	
	(100.0)	(45.0)	(4.9)	(33.9)	(7.5)	(3.8)	(4.9)	(50.1)				
5～29人	100.0	45.0								54.4	0.6	
	(100.0)	(43.6)	(5.9)	(33.9)	(5.9)	(2.4)	(8.3)	(50.5)				
30人以上(再掲)	100.0	68.9								30.7	0.4	
	(100.0)	(41.8)	(5.0)	(35.6)	(8.0)	(4.0)	(5.5)	(53.1)				
労働組合の有無												
あり	100.0	83.8								15.6	0.5	
	(100.0)	(33.2)	(6.0)	(36.8)	(15.2)	(3.2)	(5.7)	(60.8)				
なし	100.0	40.4								59.1	0.5	
	(100.0)	(48.5)	(5.5)	(33.0)	(1.7)	(2.7)	(8.7)	(46.0)				
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	70.8								28.8	0.4	
	(100.0)	(44.7)	(5.7)	(35.1)	(6.6)	(2.6)	(5.3)	(49.6)				
なし	100.0	7.1								92.5	0.4	
	(100.0)	(12.2)	(4.3)	(19.7)	(2.2)	(7.3)	(54.3)	(83.5)				

第20表 育児のための勤務時間短縮等の措置内容別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	措置の内容(複数回答)						
			短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置	育児休業に準ずる措置
総 数	100.0	49.3	38.9	7.8	22.0	26.8	1.6	4.3	7.5
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	56.5	42.4	5.4	22.9	27.9	—	0.1	4.1
建設業	100.0	33.3	26.2	4.8	13.1	14.0	—	1.7	3.7
製造業	100.0	39.2	31.6	6.9	18.6	21.9	0.3	1.2	4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.9	82.8	25.0	30.6	55.6	2.0	28.1	28.8
情報通信業	100.0	63.1	53.9	17.4	30.5	35.7	2.2	9.2	10.5
運輸業、郵便業	100.0	51.9	38.0	6.0	20.0	27.3	0.2	4.3	7.2
卸売業、小売業	100.0	48.9	40.4	9.7	22.6	27.1	1.2	0.8	4.8
金融業、保険業	100.0	90.2	68.2	7.0	40.4	60.5	0.1	16.0	11.7
不動産業、物品販賣業	100.0	57.7	41.2	12.4	25.7	30.8	0.2	4.4	8.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.7	36.8	8.0	20.6	21.7	0.6	2.9	7.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	38.9	33.8	8.3	13.6	15.2	0.8	4.8	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	53.1	47.2	8.1	21.7	28.3	1.7	3.6	7.7
教育、学習支援業	100.0	57.6	51.2	10.1	33.2	22.1	7.8	6.0	15.0
医療、福祉	100.0	51.4	41.2	4.3	18.4	25.5	8.6	4.0	5.8
複合サービス事業	100.0	83.8	36.0	5.8	50.9	66.8	—	39.1	41.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	49.8	37.7	8.6	24.3	29.8	0.5	2.2	9.5
事業所規模									
500人以上	100.0	95.8	80.1	21.4	43.3	67.1	12.2	19.7	27.2
100~499人	100.0	83.8	68.0	12.8	38.8	53.4	6.3	8.2	15.4
30~99人	100.0	64.5	51.9	8.3	26.5	34.9	3.1	6.0	8.2
5~29人	100.0	45.0	35.2	7.5	20.4	24.1	1.1	3.8	7.0
30人以上(再掲)	100.0	68.9	55.6	9.4	29.2	39.2	3.9	6.7	10.0
労働組合の有無									
あり	100.0	83.8	63.7	11.6	42.0	51.4	1.5	13.6	19.7
なし	100.0	40.4	32.5	6.8	16.8	20.5	1.6	1.9	4.4
育児休業制度の規定の有無									
あり	100.0	70.8	56.7	10.5	31.2	38.9	2.2	6.2	11.1
なし	100.0	7.1	3.8	2.6	3.9	3.0	0.4	0.6	0.4

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-1)

(1) 短時間勤務制度

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再開】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑧			
総数	100.0	38.9	22.4	1.5	10.8	2.0	1.1	1.2	15.0	60.4	0.7	
			(100.0)	(57.5)	(3.9)	(27.6)	(5.1)	(2.9)	(3.0)	(38.6)		
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	42.4								57.6	—	
(100.0)	(51.6)	(—)	(42.0)	(2.0)	(—)	(4.4)	(48.4)					
建設業	100.0	26.2								73.8	—	
(100.0)	(68.3)	(0.1)	(23.5)	(8.1)	(0.0)	(—)	(31.6)					
製造業	100.0	31.6								68.1	0.4	
(100.0)	(57.3)	(4.4)	(25.7)	(5.9)	(2.4)	(4.3)	(38.3)					
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.8								16.8	0.4	
(100.0)	(33.2)	(2.2)	(37.7)	(23.0)	(3.8)	(—)	(64.6)					
情報通信業	100.0	53.9								46.1	—	
(100.0)	(47.7)	(3.0)	(13.9)	(20.2)	(11.3)	(3.8)	(49.3)					
運輸業、郵便業	100.0	38.0								60.4	1.6	
(100.0)	(62.6)	(1.9)	(28.7)	(6.6)	(—)	(0.3)	(35.6)					
卸売業、小売業	100.0	40.4								58.4	1.2	
(100.0)	(54.7)	(5.8)	(27.1)	(3.5)	(4.7)	(4.2)	(39.5)					
金融業、保険業	100.0	68.2								30.7	1.2	
(100.0)	(48.3)	(3.8)	(35.7)	(10.8)	(0.8)	(0.7)	(48.0)					
不動産業、物品販賣業	100.0	41.2								58.8	0.0	
(100.0)	(36.8)	(4.7)	(47.0)	(6.8)	(4.7)	(—)	(58.5)					
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.8								62.9	0.3	
(100.0)	(52.7)	(5.2)	(30.8)	(5.6)	(1.1)	(4.6)	(42.1)					
宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.8								65.9	0.3	
(100.0)	(56.1)	(2.9)	(28.8)	(0.9)	(7.1)	(4.2)	(41.1)					
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.2								52.8	0.0	
(100.0)	(54.2)	(3.8)	(29.2)	(2.6)	(4.5)	(5.7)	(42.0)					
教育、学習支援業	100.0	51.2								47.2	1.6	
(100.0)	(74.1)	(2.8)	(19.8)	(0.2)	(—)	(3.1)	(23.1)					
医療、福祉	100.0	41.2								57.7	1.0	
(100.0)	(64.0)	(1.4)	(29.9)	(1.0)	(0.8)	(2.9)	(34.6)					
複合サービス事業	100.0	36.0								64.0	—	
(100.0)	(78.0)	(2.9)	(19.1)	(—)	(—)	(—)	(19.1)					
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	37.7								61.4	0.9	
(100.0)	(54.7)	(7.2)	(25.6)	(7.5)	(2.5)	(2.4)	(38.1)					
事業所規模												
500人以上	100.0	80.1								19.8	0.1	
(100.0)	(34.6)	(3.2)	(27.3)	(25.6)	(7.9)	(1.3)	(62.2)					
100～199人	100.0	68.0								31.7	0.2	
(100.0)	(48.8)	(4.2)	(31.1)	(11.1)	(3.0)	(1.7)	(47.0)					
30～99人	100.0	51.9								47.4	0.7	
(100.0)	(58.3)	(2.7)	(26.4)	(7.8)	(3.3)	(1.6)	(39.1)					
5～29人	100.0	35.2								64.1	0.8	
(100.0)	(58.3)	(4.1)	(27.7)	(3.7)	(2.8)	(3.4)	(37.6)					
30人以上(再掲)	100.0	55.6								43.8	0.6	
(100.0)	(55.4)	(3.1)	(27.6)	(9.0)	(3.4)	(1.6)	(41.5)					
労働組合の有無												
あり	100.0	63.7								35.7	0.6	
(100.0)	(46.2)	(4.5)	(34.0)	(11.6)	(2.9)	(0.8)	(49.3)					
なし	100.0	32.5								66.8	0.8	
(100.0)	(63.3)	(3.5)	(24.4)	(1.8)	(2.9)	(4.1)	(33.2)					
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	56.7								42.6	0.7	
(100.0)	(59.0)	(3.8)	(28.0)	(5.2)	(2.6)	(1.5)	(37.3)					
なし	100.0	3.8								95.8	0.4	
(100.0)	(16.1)	(5.6)	(17.7)	(2.4)	(13.3)	(44.9)	(78.3)					

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-2)

(2) 育児の場合に利用できるフレックスタイム制度

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑧			
総数	100.0	7.8	3.3	0.4	1.5	0.3	0.4	1.9	4.1	91.4	0.8	
			(100.0)	(42.0)	(5.7)	(19.2)	(3.5)	(5.0)	(24.7)	(52.3)		
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	5.4								92.7	1.9	
			(100.0)	(40.2)	(-)	(55.7)	(4.1)	(-)	(-)	(59.8)		
建設業	100.0	4.8								95.2	-	
			(100.0)	(42.6)	(-)	(20.6)	(16.9)	(-)	(19.9)	(57.4)		
製造業	100.0	6.9								92.7	0.4	
			(100.0)	(39.3)	(3.0)	(16.8)	(4.3)	(14.1)	(22.5)	(57.7)		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	25.0								74.6	0.4	
			(100.0)	(13.2)	(1.7)	(20.4)	(48.1)	(9.6)	(7.0)	(85.1)		
情報通信業	100.0	17.4								82.6	-	
			(100.0)	(11.1)	(9.3)	(5.9)	(9.1)	(11.8)	(52.8)	(79.6)		
運輸業、郵便業	100.0	6.0								93.4	0.6	
			(100.0)	(35.9)	(1.7)	(62.3)	(-)	(0.1)	(-)	(62.3)		
卸売業、小売業	100.0	9.7								89.4	0.9	
			(100.0)	(49.1)	(8.0)	(7.7)	(0.3)	(4.1)	(30.7)	(42.9)		
金融業、保険業	100.0	7.0								91.9	1.2	
			(100.0)	(34.7)	(16.7)	(37.4)	(3.4)	(-)	(7.8)	(48.6)		
不動産業、物品販賣業	100.0	12.4								87.6	0.0	
			(100.0)	(49.6)	0.0	(16.7)	(2.8)	(15.3)	(15.6)	(50.4)		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	8.0								91.5	0.4	
			(100.0)	(35.3)	(9.5)	(33.1)	(3.9)	(0.7)	(17.5)	(55.2)		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	8.3								90.2	1.5	
			(100.0)	(39.3)	(6.9)	(21.1)	(-)	(-)	(32.7)	(53.8)		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	8.1								91.2	0.7	
			(100.0)	(41.5)	(1.1)	(19.4)	(-)	(11.4)	(26.6)	(57.4)		
教育、学習支援業	100.0	10.1								87.0	2.9	
			(100.0)	(57.5)	(0.6)	(-)	(-)	(-)	(41.9)	(41.9)		
医療、福祉	100.0	4.3								94.4	1.3	
			(100.0)	(40.4)	(-)	(59.4)	(-)	(-)	(0.2)	(59.6)		
複合サービス事業	100.0	5.8								94.2	-	
			(100.0)	(51.7)	(15.5)	(31.0)	(-)	(-)	(1.9)	(32.8)		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.6								90.4	1.0	
			(100.0)	(36.2)	(6.3)	(11.8)	(9.0)	(5.8)	(30.9)	(57.5)		
事業所規模												
500人以上	100.0	21.4								78.4	0.2	
			(100.0)	(17.6)	(2.0)	(15.7)	(13.8)	(11.5)	(39.4)	(80.4)		
100～499人	100.0	12.8								86.8	0.4	
			(100.0)	(29.7)	(5.4)	(33.2)	(13.5)	(3.0)	(15.2)	(64.9)		
30～99人	100.0	8.3								90.7	1.0	
			(100.0)	(46.8)	(5.8)	(17.7)	(6.3)	(2.0)	(21.5)	(47.4)		
5～29人	100.0	7.5								91.8	0.8	
			(100.0)	(42.3)	(5.7)	(18.4)	(2.0)	(5.6)	(26.0)	(52.1)		
30人以下(再掲)	100.0	9.4								89.7	0.9	
			(100.0)	(41.1)	(5.5)	(22.0)	(8.5)	(2.6)	(20.3)	(53.4)		
労働組合の有無												
あり	100.0	11.6								87.5	0.8	
			(100.0)	(40.7)	(9.1)	(21.7)	(5.5)	(3.6)	(19.5)	(50.2)		
なし	100.0	6.8								92.4	0.8	
			(100.0)	(42.6)	(4.2)	(18.1)	(2.6)	(5.6)	(27.1)	(53.3)		
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	10.5								88.7	0.8	
			(100.0)	(44.8)	(6.4)	(21.5)	(3.9)	(4.3)	(19.1)	(48.8)		
なし	100.0	2.6								97.0	0.4	
			(100.0)	(19.8)	(-)	(0.4)	(-)	(10.1)	(69.8)	(80.2)		

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-3)

(3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑩			
総 数	100.0	22.0	11.4 (100.0)	1.0 (51.6)	5.9 (4.4)	1.0 (26.9)	0.7 (4.8)	2.0 (3.4)	9.7 (8.9)	77.2 (44.0)	0.8	
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	22.9								75.3	1.9	
	(100.0)	(55.8)	(0.4)	(26.5)	(1.0)	(-)	(16.4)	(43.8)				
建設業	100.0	13.1								86.9	-	
	(100.0)	(59.7)	(1.1)	(23.1)	(7.5)	(2.2)	(6.4)	(39.2)				
製造業	100.0	18.6								81.0	0.4	
	(100.0)	(51.8)	(4.4)	(24.2)	(4.2)	(5.2)	(10.1)	(43.7)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.6								69.4	-	
	(100.0)	(25.3)	(1.4)	(50.5)	(8.6)	(4.8)	(9.5)	(73.3)				
情報通信業	100.0	30.5								69.5	-	
	(100.0)	(35.9)	(10.6)	(16.3)	(16.4)	(8.7)	(12.1)	(53.5)				
運輸業、郵便業	100.0	20.0								79.5	0.5	
	(100.0)	(52.7)	(2.6)	(38.6)	(5.6)	(-)	(0.5)	(44.7)				
卸売業、小売業	100.0	22.6								76.5	0.9	
	(100.0)	(47.4)	(6.9)	(19.6)	(5.8)	(6.1)	(14.2)	(45.7)				
金融業、保険業	100.0	40.4								58.4	1.2	
	(100.0)	(44.7)	(0.0)	(35.2)	(7.8)	(-)	(12.3)	(55.3)				
不動産業、物品販賣業	100.0	25.7								74.1	0.2	
	(100.0)	(27.5)	(0.8)	(61.5)	(10.2)	(-)	(0.0)	(71.7)				
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	20.6								79.0	0.4	
	(100.0)	(42.3)	(7.3)	(33.6)	(5.9)	(2.1)	(8.7)	(50.4)				
宿泊業、飲食サービス業	100.0	13.6								84.9	1.5	
	(100.0)	(28.7)	(7.6)	(34.2)	(-)	(11.4)	(18.1)	(63.7)				
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	21.7								77.6	0.6	
	(100.0)	(59.0)	(0.8)	(24.4)	(3.1)	(2.3)	(10.4)	(40.2)				
教育、学習支援業	100.0	33.2								63.9	2.9	
	(100.0)	(71.1)	(0.2)	(19.3)	(0.4)	(0.1)	(8.9)	(28.7)				
医療、福祉	100.0	18.4								80.5	1.0	
	(100.0)	(50.8)	(3.8)	(43.9)	(0.5)	(-)	(1.0)	(45.4)				
複合サービス事業	100.0	50.9								49.1	-	
	(100.0)	(88.4)	(1.8)	(9.8)	(-)	(-)	(-)	(9.8)				
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	24.3								74.7	1.0	
	(100.0)	(48.2)	(9.3)	(30.1)	(4.2)	(2.8)	(5.4)	(42.5)				
事業所規模												
500人以上	100.0	43.3								56.5	0.2	
	(100.0)	(35.1)	(3.9)	(26.4)	(17.3)	(8.9)	(8.3)	(61.0)				
100～499人	100.0	38.8								61.0	0.2	
	(100.0)	(44.3)	(3.8)	(35.3)	(8.5)	(3.2)	(5.0)	(51.9)				
30～99人	100.0	26.5								72.7	0.8	
	(100.0)	(58.3)	(5.6)	(23.5)	(4.5)	(3.3)	(4.9)	(36.1)				
5～29人	100.0	20.4								78.8	0.8	
	(100.0)	(50.9)	(4.2)	(26.9)	(4.4)	(3.4)	(10.2)	(44.9)				
30人以上(再掲)	100.0	29.2								70.1	0.7	
	(100.0)	(54.0)	(5.1)	(26.8)	(5.8)	(3.4)	(5.0)	(40.9)				
労働組合の有無												
あり	100.0	42.0								57.2	0.8	
	(100.0)	(53.1)	(4.5)	(26.1)	(8.7)	(2.9)	(4.6)	(42.3)				
なし	100.0	16.8								82.4	0.7	
	(100.0)	(50.7)	(4.3)	(27.4)	(2.2)	(3.7)	(11.7)	(45.0)				
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	31.2								68.0	0.8	
	(100.0)	(53.9)	(4.7)	(27.8)	(5.0)	(3.3)	(5.4)	(41.4)				
なし	100.0	3.9								95.7	0.4	
	(100.0)	(16.0)	(-)	(13.1)	(1.7)	(5.3)	(64.0)	(84.0)				

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-4)

(4) 所定外労働の免除

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑧			
総 数	100.0	26.8	9.9	1.6	12.7	0.9	0.5	1.1	15.3	72.3	0.9	
			(100.0)	(36.9)	(6.0)	(3.4)	(1.9)	(4.2)	(57.0)			
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	27.9								70.3	1.9	
			(100.0)	(31.1)	(7.0)	(53.6)	(1.6)	(-)	(6.7)	(61.9)		
建設業	100.0	14.0								86.0	-	
			(100.0)	(36.2)	(11.9)	(43.8)	(7.0)	(1.0)	(0.1)	(52.0)		
製造業	100.0	21.9								77.7	0.4	
			(100.0)	(37.2)	(7.3)	(42.8)	(2.8)	(2.3)	(7.5)	(55.4)		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.6								44.0	0.4	
			(100.0)	(10.1)	(6.2)	(72.7)	(8.5)	(2.5)	(-)	(83.8)		
情報通信業	100.0	35.7								64.3	-	
			(100.0)	(23.0)	(9.7)	(39.3)	(15.8)	(7.5)	(4.5)	(67.2)		
運輸業、郵便業	100.0	27.3								72.3	0.4	
			(100.0)	(21.0)	(3.5)	(69.1)	(6.1)	(-)	(0.4)	(75.5)		
卸売業、小売業	100.0	27.1								72.0	0.9	
			(100.0)	(43.9)	(4.7)	(40.5)	(2.8)	(2.3)	(5.8)	(51.4)		
金融業、保険業	100.0	60.5								38.1	1.4	
			(100.0)	(39.3)	(1.9)	(55.1)	(1.3)	(-)	(2.3)	(58.7)		
不動産業、物品販賣業	100.0	30.8								69.2	0.0	
			(100.0)	(39.7)	(1.2)	(39.8)	(6.8)	(12.4)	(-)	(59.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	21.7								77.9	0.4	
			(100.0)	(36.0)	(10.0)	(37.8)	(5.4)	(2.2)	(8.5)	(54.0)		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	15.2								82.0	2.7	
			(100.0)	(47.2)	(5.8)	(38.6)	(-)	(0.4)	(8.0)	(47.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	28.3								71.0	0.6	
			(100.0)	(38.5)	(6.8)	(44.7)	(5.1)	(1.7)	(3.3)	(54.7)		
教育、学習支援業	100.0	22.1								74.7	3.2	
			(100.0)	(56.3)	(7.7)	(22.9)	(0.1)	(-)	(13.1)	(36.0)		
医療、福祉	100.0	25.5								73.1	1.3	
			(100.0)	(34.8)	(7.8)	(51.4)	(0.4)	(1.2)	(4.4)	(57.3)		
複合サービス事業	100.0	66.8								33.2	-	
			(100.0)	(21.3)	(4.3)	(74.3)	(-)	(-)	(-)	(74.3)		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	29.8								68.9	1.2	
			(100.0)	(34.2)	(10.0)	(43.5)	(6.6)	(2.6)	(3.1)	(55.8)		
事業所規模												
500人以上	100.0	67.1								32.8	0.1	
			(100.0)	(24.7)	(6.9)	(47.3)	(11.4)	(8.2)	(1.5)	(68.4)		
100～499人	100.0	53.4								46.5	0.1	
			(100.0)	(30.9)	(6.0)	(52.7)	(6.7)	(2.5)	(1.2)	(63.1)		
30～99人	100.0	34.9								64.0	1.1	
			(100.0)	(36.0)	(6.1)	(50.0)	(3.9)	(2.7)	(1.4)	(57.9)		
5～29人	100.0	24.1								75.0	0.9	
			(100.0)	(37.9)	(6.0)	(46.4)	(2.8)	(1.5)	(5.3)	(56.1)		
30人以上(再掲)	100.0	39.2								59.9	0.9	
			(100.0)	(34.3)	(6.1)	(50.7)	(4.9)	(2.8)	(1.3)	(59.6)		
労働組合の有無												
あり	100.0	51.4								47.8	0.8	
			(100.0)	(28.1)	(5.6)	(57.1)	(5.9)	(2.1)	(1.2)	(66.3)		
なし	100.0	20.5								78.6	0.9	
			(100.0)	(42.6)	(6.3)	(41.4)	(1.7)	(1.7)	(6.2)	(51.0)		
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	38.9								60.1	1.0	
			(100.0)	(37.5)	(6.2)	(48.9)	(3.4)	(1.7)	(2.4)	(56.4)		
なし	100.0	3.0								96.6	0.4	
			(100.0)	(22.9)	(3.2)	(14.1)	(2.2)	(5.9)	(51.7)	(74.0)		

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-5)

(5) 事業所内託児施設

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以後も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑩			
総 数	100.0	1.6	0.6	0.2	0.7	0.0	0.1	0.1	0.9	97.6	0.8	
	(100.0)	(100.0)	(35.4)	(9.8)	(47.0)	(0.7)	(3.7)	(3.4)	(54.8)			
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	98.1	1.9	
建設業	100.0	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	100.0	—	
製造業	100.0	0.3	(100.0)	(33.6)	(6.4)	(59.3)	(0.3)	(0.3)	(60.0)	99.3	0.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.0	(100.0)	(—)	(28.1)	(71.9)	(—)	(—)	(—)	97.6	0.4	
情報通信業	100.0	2.2	(100.0)	(—)	(73.1)	(26.9)	(—)	(—)	(—)	97.8	—	
運輸業、郵便業	100.0	0.2	(100.0)	(2.9)	(—)	(97.1)	(—)	(—)	(—)	99.3	0.5	
卸売業、小売業	100.0	1.2	(100.0)	(32.1)	(2.2)	(65.6)	(—)	(0.1)	(—)	97.9	0.9	
金融業、保険業	100.0	0.1	(100.0)	(8.5)	(45.7)	(45.7)	(—)	(—)	(—)	98.7	1.2	
不動産業、物品販賣業	100.0	0.2	(100.0)	(—)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	99.8	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.6	(100.0)	(11.5)	(1.1)	(87.4)	(—)	(—)	(—)	99.0	0.4	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.8	(100.0)	(42.4)	(37.2)	(20.5)	(—)	(—)	(—)	97.7	1.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.7	(100.0)	(62.0)	(—)	(36.9)	(1.0)	(—)	(—)	97.7	0.6	
教育、学習支援業	100.0	7.8	(100.0)	(33.9)	(—)	(61.8)	(0.9)	(—)	(3.5)	89.3	2.9	
医療、福祉	100.0	8.6	(100.0)	(39.0)	(9.4)	(38.4)	(1.0)	(7.7)	(4.5)	90.0	1.4	
複合サービス事業	100.0	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	100.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.5	(100.0)	(4.2)	(56.9)	(5.6)	(—)	(—)	(33.3)	98.3	1.1	
事業所規模												
500人以上	100.0	12.2	(100.0)	(16.6)	(21.2)	(57.0)	(1.6)	(3.6)	(—)	(62.2)	87.5	0.2
100～499人	100.0	6.3	(100.0)	(14.0)	(22.1)	(42.9)	(4.4)	(13.2)	(3.3)	(63.8)	93.1	0.6
30～99人	100.0	3.1	(100.0)	(47.7)	(11.5)	(26.7)	(—)	(6.1)	(8.0)	(40.8)	95.9	1.0
5～29人	100.0	1.1	(100.0)	(35.7)	(5.3)	(57.9)	(—)	(—)	(1.2)	(59.1)	98.2	0.8
30人以上(再掲)	100.0	3.9	(100.0)	(35.1)	(15.4)	(33.4)	(1.5)	(8.4)	(6.1)	(49.4)	95.2	0.9
労働組合の有無												
あり	100.0	1.5	(100.0)	(21.8)	(14.8)	(63.1)	(0.2)	(0.1)	(—)	(63.4)	97.7	0.8
なし	100.0	1.6	(100.0)	(38.7)	(8.6)	(43.1)	(0.8)	(4.6)	(4.2)	(52.7)	97.6	0.8
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	2.2	(100.0)	(38.3)	(10.6)	(42.7)	(0.7)	(4.0)	(3.6)	(51.1)	96.9	0.8
なし	100.0	0.4	(100.0)	(—)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(100.0)	99.2	0.4

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (7-6)

(6) 育児に要する経費の援助措置

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑧			
総 数	100.0	4.3	0.7	0.6	0.6	1.5	0.2	0.7	3.0	94.9	0.8	
	(100.0)	(100.0)	(15.7)	(14.4)	(14.3)	(35.6)	(4.3)	(15.6)	(69.8)			
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.1								98.0	1.9	
建設業	100.0	1.7								98.3	—	
製造業	100.0	1.2								98.5	0.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.1								71.5	0.4	
情報通信業	100.0	9.2								90.8	—	
運輸業、郵便業	100.0	4.3								95.1	0.6	
卸売業、小売業	100.0	0.8								98.3	0.9	
金融業、保険業	100.0	16.0								82.8	1.2	
不動産業、物品販賣業	100.0	4.4								95.6	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	2.9								96.7	0.4	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.8								93.7	1.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.6								95.8	0.6	
教育、学習支援業	100.0	6.0								91.1	2.9	
医療、福祉	100.0	4.0								94.7	1.3	
複合サービス事業	100.0	39.1								60.9	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.2								96.7	1.1	
	(100.0)	(17.5)	(14.7)	(32.5)	(1.6)	(0.8)	(32.8)	(67.7)				
事業所規模												
500人以上	100.0	19.7								80.1	0.2	
100～499人	100.0	8.2								91.2	0.5	
30～99人	100.0	6.0								93.0	1.0	
5～29人	100.0	3.8								95.4	0.8	
30人以上(再掲)	100.0	6.7								92.4	0.9	
	(100.0)	(20.7)	(8.5)	(16.9)	(33.6)	(3.7)	(16.6)	(70.8)				
労働組合の有無												
あり	100.0	13.6								85.5	0.8	
なし	100.0	1.9								97.3	0.8	
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	6.2								93.0	0.8	
なし	100.0	0.6								98.9	0.4	
	(100.0)	(—)	(—)	(1.5)	(—)	(—)	(98.5)	(100.0)				

第21表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（7-7）

(7) 育児休業に準ずる措置

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ⑦～⑨			
総 数	100.0	7.5	5.3	0.4	1.4	0.2	0.1	0.3	1.8	91.7	0.8	
	(100.0)	(70.2)	(5.4)	(18.1)	(2.3)	(0.7)	(3.4)	(24.4)				
産業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.1								93.8	2.1	
	(100.0)	(94.5)	(-)	(5.5)	(-)	(-)	(-)	(5.5)				
建設業	100.0	3.7								96.3	-	
	(100.0)	(96.1)	(-)	(3.8)	(0.0)	(-)	(-)	(3.9)				
製造業	100.0	4.0								95.6	0.4	
	(100.0)	(54.8)	(6.5)	(27.7)	(1.4)	(6.5)	(3.1)	(38.7)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.8								70.8	0.4	
	(100.0)	(74.6)	(17.8)	(2.5)	(3.6)	(1.5)	(-)	(7.6)				
情報通信業	100.0	10.5								89.5	-	
	(100.0)	(44.0)	(31.3)	(9.1)	(15.6)	(-)	(-)	(24.7)				
運輸業、郵便業	100.0	7.2								92.2	0.6	
	(100.0)	(75.8)	(-)	(24.1)	(-)	(-)	(0.1)	(24.2)				
卸売業、小売業	100.0	4.8								94.3	0.9	
	(100.0)	(62.0)	(8.9)	(11.2)	(9.6)	(0.6)	(7.7)	(29.1)				
金融業、保険業	100.0	11.7								87.1	1.2	
	(100.0)	(56.0)	(-)	(42.0)	(-)	(-)	(2.0)	(44.0)				
不動産業、物品販賣業	100.0	8.9								91.1	0.0	
	(100.0)	(53.5)	(0.1)	(44.5)	(1.9)	(-)	(-)	(46.5)				
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	7.8								91.6	0.6	
	(100.0)	(75.5)	(1.1)	(8.5)	(0.9)	(0.3)	(13.5)	(23.3)				
宿泊業、飲食サービス業	100.0	8.1								90.4	1.5	
	(100.0)	(45.0)	(18.6)	(36.4)	(-)	(-)	(-)	(36.4)				
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.7								91.7	0.6	
	(100.0)	(70.9)	(1.1)	(26.1)	(0.4)	(-)	(1.6)	(28.0)				
教育、学習支援業	100.0	15.0								82.1	2.9	
	(100.0)	(79.5)	(-)	(1.3)	(-)	(-)	(19.2)	(20.5)				
医療、福祉	100.0	5.8								92.8	1.3	
	(100.0)	(58.6)	(1.5)	(39.8)	(0.1)	(-)	(-)	(39.9)				
複合サービス事業	100.0	41.0								59.0	0.0	
	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	9.5								89.3	1.2	
	(100.0)	(67.5)	(10.5)	(16.9)	(1.2)	(1.9)	(1.9)	(22.0)				
事業所規模												
500人以上	100.0	27.2								72.6	0.2	
	(100.0)	(75.6)	(3.9)	(9.7)	(6.7)	(2.5)	(1.7)	(20.5)				
100～499人	100.0	15.4								84.0	0.6	
	(100.0)	(72.6)	(6.8)	(16.8)	(1.1)	(2.0)	(0.6)	(20.6)				
30～99人	100.0	8.2								90.8	1.0	
	(100.0)	(77.0)	(4.2)	(14.0)	(2.6)	(0.2)	(2.0)	(18.8)				
5～29人	100.0	7.0								92.2	0.8	
	(100.0)	(68.5)	(5.5)	(19.1)	(2.3)	(0.7)	(4.0)	(26.0)				
30人以上（再掲）	100.0	10.0								89.1	0.9	
	(100.0)	(75.5)	(5.0)	(14.7)	(2.3)	(0.9)	(1.6)	(19.4)				
労働組合の有無												
あり	100.0	19.7								79.4	0.8	
	(100.0)	(77.7)	(4.2)	(13.5)	(3.9)	(0.4)	(0.3)	(18.1)				
なし	100.0	4.4								94.8	0.8	
	(100.0)	(61.5)	(6.7)	(23.4)	(0.3)	(1.1)	(6.9)	(31.8)				
育児休業制度の規定の有無												
あり	100.0	11.1								88.0	0.9	
	(100.0)	(70.6)	(5.5)	(18.4)	(2.3)	(0.4)	(2.8)	(23.9)				
なし	100.0	0.4								99.2	0.4	
	(100.0)	(48.0)	(-)	(3.1)	(-)	(16.1)	(32.8)	(52.0)				

第22表 育児のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合

(%)

	短時間勤務制度がある事業所計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	その他	不明
総 数	100.0	12.2	49.9	17.9	7.7	11.5	0.8
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	23.8	42.0	29.7	—	—	4.4
建設業	100.0	10.1	51.2	16.8	5.1	16.9	—
製造業	100.0	10.8	49.7	20.9	5.1	13.1	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	39.6	44.9	5.5	7.1	—
情報通信業	100.0	6.2	56.6	19.3	12.1	5.8	—
運輸業、郵便業	100.0	16.9	41.8	15.1	13.7	12.5	—
卸売業、小売業	100.0	9.4	54.2	17.4	5.7	13.3	0.0
金融業、保険業	100.0	9.3	47.4	26.9	7.0	5.6	3.8
不動産業、物品販賣業	100.0	6.9	50.8	13.0	19.4	5.3	4.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	17.7	43.3	19.6	3.7	14.5	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	14.0	50.8	10.4	17.3	7.5	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.8	42.5	20.1	7.0	15.4	2.2
教育、学習支援業	100.0	12.9	47.3	14.4	13.9	8.8	2.6
医療、福祉	100.0	19.5	45.4	22.0	4.3	8.1	0.7
複合サービス事業	100.0	19.9	63.8	8.5	2.8	5.1	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.5	50.8	11.2	7.7	16.3	0.5
事業所規模							
500人以上	100.0	6.4	43.5	26.5	12.5	10.8	0.2
100~499人	100.0	11.5	49.1	21.3	8.0	10.0	0.1
30~99人	100.0	11.9	53.0	20.6	5.1	8.5	1.0
5~29人	100.0	12.4	49.3	16.8	8.3	12.4	0.8
30人以上(再掲)	100.0	11.7	51.8	20.9	6.0	8.9	0.7
労働組合の有無							
あり	100.0	11.0	48.0	18.0	12.9	9.3	0.9
なし	100.0	12.9	50.9	17.8	5.0	12.6	0.8

第23表 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合

(%)

	事業所計	有給	一部有給	無給	不明
総 数	100.0	9.1	8.6	81.0	1.3
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	9.3	9.6	72.3	8.8
建設業	100.0	13.2	4.5	79.1	3.1
製造業	100.0	5.5	10.7	83.2	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.6	9.1	90.3	—
情報通信業	100.0	3.0	10.8	86.2	—
運輸業、郵便業	100.0	11.2	8.1	80.7	—
卸売業、小売業	100.0	6.6	8.0	83.6	1.8
金融業、保険業	100.0	7.4	17.3	73.3	2.1
不動産業、物品販賣業	100.0	19.3	10.1	66.0	4.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.2	4.2	77.6	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.3	2.9	90.7	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.7	10.1	86.3	—
教育、学習支援業	100.0	18.4	7.8	71.3	2.6
医療、福祉	100.0	14.0	8.4	76.9	0.7
複合サービス事業	100.0	13.3	2.8	83.6	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.1	10.6	80.9	0.5
事業所規模					
500人以上	100.0	5.2	7.2	87.5	—
100~499人	100.0	7.6	7.9	84.4	—
30~99人	100.0	7.0	8.9	83.0	1.0
5~29人	100.0	9.8	8.5	80.2	1.4
30人以上(再掲)	100.0	7.2	8.7	83.4	0.7
労働組合の有無					
あり	100.0	8.0	10.2	79.9	1.9
なし	100.0	9.7	7.7	81.6	0.9

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合(6-1)

(1) 短時間勤務制度

総 数	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明		男性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明				
	[12.9]	100.0	46.0	48.8	5.2	[0.2]	100.0	1.8	95.8	2.4	[0.3]	100.0	3.6	93.6	2.8	[0.2]	100.0	0.3	97.7
産 業																			
鉱業、採石業、砂利採取業	[5.6]	100.0	9.5	90.5	-	-	[—]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	[8.4]	100.0	54.7	45.3	-	(0.0)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	[19.2]	100.0	46.1	48.7	5.1	(0.5)	100.0	6.4	89.1	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[13.5]	100.0	64.2	30.9	4.9	[—]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	[27.8]	100.0	49.1	39.0	11.9	[1.8]	100.0	-	-	97.5	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	[5.2]	100.0	16.0	84.0	-	(0.0)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	[10.1]	100.0	45.9	47.9	6.1	(0.2)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	[10.2]	100.0	37.4	58.7	3.9	(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品販賣業	[6.9]	100.0	85.0	15.0	-	(0.4)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[12.9]	100.0	59.0	39.4	1.7	(0.5)	100.0	-	-	2.1	89.5	8.4	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[3.5]	100.0	17.7	82.3	-	[—]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[9.4]	100.0	36.5	48.3	15.2	(0.0)	* 100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	[16.5]	100.0	42.4	38.9	18.7	(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	[32.2]	100.0	51.2	47.4	1.4	(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	[10.1]	100.0	31.2	62.8	6.0	[—]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[8.5]	100.0	39.7	54.4	5.9	(0.1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所規模																			
500人以上	[81.1]	100.0	69.8	28.0	2.2	[10.7]	100.0	0.6	92.4	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100~499人	[46.4]	100.0	52.5	44.7	2.9	[1.6]	100.0	3.3	95.7	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30~99人	[20.3]	100.0	34.2	58.8	7.1	(0.2)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5~29人	[7.6]	100.0	48.7	45.8	5.5	[—]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30人以上(再掲)	[28.1]	100.0	43.9	51.1	5.0	(0.8)	100.0	1.8	95.8	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労働組合の有無																			
あり	[14.9]	100.0	40.5	55.7	3.8	[0.3]	100.0	3.6	93.6	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
なし	[12.0]	100.0	49.5	44.4	6.1	[0.2]	100.0	0.3	97.7	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：()は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

II2：「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合(6-2)
 (2) 育児の場合に利用できるフレックスタイム制度

	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計	利用者 あり	利用者 なし	不明	男性の育児休業後 復職者あり 事業所計	利用者 あり	利用者 なし	不明		
総 数	[10.7]	100.0	26.3	62.9	10.9	[0.1]	100.0	14.0	67.3	18.7
産 業										
鉱業、採石業、砂利採取業	[3.2]	* 100.0	47.8	52.2	-	[—]	-	-	-	
建設業	[0.5]	100.0	14.6	85.4	-	[—]	-	-	-	
製造業	[21.5]	100.0	24.2	56.1	19.7	[0.9]	100.0	7.2	75.5	17.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[19.0]	100.0	29.2	64.9	5.8	[—]	-	-	-	
情報通信業	[26.2]	100.0	36.7	23.6	39.7	[0.1]	100.0	-	-	100.0
運輸業、郵便業	[19.0]	100.0	1.0	99.0	-	[0.1]	100.0	-	-	100.0
卸売業、小売業	[3.6]	100.0	9.5	81.9	8.6	[0.0]	100.0	-	-	-
金融業、保険業	[24.6]	100.0	2.3	97.7	-	[—]	-	-	-	-
不動産業、物品販賣業	[3.7]	100.0	16.3	83.7	-	[0.0]	* 100.0	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	[18.0]	100.0	12.7	84.9	2.4	[0.5]	100.0	17.0	64.1	18.9
宿泊業、飲食サービス業	[4.2]	100.0	2.3	97.7	-	[—]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[5.3]	100.0	4.1	95.9	-	[—]	-	-	-	-
教育、学習支援業	[0.1]	100.0	100.0	-	-	[0.1]	100.0	100.0	-	-
医療、福祉	[42.6]	100.0	61.3	38.7	-	[—]	-	-	-	-
複合サービス事業	[5.6]	100.0	-	33.3	66.7	[—]	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[6.9]	100.0	48.4	46.7	5.0	[0.1]	100.0	33.2	66.8	-
事業所規模										
500人以上	[76.9]	100.0	40.5	45.3	14.2	[13.0]	100.0	13.5	57.9	28.6
100~499人	[42.2]	100.0	30.5	62.1	7.3	[0.8]	100.0	14.9	85.1	-
30~99人	[18.9]	100.0	8.5	85.6	5.9	[—]	-	-	-	-
5~29人	[6.1]	100.0	32.9	51.7	15.4	[—]	-	-	-	-
30人以上(再掲)	[27.3]	100.0	20.9	71.8	7.3	(0.6)	100.0	14.0	67.3	18.7
労働組合の有無										
あり	[18.4]	100.0	11.2	81.6	7.2	[0.4]	100.0	9.0	70.0	21.0
なし	[7.3]	100.0	42.9	42.2	14.9	[0.0]	100.0	54.2	45.8	-

注1: ()は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2: 「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合(6-3)

(3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

総 数	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり なし		不明		男性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明	
	[12.7]	100.0	21.6	69.2	9.2	[0.3]	100.0	0.5	53.8	45.7	[%]	[%]	[%]	[%]
産 業														
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.4]	* 100.0	100.0	—	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	[1.8]	100.0	18.7	81.3	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	[17.1]	100.0	33.8	55.0	11.3	[0.4]	100.0	2.8	86.6	10.6	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	[11.4]	100.0	23.5	68.6	7.9	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	[18.3]	100.0	24.8	39.7	35.4	0.4	100.0	—	80.0	20.0	—	—	—	—
運輸業、郵便業	[8.8]	100.0	11.7	88.3	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	[11.6]	100.0	9.2	75.0	15.7	[0.2]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
金融業、保険業	[11.1]	100.0	7.8	84.3	8.0	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
不動産業、物品販賣業	[10.8]	100.0	12.6	87.4	—	[0.0]	* 100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	[17.5]	100.0	13.9	81.8	4.2	[0.8]	100.0	1.9	98.1	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業	[8.2]	100.0	7.2	92.8	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	[3.4]	100.0	3.7	93.3	3.0	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	[12.2]	100.0	7.5	60.1	32.3	[0.1]	* 100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
医療、福祉	[36.7]	100.0	35.3	64.7	—	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
複合サービス事業	[11.1]	100.0	20.6	75.5	3.9	[2.0]	100.0	—	10.8	89.2	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	[6.0]	100.0	59.0	38.8	2.3	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
事業所規模														
500人以上	[78.6]	100.0	25.7	68.8	5.5	[10.6]	100.0	2.9	84.9	12.2	—	—	—	—
100~499人	[44.0]	100.0	32.9	62.4	4.7	[1.2]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
30~99人	[21.7]	100.0	21.4	75.9	2.7	[0.2]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
5~29人	[7.5]	100.0	15.6	68.4	16.0	[0.2]	—	—	—	—	—	—	—	100.0
30人以上(再掲)	[29.0]	100.0	26.4	69.9	3.7	[0.7]	100.0	0.9	95.1	4.0	—	—	—	—
労働組合の有無														
あり	[15.3]	100.0	12.1	84.7	3.3	[0.5]	100.0	0.2	37.2	62.6	—	—	—	—
なし	[11.0]	100.0	30.1	55.3	14.6	[0.1]	100.0	1.4	96.0	2.7	—	—	—	—

注1：()は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の単出をしている者を含む。)をいう。

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無事業所割合(6-4)

(4) 所定外労働の免除

	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明		男性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明		
	総 数	[13.3]	100.0	14.9	76.7	8.3	[0.4]	100.0	0.5	69.8	29.7	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	[8.5]	100.0	—	100.0	—	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	[3.3]	100.0	9.5	86.4	4.2	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	[17.4]	100.0	18.7	71.3	10.1	[0.7]	100.0	—	—	95.6	4.4	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	[10.2]	100.0	8.4	85.8	5.8	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	[27.7]	100.0	23.9	55.4	20.7	[2.6]	100.0	2.6	94.8	2.6	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	[7.4]	100.0	15.3	84.4	0.3	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	卸売業、小売業	[10.4]	100.0	12.2	80.5	7.3	[0.2]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	金融業、保険業	[10.9]	100.0	14.1	79.8	6.0	[0.1]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業、物品販賣業	[9.2]	100.0	70.5	29.5	—	[0.0]	* 100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	[15.1]	100.0	8.4	84.8	6.8	[0.9]	100.0	—	98.3	1.7	—	—	—	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業	[6.9]	100.0	6.6	93.4	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	[4.9]	100.0	6.8	78.5	14.7	[0.2]	100.0	—	95.7	4.3	—	—	—	—	—	—
	教育、学習支援業	[14.9]	100.0	5.0	95.0	—	[0.1]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	[43.3]	100.0	14.6	75.2	10.1	[0.1]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	複合サービス事業	[8.9]	100.0	3.3	93.0	3.7	[1.5]	100.0	—	10.8	89.2	—	—	—	—	—	—
	サービス業(地に分類されないもの)	[7.8]	100.0	18.2	71.0	10.7	[0.0]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
事業所規模	500人以上	[78.5]	100.0	19.6	74.9	5.5	[10.7]	100.0	2.6	89.0	8.4	—	—	—	—	—	—
	100~499人	[44.5]	100.0	25.6	69.8	4.6	[1.7]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	30~99人	[21.8]	100.0	17.9	74.0	8.2	[0.4]	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	5~29人	[7.5]	100.0	5.9	83.0	11.0	[0.1]	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—
	30人以上(再掲)	[29.6]	100.0	21.2	72.3	6.5	[1.0]	100.0	0.7	97.2	2.2	—	—	—	—	—	—
労働組合の有無	あり	[16.2]	100.0	14.0	82.6	3.3	[0.5]	100.0	0.8	49.9	49.2	—	—	—	—	—	—
	なし	[11.5]	100.0	15.7	71.3	12.9	[0.2]	100.0	—	98.8	1.2	—	—	—	—	—	—

注1：〔 〕は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合(6-5)

(5) 事業所内託児施設

	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計	利用者 あり	利用者 なし	不明	男性の育児休業後 復職者あり 事業所計	利用者 あり	利用者 なし	不明	
総 数	[40.6]	100.0	51.9	33.8	14.3	[0.3]	100.0	13.5	86.5
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	[−]	—	—	—	[−]	—	—	—	
建設業	[−]	—	—	—	[−]	—	—	—	
製造業	[34.1]	100.0	59.6	39.4	1.0	[2.7]	100.0	100.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	[14.0]	100.0	—	100.0	—	[−]	—	—	
情報通信業	[7.5]	100.0	100.0	—	—	[−]	—	—	
運輸業、郵便業	[52.9]	100.0	100.0	—	—	[2.9]	100.0	100.0	
卸売業、小売業	[23.4]	100.0	38.1	61.9	—	[−]	—	—	
金融業、保険業	[8.5]	100.0	—	100.0	—	[−]	—	—	
不動産業、物品販賣業	[100.0]	100.0	—	100.0	—	[−]	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	[22.2]	100.0	27.7	72.3	—	[1.1]	* 100.0	100.0	
宿泊業、飲食サービス業	[3.3]	100.0	70.2	29.8	—	[−]	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	[2.3]	100.0	26.8	46.3	26.8	[−]	—	—	
教育、学習支援業	[3.6]	100.0	20.9	79.1	—	[0.3]	100.0	100.0	
医療、福祉	[69.1]	100.0	53.8	29.0	17.3	[0.4]	100.0	100.0	
複合サービス事業	[−]	—	—	—	—	[−]	—	—	
サービス業(他に分類されないもの)	[1.5]	100.0	47.3	52.7	—	[−]	—	—	
事業所規模									
500人以上	[94.4]	100.0	69.5	30.0	0.5	[17.2]	100.0	13.5	
100~499人	[84.0]	100.0	76.7	23.1	0.2	[−]	—	—	
30~99人	[52.6]	100.0	69.9	30.1	—	[−]	—	—	
5~29人	[21.0]	100.0	—	50.5	49.5	[−]	—	—	
30人以上(再掲)	[64.9]	100.0	72.8	27.1	0.1	[0.7]	100.0	13.5	
労働組合の有無									
あり	[34.6]	100.0	36.0	63.4	0.5	[1.1]	100.0	10.3	
なし	[42.0]	100.0	55.1	27.9	17.1	[0.1]	100.0	19.5	
								89.7	
								80.5	

注1：〔 〕は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第24表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合(6-6)

(6) 育児に要する経費の援助措置

総 数	女性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明		男性の育児休業後 復職者あり 事業所計		利用者 あり		利用者 なし		不明	
	[16.5]	100.0	26.6	60.3	13.1	[0.4]	100.0	8.0	75.1	16.9	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]
産 業																
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	* 100.0	—	100.0	—	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	[1.3]	100.0	—	100.0	—	—	[0.1]	* 100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	—
製造業	[29.7]	100.0	26.9	67.6	5.5	[3.8]	100.0	7.0	58.1	34.9						
電気・ガス・熱供給・水道業	[15.3]	100.0	8.9	69.8	21.3	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	[20.4]	100.0	23.1	68.0	8.9	[3.9]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	[2.6]	100.0	5.1	89.7	5.14	[0.1]	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	[28.0]	100.0	9.4	88.9	1.6	[0.3]	100.0	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	[17.5]	100.0	8.8	36.9	54.3	[0.1]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
不動産業、物品販賣業	[1.8]	100.0	—	100.0	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	[9.0]	100.0	19.5	60.7	19.9	[2.5]	100.0	3.9	78.3	17.7						
宿泊業、飲食サービス業	[26.8]	100.0	95.3	4.7	—	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	[0.8]	100.0	92.8	7.2	—	[0.1]	* 100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	[1.8]	100.0	11.1	77.8	11.1	[0.2]	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	[64.3]	100.0	24.9	74.5	0.6	[0.2]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
複合サービス事業	[6.9]	100.0	—	95.8	4.2	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	[9.4]	100.0	—	7.2	92.8	[0.2]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
事業所規模																
500人以上	[84.8]	100.0	29.0	53.5	17.5	[26.2]	100.0	11.3	64.8	23.9						
100~499人	[57.7]	100.0	42.5	52.0	5.5	[1.5]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
30~99人	(24.1)	100.0	4.9	82.6	12.5	[0.1]	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—
5~29人	[9.3]	100.0	31.8	50.7	17.5	[—]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30人以上(再掲)	[35.2]	100.0	23.0	66.9	10.1	[1.5]	100.0	8.0	75.1	16.9						
労働組合の有無																
あり	[13.8]	100.0	6.9	69.0	24.1	[0.6]	100.0	2.7	79.6	17.8						
なし	[21.7]	100.0	49.7	50.2	0.1	[0.1]	100.0	66.4	26.6	7.0						

注1：〔 〕は、各制度がある事業所のうち、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者がいた事業所の割合である。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点(平成20年10月1日)までに各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

第25表 育児のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合

	各制度がある事業所における育児休業後復職者計	短時間勤務制度利用者	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度利用者	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ利用者	所定外労働の免除利用者	事業所内託児施設利用者	育児に要する経費の援助措置利用者	(%)
<u>女性</u>								
総 数	100.0	40.1	29.5	20.7	14.0	63.2	52.1	
<u>事業所規模</u>								
500人以上	100.0	47.2	38.5	13.5	10.3	31.0	32.1	
100～499人	100.0	40.6	37.5	25.4	18.6	106.6	104.3	
30～99人	100.0	30.7	7.1	24.4	16.9	52.3	4.3	
5～29人	100.0	43.8	32.9	16.7	7.6	—	31.8	
30人以上(再掲)	100.0	38.5	28.1	22.4	16.2	71.6	57.2	
<u>男性</u>								
総 数	100.0	1.1	29.6	0.3	0.3	22.4	17.8	
<u>事業所規模</u>								
500人以上	100.0	0.3	33.2	1.3	1.4	22.4	21.1	
100～499人	100.0	2.1	13.4	—	—	—	—	
30～99人	—	—	—	—	—	—	—	
5～29人	—	—	—	—	—	—	—	
30人以上(再掲)	100.0	1.1	29.6	0.5	0.4	22.4	17.8	

注1：「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に育児休業を終了し、復職した者をいう。

注2：「利用者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に育児休業を終了し、復職した者のうち、調査時点（平成20年10月1日）までに各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注3：同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上した。なお、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

第26表 介護休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総 数	100.0	61.7	38.2	0.1
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	67.8	32.2	—
建設業	100.0	45.0	55.0	—
製造業	100.0	52.6	47.4	—
食料品等製造業	100.0	56.4	43.6	—
織維工業	100.0	47.5	52.5	—
木材等製造業	100.0	39.4	60.6	—
紙等製造業	100.0	57.0	43.0	—
印刷関連製造業	100.0	57.3	42.7	—
化学製品等製造業	100.0	77.0	23.0	—
ゴム・革製品等製造業	100.0	49.2	50.8	—
窯業・土石製造業	100.0	62.4	37.6	—
鉄鋼業等製造業	100.0	50.5	49.5	—
金属製品製造業	100.0	43.5	56.5	—
一般機械器具製造業	100.0	44.4	55.6	—
電気機械器具等製造業	100.0	61.7	38.3	—
輸送用機械器具製造業	100.0	60.9	39.1	—
その他製造業	100.0	45.7	54.3	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.3	5.7	—
情報通信業	100.0	68.3	31.7	—
運輸業、郵便業	100.0	66.8	33.2	—
卸売業、小売業	100.0	60.0	40.0	—
卸売業	100.0	68.8	31.2	—
小売業	100.0	53.6	46.4	—
金融業、保険業	100.0	94.2	5.8	—
不動産業、物品賃貸業	100.0	65.0	35.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.0	49.0	0.1
学術・開発研究機関	100.0	84.5	14.5	1.0
専門サービス業	100.0	53.5	46.5	—
広告業	100.0	52.2	47.8	—
技術サービス業	100.0	45.7	54.3	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.8	47.2	—
宿泊業	100.0	47.0	53.0	—
飲食店	100.0	54.7	45.3	—
飲食サービス業	100.0	46.9	53.1	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	62.9	37.1	—
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	46.6	53.4	—
その他の生活関連サービス業	100.0	78.5	21.5	—
娯楽業	100.0	69.3	30.7	—
教育、学習支援業	100.0	73.4	26.6	—
医療、福祉	100.0	71.7	27.3	1.0
複合サービス事業	100.0	94.0	6.0	—
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	65.0	34.5	0.5
廃棄物処理業	100.0	53.1	46.9	—
自動車整備業	100.0	48.4	51.6	—
機械等修理業	100.0	67.5	32.5	—
職業紹介・労働者派遣業	100.0	75.9	24.1	—
その他の事業サービス業	100.0	71.3	27.4	1.3
政治・経済・文化団体	100.0	73.9	26.1	—
宗教	100.0	26.1	73.7	0.2
その他のサービス業	100.0	76.1	23.9	—
事業所規模				
500人以上	100.0	99.6	0.4	—
100～499人	100.0	95.4	4.6	—
30～99人	100.0	82.6	17.4	0.0
5～29人	100.0	56.5	43.4	0.1
30人以下（再掲）	100.0	85.5	14.5	0.0
労働組合の有無				
あり	100.0	93.9	6.0	0.0
なし	100.0	53.4	46.5	0.2

第27表 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合

(%)

	介護休業制度規定あり事業所計	期間の最長限度を定めている	最長限度						期間の制限はなく、必要日数取得できる	不明		
			通算して93日まで(法定どおり)	93日を超えて6か月未満	6か月	6か月を超えて1年未満	1年	1年を超える期間				
総 数		100.0	98.0	(100.0)	(81.5)	(0.6)	(4.5)	(1.0)	(11.2)	(1.2)	1.8	0.2
産 業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	(100.0)	(93.6)	(0.1)	(0.7)	(0.7)	(4.9)	(—)	—	—	
建設業	100.0	97.9	(100.0)	(81.6)	(—)	(2.6)	(0.4)	(12.9)	(2.6)	2.1	—	
製造業	100.0	98.6	(100.0)	(88.1)	(0.3)	(1.7)	(0.4)	(8.5)	(0.9)	1.2	0.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.5	(100.0)	(25.0)	(—)	(4.3)	(2.3)	(18.6)	(49.9)	0.5	—	
情報通信業	100.0	97.0	(100.0)	(61.2)	(—)	(3.7)	(5.5)	(26.0)	(3.6)	3.0	—	
運輸業、郵便業	100.0	99.7	(100.0)	(78.5)	(—)	(3.3)	(0.6)	(17.4)	(0.2)	0.3	—	
卸売業、小売業	100.0	98.1	(100.0)	(84.7)	(0.6)	(2.2)	(0.9)	(10.7)	(0.9)	1.9	0.0	
金融業、保険業	100.0	100.0	(100.0)	(55.7)	(1.8)	(0.2)	(1.7)	(36.8)	(3.7)	—	—	
不動産業、物品販賣業	100.0	99.5	(100.0)	(75.8)	(3.0)	(3.9)	(—)	(16.5)	(0.8)	0.5	—	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	98.6	(100.0)	(77.7)	(4.5)	(5.7)	(0.4)	(11.1)	(0.6)	1.4	—	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	91.7	(100.0)	(93.2)	(0.4)	(0.3)	(0.6)	(5.5)	(—)	6.0	2.3	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	95.2	(100.0)	(89.8)	(—)	(0.5)	(0.8)	(8.2)	(0.7)	4.8	0.0	
教育、学習支援業	100.0	96.4	(100.0)	(85.5)	(1.5)	(7.8)	(4.1)	(1.1)	(0.0)	3.6	—	
医療、福祉	100.0	100.0	(100.0)	(96.8)	(—)	(1.7)	(0.3)	(1.3)	(—)	0.0	—	
複合サービス事業	100.0	98.9	(100.0)	(48.9)	(—)	(49.1)	(—)	(2.0)	(—)	1.1	—	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	97.6	(100.0)	(81.5)	(0.8)	(3.6)	(2.2)	(10.8)	(1.3)	2.0	0.4	
事業所規模												
500人以上	100.0	99.3	(100.0)	(36.2)	(1.4)	(11.0)	(1.8)	(41.1)	(8.5)	0.7	—	
100~499人	100.0	98.9	(100.0)	(69.8)	(0.7)	(5.3)	(1.2)	(19.9)	(3.1)	0.7	0.3	
30~99人	100.0	99.2	(100.0)	(81.3)	(0.5)	(4.9)	(1.3)	(10.9)	(1.1)	0.8	0.0	
5~29人	100.0	97.6	(100.0)	(82.7)	(0.6)	(4.3)	(0.9)	(10.4)	(1.0)	2.1	0.3	
30人以上(再掲)	100.0	99.1	(100.0)	(77.9)	(0.6)	(5.1)	(1.3)	(13.4)	(1.7)	0.8	0.1	
労働組合の有無												
あり	100.0	99.8	(100.0)	(56.9)	(0.9)	(11.1)	(1.9)	(25.8)	(3.5)	0.2	0.0	
なし	100.0	97.2	(100.0)	(93.0)	(0.5)	(1.5)	(0.5)	(4.4)	(0.1)	2.5	0.3	

第28表 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能な事業所割合

総数	介護休業制度 規定あり 事業所数	職務別割合 割合あり	同一お雇い家族の回 に亘る休暇制度 について		一要介護状態 について										期間なしL		不明			
			100.0	80.0	(100.0)	(97.3)	(95.4)	(1.7)	(2.5)	(0.4)	(100.0)	(2.7)	(72.0)	(4.9)	(22.8)	(0.3)	19.3	0.7		
産業			96.1	(100.0)	(91.4)	(95.8)	(--)	(3.8)	(0.4)	(100.0)	(33.3)	(66.7)	(--)	(--)	3.9	--				
製造業	100.0	75.6	(100.0)	(99.5)	(100.0)	(96.0)	(0.1)	(2.4)	(2.4)	(100.0)	(0.5)	(100.0)	(--)	(--)	24.0	0.3				
製造業	100.0	82.8	(100.0)	(94.6)	(100.0)	(94.4)	(3.6)	(2.0)	(0.0)	(100.0)	(65.4)	(12.4)	(23.5)	(--)	16.7	0.4				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	67.6	(100.0)	(86.2)	(100.0)	(90.8)	(5.2)	(4.0)	(--)	(100.0)	(64.1)	(12.4)	(24.0)	(--)	32.4	--				
情報通信業	100.0	74.3	(100.0)	(99.1)	(100.0)	(90.2)	(4.4)	(5.4)	(--)	(100.0)	(72.8)	(24.0)	(3.1)	(--)	25.7	--				
運輸業、郵便業	100.0	83.6	(100.0)	(96.3)	(100.0)	(94.9)	(4.3)	(0.8)	(--)	(100.0)	(0.9)	(100.0)	(--)	(10.2)	(--)	16.4	--			
卸売業、小売業	100.0	78.2	(100.0)	(98.9)	(100.0)	(95.6)	(1.1)	(2.6)	(0.7)	(100.0)	(29.7)	(29.7)	(--)	(--)	21.8	0.0				
金融業、保険業	100.0	87.5	(100.0)	(98.0)	(100.0)	(96.8)	(1.0)	(1.7)	(1.2)	(100.0)	(45.4)	(45.4)	(--)	(54.6)	(--)	12.5	--			
不動産業、物品販賣業	100.0	76.7	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(95.4)	(0.4)	(3.9)	(0.3)	(100.0)	(85.4)	(85.4)	(--)	(14.6)	(--)	23.3	--			
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	78.8	(100.0)	(97.2)	(100.0)	(96.5)	(0.6)	(2.9)	(0.1)	(100.0)	(69.6)	(2.1)	(28.3)	(--)	21.2	--				
宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.1	(100.0)	(95.4)	(100.0)	(90.4)	(1.2)	(8.3)	(0.1)	(100.0)	(4.6)	(100.0)	(--)	(--)	(--)	19.3	4.6			
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	77.8	(100.0)	(96.7)	(100.0)	(98.2)	(0.0)	(1.7)	(1.7)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(--)	(--)	(--)	22.1	0.0			
教育、学習支援業	100.0	86.6	(100.0)	(98.5)	(100.0)	(96.9)	(3.0)	(1.1)	(1.1)	(100.0)	(3.3)	(100.0)	(--)	(--)	(--)	11.6	1.8			
医療、福祉	100.0	79.9	(100.0)	(97.4)	(100.0)	(98.1)	(1.1)	(0.8)	(--)	(100.0)	(2.6)	(100.0)	(--)	(--)	(--)	18.7	1.4			
理会サービス事業	100.0	85.6	(100.0)	(98.8)	(100.0)	(98.7)	(--)	(1.3)	(1.3)	(100.0)	(1.2)	(100.0)	(--)	(--)	(--)	13.5	1.0			
サービス業(宿泊業を除く)	100.0	78.8	(100.0)	(93.9)	(100.0)	(93.1)	(2.6)	(4.0)	(0.2)	(100.0)	(6.1)	(100.0)	(--)	(89.2)	(--)	20.8	0.4			
事業所規模	100.0	71.6	(100.0)	(96.2)	(100.0)	(90.6)	(2.6)	(6.7)	(--)	(100.0)	(3.8)	(100.0)	(--)	(62.0)	(--)	28.4	--			
500人以上																29.3	0.3			
100~499人	100.0	79.4	(100.0)	(96.5)	(100.0)	(93.6)	(1.5)	(4.7)	(0.3)	(100.0)	(78.4)	(2.1)	(15.5)	(4.1)	17.6	0.2				
30~99人	100.0	82.2	(100.0)	(96.9)	(100.0)	(93.5)	(2.8)	(2.6)	(1.0)	(100.0)	(82.3)	(8.0)	(9.7)	(--)	19.6	0.8				
5~29人	100.0	79.6	(100.0)	(97.5)	(100.0)	(96.1)	(1.4)	(2.3)	(0.3)	(100.0)	(2.5)	(100.0)	(--)	(27.6)	(--)	18.4	0.2			
30人以下(6歳未満)	100.0	81.4	(100.0)	(96.8)	(100.0)	(93.5)	(2.5)	(3.1)	(0.9)	(100.0)	(80.5)	(12.0)	(1.0)	(1.0)	(--)	18.3	0.2			
労働組合の有無	あり	100.0	81.4	(100.0)	(97.5)	(100.0)	(94.9)	(1.5)	(3.2)	(0.5)	(100.0)	(2.5)	(100.0)	(--)	(47.6)	(--)	19.7	0.9		
なし	100.0	79.4	(100.0)	(97.2)	(100.0)	(95.7)	(1.7)	(2.2)	(0.4)	(100.0)	(2.8)	(100.0)	(--)	(12.4)	(--)	18.3	0.2			

第29表 介護休業の対象となる家族の範囲制限の有無及び対象者別事業所割合

(%)

	介護休業制度規定あり事業所計	制限あり	対象家族(複数回答)									制限なし	不明	
			育児・介護休業法の対象家族	労働者が同居していない家族			労働者が扶養していない家族			その他	不明			
				祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫					
総 数	100.0	92.5 (100.0) (95.9)	(4.3)	(3.5)	(3.1)	(4.2)	(3.6)	(3.5)	(14.7)	(0.2)	7.4	0.1		
産業														
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	99.5 (100.0) (94.5)	(5.9)	(5.9)	(5.9)	(8.3)	(8.3)	(8.3)	(17.0)	(-)	0.5	-		
建設業	100.0	88.4 (100.0) (95.8)	(3.0)	(2.5)	(2.5)	(2.9)	(2.5)	(2.5)	(11.9)	(-)	11.6	-		
製造業	100.0	94.1 (100.0) (97.0)	(3.5)	(3.1)	(2.9)	(1.9)	(1.5)	(1.4)	(11.0)	(-)	5.9	0.0		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.5 (100.0) (89.3)	(13.4)	(19.7)	(12.2)	(29.9)	(31.9)	(29.4)	(36.2)	(-)	1.5	-		
情報通信業	100.0	93.1 (100.0) (91.1)	(9.5)	(6.3)	(1.2)	(8.8)	(0.8)	(0.8)	(25.5)	(-)	6.9	-		
運輸業、郵便業	100.0	94.4 (100.0) (97.4)	(3.6)	(0.8)	(0.7)	(6.1)	(3.5)	(3.5)	(13.0)	(-)	5.6	-		
卸売業、小売業	100.0	88.1 (100.0) (96.8)	(5.5)	(5.2)	(5.1)	(5.6)	(5.3)	(5.2)	(10.0)	(-)	11.9	-		
金融業、保険業	100.0	100.0 (100.0) (94.7)	(2.8)	(1.6)	(1.6)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(11.9)	(-)	0.0	-		
不動産業、物品販賣業	100.0	96.2 (100.0) (96.9)	(6.1)	(6.1)	(3.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(21.9)	(-)	3.8	-		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.0 (100.0) (94.0)	(5.3)	(4.4)	(4.4)	(5.2)	(4.4)	(4.3)	(8.0)	(-)	7.0	-		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	89.6 (100.0) (89.4)	(6.6)	(6.6)	(6.6)	(8.7)	(8.1)	(8.1)	(10.6)	(3.2)	10.4	-		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	94.0 (100.0) (98.9)	(7.4)	(4.4)	(3.4)	(0.9)	(0.2)	(0.2)	(19.1)	(-)	6.0	0.0		
教育、学習支援業	100.0	93.8 (100.0) (95.7)	(2.6)	(0.6)	(0.6)	(5.4)	(3.5)	(3.4)	(13.1)	(-)	6.2	-		
医療、福祉	100.0	96.0 (100.0) (95.6)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(2.5)	(2.5)	(2.3)	(18.6)	(-)	4.0	-		
複合サービス事業	100.0	96.9 (100.0) (97.8)	(3.0)	(2.0)	(2.0)	(5.2)	(4.2)	(4.2)	(43.6)	(-)	2.2	1.0		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.1 (100.0) (95.9)	(6.2)	(5.4)	(4.0)	(4.2)	(4.1)	(4.0)	(13.8)	(0.1)	7.8	0.1		
事業所規模														
500人以上	100.0	97.3 (100.0) (93.2)	(10.7)	(9.0)	(7.9)	(11.7)	(10.0)	(9.2)	(20.8)	(-)	2.7	-		
100~499人	100.0	95.9 (100.0) (95.2)	(6.3)	(5.6)	(4.4)	(6.7)	(6.1)	(5.3)	(15.5)	(-)	4.0	0.1		
30~99人	100.0	95.1 (100.0) (96.6)	(3.8)	(2.8)	(2.6)	(3.5)	(2.4)	(2.4)	(16.1)	(0.2)	4.8	0.0		
5~29人	100.0	91.6 (100.0) (95.8)	(4.3)	(3.5)	(3.1)	(4.2)	(3.6)	(3.6)	(14.2)	(0.2)	8.4	0.1		
30人以上(再掲)	100.0	95.3 (100.0) (96.2)	(4.5)	(3.6)	(3.1)	(4.4)	(3.4)	(3.2)	(16.1)	(0.2)	4.6	0.0		
労働組合の有無														
あり	100.0	95.3 (100.0) (95.8)	(7.3)	(5.7)	(5.1)	(7.8)	(6.4)	(6.2)	(22.0)	(0.1)	4.5	0.1		
なし	100.0	91.2 (100.0) (95.9)	(2.9)	(2.5)	(2.2)	(2.6)	(2.2)	(2.2)	(11.1)	(0.2)	8.8	0.0		

第30表 介護休業制度の対象労働者の状況別事業所割合

(%)

	介護休業制度規定あり事業所計	所定労働日数が週2日以下の者			勤続1年未満の者			93日以内に退職することが明らかな者		
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明
総 数	100.0	14.1	84.4	1.5	17.8	81.3	0.9	20.2	78.5	1.4
産 業										
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	6.6	90.7	2.8	7.1	90.1	2.8	17.3	79.9	2.8
建設業	100.0	9.5	88.3	2.1	15.8	82.3	1.8	14.9	81.5	3.6
製造業	100.0	11.9	87.0	1.0	17.8	81.4	0.8	20.3	78.4	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.3	80.7	—	21.6	78.4	—	29.7	70.3	—
情報通信業	100.0	8.2	91.8	—	15.6	84.4	—	15.7	83.7	0.6
運輸業、郵便業	100.0	9.2	88.5	2.3	11.7	87.7	0.6	14.2	85.2	0.6
卸売業、小売業	100.0	12.2	87.0	0.8	12.7	86.6	0.7	17.5	81.5	1.0
金融業、保険業	100.0	21.1	75.0	4.0	9.3	90.7	—	6.5	92.3	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	13.5	86.5	—	26.0	74.0	—	22.7	77.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	10.4	88.0	1.6	18.3	81.3	0.4	18.5	81.0	0.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.6	83.8	4.6	12.3	85.4	2.3	24.2	71.2	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.4	84.6	2.0	19.2	77.4	3.3	17.0	81.0	2.0
教育、学習支援業	100.0	12.5	87.2	0.4	29.3	70.3	0.4	28.1	71.9	—
医療、福祉	100.0	12.4	87.0	0.5	20.6	78.9	0.5	23.7	75.9	0.4
複合サービス事業	100.0	50.2	48.9	1.0	53.1	45.9	1.0	55.4	43.6	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.4	85.8	0.7	20.4	78.9	0.7	20.0	79.2	0.7
事業所規模										
500人以上	100.0	20.9	77.7	1.3	22.4	77.6	—	21.1	78.5	0.3
100~499人	100.0	17.0	82.3	0.7	18.5	80.9	0.6	19.7	80.1	0.2
30~99人	100.0	15.0	83.8	1.1	16.8	82.6	0.6	19.6	79.2	1.1
5~29人	100.0	13.7	84.7	1.6	18.0	81.0	1.0	20.3	78.2	1.5
30人以上(再掲)	100.0	15.6	83.4	1.0	17.3	82.2	0.6	19.7	79.4	0.9
労働組合の有無										
あり	100.0	24.5	74.0	1.6	24.1	75.6	0.2	24.8	74.6	0.6
なし	100.0	9.4	89.1	1.4	15.0	83.8	1.2	18.0	80.3	1.7

第31表 有期契約労働者の介護休業取得要件別事業所割合

(%)

	介護休業 制度規定 あり 事業所計	定めている	対象労働者の範囲			定めて いない	不明
			法定の 要件と 同じ として いる	法定の 要件 より 一部広く して いる	法定の 要件にかか わらず、 すべての 有期契約 労働者と している		
総 数	100.0	67.6 (100.0)	(94.9)	(3.0)	(2.2)	31.8	0.6
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	58.3 (100.0)	(98.6)	(1.1)	(0.2)	39.0	2.8
建設業	100.0	55.8 (100.0)	(96.7)	(3.3)	(0.1)	42.4	1.8
製造業	100.0	59.5 (100.0)	(95.5)	(2.1)	(2.4)	40.4	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.1 (100.0)	(86.0)	(12.9)	(1.1)	30.9	—
情報通信業	100.0	74.3 (100.0)	(89.7)	(9.9)	(0.4)	25.7	—
運輸業、郵便業	100.0	70.2 (100.0)	(90.2)	(9.2)	(0.6)	29.8	—
卸売業、小売業	100.0	71.3 (100.0)	(94.4)	(1.7)	(3.9)	27.9	0.8
金融業、保険業	100.0	83.5 (100.0)	(94.8)	(3.7)	(1.5)	16.3	0.2
不動産業、物品販賣業	100.0	67.1 (100.0)	(99.4)	(0.6)	(0.0)	32.9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	62.6 (100.0)	(98.2)	(1.6)	(0.2)	37.4	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	67.7 (100.0)	(94.9)	(4.3)	(0.8)	30.0	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	58.2 (100.0)	(91.2)	(2.4)	(6.4)	41.2	0.6
教育、学習支援業	100.0	59.6 (100.0)	(95.3)	(1.7)	(3.0)	40.4	—
医療、福祉	100.0	63.9 (100.0)	(98.7)	(0.5)	(0.9)	35.7	0.4
複合サービス事業	100.0	86.1 (100.0)	(96.7)	(2.2)	(1.1)	13.9	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	66.5 (100.0)	(92.6)	(4.3)	(3.1)	33.2	0.3
事業所規模							
500人以上	100.0	83.0 (100.0)	(87.8)	(8.9)	(3.3)	16.8	0.2
100~499人	100.0	73.7 (100.0)	(93.5)	(4.2)	(2.3)	26.0	0.3
30~99人	100.0	68.2 (100.0)	(95.3)	(2.8)	(1.8)	31.2	0.6
5~29人	100.0	66.8 (100.0)	(94.9)	(2.9)	(2.2)	32.5	0.6
30人以上(再掲)	100.0	69.7 (100.0)	(94.7)	(3.3)	(2.0)	29.8	0.5
労働組合の有無							
あり	100.0	80.9 (100.0)	(90.9)	(6.1)	(3.1)	19.0	0.1
なし	100.0	61.5 (100.0)	(97.3)	(1.1)	(1.6)	37.6	0.9

第32表 介護休業中・休業後の労働条件の明示方法別事業所割合

(%)

	事業所計	明示する		明示しない	不明
		書面を交付	口頭のみで伝達		
総 数	100.0	44.2	29.9	24.8	1.1
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	45.5	35.6	17.0	1.9
建設業	100.0	36.0	30.0	33.0	1.0
製造業	100.0	41.4	33.1	24.6	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.6	24.4	16.0	—
情報通信業	100.0	47.6	35.6	16.8	—
運輸業、郵便業	100.0	47.8	30.8	21.4	—
卸売業、小売業	100.0	42.6	28.1	27.8	1.5
金融業、保険業	100.0	69.6	22.7	6.5	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	51.4	24.2	24.4	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	46.3	31.6	22.0	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.8	30.2	28.7	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	39.8	29.9	28.7	1.7
教育、学習支援業	100.0	43.3	47.2	7.9	1.6
医療、福祉	100.0	45.2	34.9	17.5	2.4
複合サービス事業	100.0	45.4	9.2	45.3	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	51.1	28.2	19.4	1.3
事業所規模					
500人以上	100.0	64.4	25.2	10.3	0.1
100~499人	100.0	59.3	29.3	11.4	0.1
30~99人	100.0	52.2	29.4	17.7	0.7
5~29人	100.0	42.1	30.1	26.6	1.2
30人以上(再掲)	100.0	53.9	29.3	16.3	0.6
労働組合の有無					
あり	100.0	59.5	22.6	17.6	0.3
なし	100.0	40.3	31.8	26.6	1.3
介護休業制度の規定の有無					
あり	100.0	56.6	28.6	14.2	0.6
なし	100.0	24.4	32.1	42.0	1.5

第33表 介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合

総 数	事業所	金銭の支給 あり	毎月の金銭支給の内容										支給方法(複数回答)				金銭の支給は ない		
			毎月金銭を 支給する 50%以上		所定内勤手帳の 20%未満を支給		所定内勤手帳の 20%未満を支給		定期賃貸料支給		万能保険料相当 額を支給		一時金を支給		日数超過で 有給とする				
			100.0	14.3	7.9	(100.0)	(28.4)	(19.8)	(2.4)	(13.7)	(18.9)	(14.5)	(2.2)	(100.0)	7.2	(33.7)	(44.4)	(16.7)	(3.2)
産業別																			
製造業	100.0	13.8	7.2	(100.0)	(-)	(17.5)	(27.3)	(52.1)	(-)	(3.1)	(-)	(100.0)	(10.2)	(28.3)	(63.5)	(28.3)	(-)	84.4	1.9
建設業	100.0	19.6	9.2	(100.0)	(44.6)	(8.9)	(8.9)	(11.1)	(17.8)	(-)	(100.0)	(10.4)	(25.6)	(35.6)	(25.0)	(-)	79.4	1.6	
製造業	100.0*	14.0	6.6	(100.0)	(16.3)	(27.4)	(2.3)	(16.8)	(18.8)	(16.0)	(2.3)	(100.0)	(8.3)	(23.1)	(63.0)	(12.5)	(6.4)	86.4	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.1	29.3	(100.0)	(48.4)	(23.9)	(-)	(11.7)	(8.1)	(7.8)	(-)	(100.0)	(6.2)	(78.8)	(-)	(21.2)	(-)	65.9	-
卸売業	100.0	13.2	10.0	(100.0)	(31.8)	(32.4)	(0.2)	(0.7)	(28.8)	(16.2)	(17.8)	(100.0)	(3.5)	(28.3)	(62.2)	(9.5)	(-)	86.8	-
運輸業、郵便業	100.0	16.2	9.3	(100.0)	(17.5)	(25.0)	(1.0)	(12.0)	(30.5)	(14.0)	(-)	(100.0)	(8.1)	(77.6)	(47.5)	(44.9)	(-)	82.3	1.5
宿泊業、小売業	100.0	14.3	7.3	(100.0)	(38.9)	(18.4)	(-)	(20.4)	(8.7)	(7.1)	(6.5)	(100.0)	(7.6)	(40.7)	(34.3)	(18.1)	(9.9)	84.1	1.6
金融業、保険業	100.0	2.8	10.0	(100.0)	(-)	(21.6)	(1.8)	(65.2)	(12.4)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	95.8	1.4
不動産業、物品販賣業	100.0	18.0	13.7	(100.0)	(27.7)	(15.1)	(-)	(27.7)	(28.3)	(1.2)	(-)	(100.0)	(7.6)	(77.6)	(34.3)	(18.1)	(9.9)	82.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.5	9.8	(100.0)	(40.6)	(15.9)	(9.2)	(13.5)	(11.3)	(9.9)	(0.5)	(100.0)	(9.6)	(37.4)	(63.4)	(3.9)	(-)	81.4	0.1
飲食業、飲食サービス業	100.0	13.0	8.6	(100.0)	(49.2)	(17.4)	(3.0)	(-)	(14.7)	(15.5)	(1.2)	(-)	(100.0)	(7.6)	(78.0)	(0.1)	(-)	86.7	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	11.6	4.8	(100.0)	(41.4)	(16.1)	(-)	(17.7)	(15.5)	(1.2)	(-)	(100.0)	(11.3)	(77.2)	(60.2)	(12.8)	(1.1)	86.8	2.5
教育、学習支援業	100.0	14.1	9.6	(100.0)	(20.7)	(31.2)	(-)	(2.8)	(12.2)	(33.0)	(-)	(100.0)	(11.4)	(78.0)	(26.6)	(26.6)	(-)	82.9	3.1
出版、雑誌	100.0	14.1	7.7	(100.0)	(-)	(20.4)	(-)	(3.9)	(51.3)	(14.4)	(-)	(100.0)	(8.4)	(51.0)	(16.8)	(12.2)	(-)	92.3	-
複合サービス事業	100.0	7.7	6.5	(100.0)	(13.7)	(29.8)	(-)	(-)	(28.1)	(27.4)	(-)	(100.0)	(3.1)	(3.5)	(64.3)	(32.2)	(-)	83.5	1.5
サービス業(その他)***	100.0	15.0	10.2	(100.0)	(15.5)	(10.2)	(3.3)	(22.2)	(17.7)	(31.0)	(0.2)	(100.0)	(5.7)	(28.9)	(45.0)	(23.2)	(4.9)	84.9	-
事業所規模																			
500人以上	100.0	22.0	12.7	(100.0)	(11.5)	(23.5)	(1.8)	(11.7)	(40.1)	(10.7)	(0.8)	(100.0)	(11.3)	(51.1)	(7.5)	(11.4)	(-)	77.9	0.1
100~299人	100.0	13.1	8.5	(100.0)	(16.8)	(15.3)	(3.2)	(7.2)	(42.4)	(12.7)	(2.3)	(100.0)	(5.6)	(47.5)	(21.5)	(29.2)	(1.7)	86.9	0.0
30~99人	100.0	9.7	5.9	(100.0)	(29.7)	(22.0)	(0.4)	(8.6)	(29.5)	(14.0)	(3.8)	(100.0)	(4.4)	(32.1)	(35.1)	(32.3)	(0.5)	89.3	0.9
5~29人	100.0	15.1	8.2	(100.0)	(19.6)	(20.0)	(0.6)	(14.7)	(16.4)	(14.6)	(2.1)	(100.0)	(7.8)	(46.2)	(33.3)	(16.9)	(3.5)	83.5	1.4
30人以下(60人)	100.0	10.6	6.6	(100.0)	(19.4)	(21.0)	(1.2)	(8.3)	(33.3)	(13.6)	(3.3)	(100.0)	(4.8)	(30.5)	(46.2)	(16.9)	(0.8)	88.7	0.7
労働組合の有無																			
なし	100.0	12.2	8.6	(100.0)	(20.6)	(17.7)	(1.4)	(14.5)	(36.9)	(8.2)	(0.7)	(100.0)	(4.5)	(47.3)	(10.6)	(42.2)	(-)	87.2	0.6
なし	100.0	14.8	7.7	(100.0)	(20.6)	(20.4)	(2.7)	(13.5)	(16.3)	(2.7)	(0.7)	(100.0)	(7.9)	(31.7)	(49.3)	(15.2)	(3.7)	83.7	1.5
介護休業制度の規定の有無																			
なし	100.0	8.7	5.4	(100.0)	(29.5)	(15.0)	(0.8)	(8.9)	(35.3)	(9.5)	(1.0)	(100.0)	(4.1)	(42.1)	(20.0)	(27.5)	(0.4)	86.9	0.4
なし	100.0	23.4	11.9	(100.0)	(27.6)	(22.4)	(3.6)	(17.3)	(6.9)	(18.2)	(3.1)	(100.0)	(12.4)	(29.3)	(52.1)	(14.0)	(4.7)	74.2	2.4

第34表 介護休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

	定期昇給の制度 がある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中 の定期昇給 は行わずに 復職後に時 期をずらし て昇給する	休業期間中 の定期昇給 は行わずに 復職後の定期 昇給時期 に持ち越す	その他の 取扱いを 決めて いる	特に決め ていない	不明
総 数	[52.7] 100.0	23.2	20.8	27.6	6.7	20.8	0.8
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[57.5] 100.0	10.5	38.0	32.6	3.6	12.1	3.3
建設業	[41.0] 100.0	12.1	16.7	34.3	9.1	27.8	—
製造業	[48.3] 100.0	23.8	19.1	24.9	5.1	26.7	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[72.2] 100.0	30.6	32.2	20.5	9.1	7.7	—
情報通信業	[56.5] 100.0	24.9	29.4	22.5	6.2	17.0	—
運輸業、郵便業	[47.7] 100.0	22.8	20.9	26.8	14.9	13.7	0.9
卸売業、小売業	[54.7] 100.0	22.9	17.4	29.5	5.2	23.5	1.4
金融業、保険業	[66.7] 100.0	30.9	24.8	30.4	9.5	4.3	—
不動産業、物品販賣業	[52.9] 100.0	17.8	24.0	24.2	8.0	25.9	—
学術研究、専門・技術サービス業	[54.6] 100.0	19.4	19.7	26.5	6.0	28.3	0.1
宿泊業、飲食サービス業	[30.4] 100.0	23.9	33.8	10.5	6.6	24.1	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	[46.8] 100.0	21.6	22.2	30.5	7.0	18.7	—
教育、学習支援業	[66.9] 100.0	16.9	22.5	36.0	1.4	21.3	2.0
医療、福祉	[67.5] 100.0	21.7	22.7	33.1	4.9	16.0	1.5
複合サービス事業	[92.8] 100.0	47.7	20.0	14.7	10.5	6.2	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	[50.3] 100.0	21.7	22.4	23.0	6.0	26.1	0.8
事業所規模							
500人以上	[78.9] 100.0	41.7	22.7	18.4	15.0	2.0	0.2
100~499人	[74.2] 100.0	32.7	21.9	27.4	11.3	6.7	0.0
30~99人	[63.2] 100.0	26.1	22.5	27.8	8.6	14.5	0.6
5~29人	[49.8] 100.0	21.9	20.4	27.6	5.9	23.2	0.9
30人以上(再掲)	[65.7] 100.0	27.9	22.3	27.5	9.3	12.4	0.5
労働組合の有無							
あり	[75.9] 100.0	38.8	21.2	20.0	11.1	7.8	1.1
なし	[46.7] 100.0	16.7	20.7	30.8	4.8	26.3	0.7
介護休業制度の規定の有無							
あり	[66.7] 100.0	25.4	23.9	29.9	8.0	12.5	0.4
なし	[30.3] 100.0	15.5	10.0	19.5	2.2	50.4	2.5

注: [] は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

第35表 賞与算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	賞与の制度がある事業所計	休業期間も休まなかつたものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日数又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
総 数	[71.0] 100.0	4.0	3.5	68.1	3.8	20.0	0.6
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[75.4] 100.0	8.0	0.1	67.1	3.1	19.2	2.5
建設業	[61.0] 100.0	5.7	4.0	58.1	4.2	26.8	1.3
製造業	[69.5] 100.0	3.1	2.3	62.8	3.9	27.7	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.6] 100.0	0.3	3.1	87.7	4.9	4.0	—
情報通信業	[70.5] 100.0	2.5	2.4	76.8	6.4	12.0	—
運輸業、郵便業	[67.9] 100.0	4.5	3.0	72.5	3.6	15.7	0.6
卸売業、小売業	[71.1] 100.0	2.5	1.5	67.5	3.4	24.6	0.5
金融業、保険業	[85.1] 100.0	3.0	0.0	89.2	4.7	2.7	0.3
不動産業、物品販賣業	[81.2] 100.0	4.9	0.0	77.7	2.6	14.7	—
学術研究、専門・技術サービス業	[71.8] 100.0	5.8	1.4	58.7	4.6	29.5	—
宿泊業、飲食サービス業	[56.8] 100.0	6.7	0.4	65.1	6.5	20.7	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	[72.3] 100.0	6.3	1.5	69.6	2.0	20.6	—
教育、学習支援業	[76.6] 100.0	2.1	6.7	65.2	5.4	18.9	1.7
医療、福祉	[79.4] 100.0	5.1	1.3	79.0	2.2	11.2	1.3
複合サービス事業	[92.1] 100.0	2.1	39.8	52.6	2.3	3.3	—
サービス業(他に分類されないもの)	[71.6] 100.0	4.5	2.9	66.8	5.5	19.4	0.9
事業所規模							
500人以上	[93.4] 100.0	1.6	3.5	84.5	9.6	0.7	0.2
100~499人	[88.1] 100.0	3.3	2.5	81.8	8.0	4.4	0.0
30~99人	[78.8] 100.0	3.8	3.7	78.2	4.7	8.9	0.6
5~29人	[68.8] 100.0	4.0	3.5	65.2	3.4	23.2	0.7
30人以上(再掲)	[80.9] 100.0	3.7	3.4	79.1	5.6	7.8	0.5
労働組合の有無							
あり	[89.6] 100.0	3.6	7.7	75.7	7.6	5.1	0.3
なし	[66.2] 100.0	4.1	2.0	65.4	2.5	25.2	0.7
介護休業制度の規定の有無							
あり	[83.2] 100.0	3.3	3.6	80.0	5.0	8.0	0.1
なし	[51.6] 100.0	5.7	3.2	36.8	0.9	51.3	2.0

注: [] は、全事業所のうち、賞与制度がある事業所の割合である。

第36表 退職金算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	退職金の制度がある事業所計	休業期間も勤続年数に算入する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明
総 数	[69.8] 100.0	31.1	8.4	35.6	4.5	19.8	0.6
産 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	[77.0] 100.0	49.8	1.2	30.0	0.6	16.0	2.4
建設業	[62.9] 100.0	25.5	5.9	22.9	6.9	37.6	1.3
製造業	[69.6] 100.0	33.8	6.7	28.5	3.8	26.9	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.5] 100.0	26.0	5.6	60.8	4.1	3.5	—
情報通信業	[72.2] 100.0	43.8	5.7	36.7	5.4	8.4	—
運輸業、郵便業	[69.3] 100.0	25.6	9.1	43.8	3.6	17.2	0.6
卸売業、小売業	[71.9] 100.0	28.1	8.5	39.9	3.3	20.2	0.0
金融業、保険業	[88.2] 100.0	25.8	9.1	57.1	8.0	—	—
不動産業、物品販賣業	[73.6] 100.0	34.5	8.2	42.8	0.7	13.8	—
学術研究、専門・技術サービス業	[76.8] 100.0	33.4	8.1	26.8	4.4	27.4	—
宿泊業、飲食サービス業	[45.6] 100.0	28.0	9.3	32.1	6.7	23.1	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	[63.5] 100.0	35.4	4.5	41.7	3.3	13.0	2.0
教育、学習支援業	[78.7] 100.0	29.0	18.6	29.8	4.5	16.4	1.7
医療、福祉	[72.8] 100.0	32.6	9.5	35.0	5.6	15.9	1.4
複合サービス事業	[94.2] 100.0	52.5	9.7	30.2	2.4	5.2	—
サービス業(他に分類されないもの)	[67.5] 100.0	35.6	9.1	32.9	5.1	16.7	0.6
事業所規模							
500人以上	[95.0] 100.0	33.7	10.3	47.9	7.7	0.4	—
100~499人	[89.2] 100.0	34.0	6.8	47.5	7.5	3.9	0.2
30~99人	[80.0] 100.0	36.5	7.0	42.9	4.7	8.3	0.5
5~29人	[67.0] 100.0	29.8	8.7	33.3	4.3	23.3	0.6
30人以上(再掲)	[82.1] 100.0	35.9	7.0	44.0	5.4	7.2	0.5
労働組合の有無							
あり	[91.2] 100.0	38.4	8.7	43.2	6.3	3.2	0.3
なし	[64.2] 100.0	28.5	8.3	32.8	3.9	25.9	0.7
介護休業制度の規定の有無							
あり	[81.9] 100.0	36.5	7.4	43.5	4.7	7.7	0.2
なし	[50.4] 100.0	17.0	11.0	14.6	4.0	51.8	1.5

注：〔 〕は、全事業所のうち、退職金制度がある事業所の割合である。

第37表 介護休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合

(%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
総 数	100.0	70.1	19.8	9.0	1.1
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	75.8	16.7	5.6	1.9
建設業	100.0	64.8	24.3	11.0	—
製造業	100.0	65.9	22.6	10.3	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.3	6.7	5.0	—
情報通信業	100.0	78.1	21.5	0.4	—
運輸業、郵便業	100.0	77.6	13.7	8.3	0.4
卸売業、小売業	100.0	66.3	22.7	9.6	1.5
金融業、保険業	100.0	95.0	1.4	2.4	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	69.7	19.8	10.5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	64.8	23.8	11.2	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.1	30.5	13.9	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	66.4	18.0	13.5	2.1
教育、学習支援業	100.0	74.3	16.9	7.2	1.6
医療、福祉	100.0	81.5	11.5	4.9	2.0
複合サービス事業	100.0	86.8	6.6	6.6	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	72.8	19.5	6.1	1.7
事業所規模					
500人以上	100.0	90.1	6.9	3.0	0.1
100~499人	100.0	84.6	11.7	3.6	0.1
30~99人	100.0	81.1	12.6	5.7	0.6
5~29人	100.0	67.5	21.5	9.9	1.2
30人以上(再掲)	100.0	81.9	12.4	5.2	0.5
労働組合の有無					
あり	100.0	88.1	7.4	4.2	0.3
なし	100.0	65.4	23.0	10.2	1.3
介護休業制度の規定の有無					
あり	100.0	84.3	11.1	4.3	0.3
なし	100.0	47.4	34.0	16.7	2.0

第38表 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合

	事業所計	講じる	措置の内容(複数回答)			講じない	不明	(%)
			休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他			
総 数	100.0	38.9	(100.0)	(71.8)	(23.9)	(17.9)	59.7	1.4
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	34.1	(100.0)	(71.3)	(16.6)	(19.1)	64.1	1.9
建設業	100.0	36.0	(100.0)	(80.3)	(12.6)	(12.4)	63.2	0.8
製造業	100.0	32.1	(100.0)	(66.8)	(25.5)	(20.5)	66.8	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.8	(100.0)	(90.2)	(16.0)	(17.6)	36.2	—
情報通信業	100.0	61.5	(100.0)	(83.9)	(26.3)	(3.6)	38.5	—
運輸業、郵便業	100.0	40.7	(100.0)	(65.5)	(28.6)	(17.8)	57.8	1.5
卸売業、小売業	100.0	34.1	(100.0)	(67.2)	(22.7)	(20.6)	64.0	1.8
金融業、保険業	100.0	64.7	(100.0)	(80.4)	(28.4)	(15.7)	33.0	2.3
不動産業、物品販賣業	100.0	37.9	(100.0)	(68.2)	(26.4)	(10.5)	62.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	41.3	(100.0)	(73.6)	(17.2)	(18.7)	58.4	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.2	(100.0)	(75.6)	(18.2)	(16.0)	66.1	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	34.6	(100.0)	(68.6)	(34.4)	(15.1)	64.1	1.3
教育、学習支援業	100.0	39.8	(100.0)	(76.7)	(11.8)	(15.8)	58.6	1.6
医療、福祉	100.0	52.1	(100.0)	(76.9)	(29.5)	(21.4)	45.9	2.0
複合サービス事業	100.0	38.4	(100.0)	(46.9)	(39.9)	(26.3)	61.6	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.3	(100.0)	(70.8)	(22.5)	(19.5)	58.1	1.6
事業所規模								
500人以上	100.0	65.4	(100.0)	(92.3)	(16.8)	(7.1)	34.5	0.1
100~499人	100.0	54.3	(100.0)	(77.4)	(24.6)	(16.2)	45.6	0.0
30~99人	100.0	41.7	(100.0)	(73.7)	(29.5)	(16.1)	57.7	0.6
5~29人	100.0	37.6	(100.0)	(71.0)	(22.8)	(18.4)	60.8	1.6
30人以上(再掲)	100.0	44.6	(100.0)	(75.0)	(28.0)	(15.9)	54.9	0.5
労働組合の有無								
あり	100.0	54.6	(100.0)	(77.1)	(24.4)	(15.8)	44.9	0.5
なし	100.0	34.8	(100.0)	(69.7)	(23.7)	(18.8)	63.6	1.6
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	48.0	(100.0)	(72.9)	(26.7)	(15.6)	51.5	0.5
なし	100.0	24.3	(100.0)	(68.4)	(14.9)	(25.2)	73.3	2.5

第39表 介護休業者割合

(%)

	男女計		女性		男性		介護休業者計	女性	男性
	常用 労働者計	介護 休業者	女性常用 労働者計	介護 休業者	男性常用 労働者計	介護 休業者			
総 数	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.03	100.0	74.4	25.6
産 業									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	—	100.0	—	100.0	—	—	—	—
建設業	100.0	0.00	100.0	0.01	100.0	0.00	100.0	55.7	44.3
製造業	100.0	0.04	100.0	0.10	100.0	0.01	100.0	77.3	22.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.03	100.0	0.16	100.0	0.02	100.0	52.8	47.2
情報通信業	100.0	0.04	100.0	0.09	100.0	0.03	100.0	49.9	50.1
運輸業、郵便業	100.0	0.05	100.0	0.20	100.0	0.01	100.0	80.5	19.5
卸売業、小売業	100.0	0.07	100.0	0.11	100.0	0.05	100.0	66.6	33.4
金融業、保険業	100.0	0.06	100.0	0.12	100.0	0.00	100.0	96.1	3.9
不動産業、物品販賣業	100.0	0.02	100.0	0.00	100.0	0.03	100.0	1.4	98.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.03	100.0	0.05	100.0	0.02	100.0	45.5	54.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.09	100.0	0.06	100.0	0.14	100.0	35.8	64.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	0.01	100.0	0.01	100.0	0.01	100.0	51.1	48.9
教育、学習支援業	100.0	0.09	100.0	0.10	100.0	0.08	100.0	52.4	47.6
医療、福祉	100.0	0.16	100.0	0.20	100.0	0.03	100.0	95.9	4.1
複合サービス事業	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	0.01	100.0	59.2	40.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.05	100.0	0.07	100.0	0.04	100.0	52.6	47.4
事業所規模									
500人以上	100.0	0.04	100.0	0.10	100.0	0.02	100.0	74.4	25.6
100~499人	100.0	0.06	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	80.3	19.7
30~99人	100.0	0.07	100.0	0.13	100.0	0.02	100.0	85.0	15.0
5~29人	100.0	0.07	100.0	0.10	100.0	0.04	100.0	62.7	37.3
30人以上(再掲)	100.0	0.06	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	81.8	18.2
労働組合の有無									
あり	100.0	0.07	100.0	0.13	100.0	0.03	100.0	65.6	34.4
なし	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.02	100.0	79.8	20.2
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	0.07	100.0	0.13	100.0	0.02	100.0	79.1	20.9
なし	100.0	0.05	100.0	0.05	100.0	0.04	100.0	46.8	53.2

注：「介護休業者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に介護休業を開始した者をいう。

第40表 介護休業終了後の復職者及び退職者割合

(%)

	男女計			女性			男性		
	介護休業 取得者計	復職者	退職者	介護休業 取得者計	復職者	退職者	介護休業 取得者計	復職者	退職者
総 数	100.0	82.1	17.9	100.0	85.2	14.8	100.0	75.6	24.4
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	88.9	11.1	100.0	21.9	78.1	100.0	100.0	—
製造業	100.0	68.8	31.2	100.0	73.6	26.4	100.0	61.1	38.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	4.2	100.0	96.0	4.0	100.0	95.5	4.5
情報通信業	100.0	81.2	18.8	100.0	60.4	39.6	100.0	100.0	—
運輸業、郵便業	100.0	99.5	0.5	100.0	99.1	0.9	100.0	100.0	—
卸売業、小売業	100.0	69.7	30.3	100.0	85.3	14.7	100.0	32.4	67.6
金融業、保険業	100.0	97.1	2.9	100.0	96.7	3.3	100.0	100.0	—
不動産業、物品販賣業	100.0	55.3	44.7	100.0	100.0	—	100.0	54.6	45.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	94.4	5.6	100.0	87.6	12.4	100.0	99.2	0.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	99.5	0.5	100.0	98.2	1.8	100.0	100.0	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	86.9	13.1	100.0	100.0	—	100.0	73.2	26.8
教育、学習支援業	100.0	98.3	1.7	100.0	99.2	0.8	100.0	97.8	2.2
医療、福祉	100.0	89.5	10.5	100.0	89.0	11.0	100.0	100.0	—
複合サービス事業	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.0	10.0	100.0	82.3	17.7	100.0	99.8	0.2
事業所規模									
500人以上	100.0	88.8	11.2	100.0	88.4	11.6	100.0	89.7	10.3
100~499人	100.0	93.4	6.6	100.0	93.0	7.0	100.0	95.5	4.5
30~99人	100.0	82.1	17.9	100.0	77.7	22.3	100.0	97.2	2.8
5~29人	100.0	76.0	24.0	100.0	86.0	14.0	100.0	64.3	35.7
30人以上(再掲)	100.0	87.1	12.9	100.0	84.8	15.2	100.0	95.6	4.4
労働組合の有無									
あり	100.0	78.4	21.6	100.0	86.0	14.0	100.0	68.7	31.3
なし	100.0	83.7	16.3	100.0	85.0	15.0	100.0	80.6	19.4
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	85.1	14.9	100.0	88.2	11.8	100.0	76.3	23.7
なし	100.0	73.2	26.8	100.0	71.8	28.2	100.0	74.6	25.4

注:「介護休業取得者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日~平成20年3月31日)に介護休業を終了し、復職予定であった者をいう。

第41表 取得期間別介護休業後復職者割合

	介護休業 後復職 者計	1週間 未満	1週間 ～ 2週間 未満	2週間 ～ 1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 1年 未満	1年以上	(%) 不明
<u>男女計</u>									
総 数	100.0	11.9	3.9	20.5	34.7	13.3	3.1	1.3	11.2
事業所規模									
500人以上	100.0	3.0	2.9	8.0	36.0	25.1	14.9	9.0	1.1
100～499人	100.0	—	7.0	26.6	40.2	19.9	3.0	3.3	—
30～99人	100.0	15.9	2.1	30.5	14.7	23.1	3.7	—	10.0
5～29人	100.0	17.3	3.6	11.9	44.9	1.3	1.3	—	19.8
30人以上(再掲)	100.0	8.1	4.2	26.7	27.3	22.0	4.5	2.2	5.0
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	6.2	5.1	24.8	36.8	17.2	4.1	1.7	4.2
なし	100.0	31.5	0.0	6.1	27.4	—	—	—	35.0
<u>女性</u>									
総 数	100.0	6.7	4.8	24.1	37.9	17.4	2.0	1.6	5.5
事業所規模									
500人以上	100.0	1.3	3.4	8.1	36.6	24.7	15.1	10.9	—
100～499人	100.0	—	8.0	25.5	38.5	22.7	1.7	3.6	—
30～99人	100.0	21.7	0.7	31.0	17.1	29.6	—	—	—
5～29人	100.0	0.4	5.9	19.6	54.8	2.2	2.1	—	15.0
30人以上(再掲)	100.0	10.3	4.1	26.6	28.2	26.1	2.0	2.5	—
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	7.9	5.6	26.0	35.7	20.5	2.4	1.9	—
なし	100.0	—	0.1	13.1	50.7	—	—	—	36.2
<u>男性</u>									
総 数	100.0	24.0	2.0	12.3	27.2	4.0	5.7	0.5	24.3
事業所規模									
500人以上	100.0	6.7	2.0	7.7	34.7	26.0	14.7	5.0	3.3
100～499人	100.0	—	2.5	31.4	47.7	7.7	9.0	1.6	—
30～99人	100.0	—	6.0	29.0	8.2	5.3	13.9	—	37.6
5～29人	100.0	43.5	—	—	29.5	—	—	—	27.1
30人以上(再掲)	100.0	0.9	4.4	27.1	24.4	8.7	12.4	1.1	21.0
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	0.7	3.3	20.6	40.7	6.7	9.4	0.9	17.8
なし	100.0	58.9	—	—	7.0	—	—	—	34.0

注：「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に介護休業を終了し、復職した者をいう。

第42表 介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

(複数回答) (%)

	介護休業取得者のあった事業所計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	不明
総 数	100.0	66.3	27.3	7.6	2.9	1.7
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	50.0	—	50.0	—	—
製造業	100.0	69.5	19.5	18.3	3.2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	2.1	2.1	—	—
情報通信業	100.0	100.0	2.3	2.3	1.1	—
運輸業、郵便業	100.0	90.7	36.3	—	9.3	—
卸売業、小売業	100.0	57.6	44.4	2.5	—	0.1
金融業、保険業	100.0	14.2	2.9	88.7	—	—
不動産業、物品販賣業	100.0	55.3	—	—	44.7	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	61.6	3.3	12.2	3.5	26.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	84.5	0.5	—	—	15.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	51.2	2.0	10.1	40.7	—
教育、学習支援業	100.0	95.9	—	3.3	1.2	—
医療、福祉	100.0	63.1	35.0	1.7	1.7	—
複合サービス事業	100.0	83.5	—	—	16.5	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	56.4	36.3	7.3	14.8	—
事業所規模						
500人以上	100.0	80.8	15.5	20.4	5.9	0.4
100~499人	100.0	73.5	19.3	11.7	6.3	—
30~99人	100.0	72.7	30.0	1.5	1.3	—
5~29人	100.0	57.5	30.4	8.5	2.1	3.6
30人以上(再掲)	100.0	73.7	24.7	6.9	3.6	0.0
労働組合の有無						
あり	100.0	56.1	38.1	14.9	1.3	—
なし	100.0	71.5	21.8	3.9	3.8	2.5
育児休業制度の規定の有無						
あり	100.0	59.6	32.6	9.3	2.4	2.0
なし	100.0	97.6	2.4	—	5.5	—
最長介護休業期間						
通算して93日まで(法定どおり)	100.0	54.5	38.1	4.1	2.1	2.8
93日を超えるか月未満	100.0	100.0	—	—	—	—
6か月	100.0	68.7	28.3	10.1	1.0	—
6か月を超える1年未満	100.0	98.1	—	—	1.9	—
1年	100.0	69.3	20.1	28.9	4.0	0.1
1年を超える期間	100.0	35.2	38.9	28.7	1.7	—
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	88.4	11.6	11.6	—	—

第43表 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用期間				制度なし	不明
			93日	93日を超える未満	1年	1年を超える期間		
総 数	100.0	45.4	(100.0)	(75.9)	(4.6)	(7.7)	(11.8)	54.2
産業								0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	44.6	(100.0)	(86.6)	(5.4)	(3.8)	(4.2)	55.4
建設業	100.0	32.1	(100.0)	(80.2)	(1.1)	(4.3)	(14.4)	67.9
製造業	100.0	36.9	(100.0)	(80.6)	(3.9)	(7.6)	(7.9)	63.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.3	(100.0)	(21.8)	(6.3)	(7.3)	(64.6)	11.7
情報通信業	100.0	53.3	(100.0)	(45.9)	(10.6)	(22.3)	(21.2)	46.7
運輸業、郵便業	100.0	52.1	(100.0)	(82.7)	(1.2)	(5.3)	(10.9)	47.4
卸売業、小売業	100.0	43.2	(100.0)	(79.0)	(5.1)	(8.6)	(7.3)	56.5
金融業、保険業	100.0	85.0	(100.0)	(55.2)	(1.2)	(24.3)	(19.3)	13.8
不動産業、物品販賣業	100.0	50.2	(100.0)	(73.3)	(8.3)	(5.8)	(12.6)	49.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.9	(100.0)	(77.6)	(7.5)	(5.4)	(9.4)	61.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	31.9	(100.0)	(88.0)	(3.8)	(2.8)	(5.4)	67.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.1	(100.0)	(83.9)	(2.9)	(7.7)	(5.4)	52.9
教育、学習支援業	100.0	47.9	(100.0)	(75.0)	(15.0)	(1.0)	(8.9)	49.2
医療、福祉	100.0	50.7	(100.0)	(89.2)	(4.4)	(1.0)	(5.4)	48.3
複合サービス事業	100.0	80.5	(100.0)	(46.1)	(9.5)	(2.3)	(42.1)	19.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	47.8	(100.0)	(74.0)	(4.0)	(9.6)	(12.5)	51.3
事業所規模								
500人以上	100.0	89.3	(100.0)	(36.4)	(11.3)	(23.2)	(29.1)	10.6
100~499人	100.0	77.6	(100.0)	(64.7)	(6.8)	(13.5)	(15.0)	22.2
30~99人	100.0	61.2	(100.0)	(75.3)	(5.6)	(10.1)	(9.1)	38.3
5~29人	100.0	41.0	(100.0)	(77.3)	(4.1)	(6.5)	(12.1)	58.6
30人以上(再掲)	100.0	65.0	(100.0)	(71.9)	(6.0)	(11.2)	(10.9)	34.6
労働組合の有無								
あり	100.0	79.8	(100.0)	(54.4)	(8.3)	(15.1)	(22.2)	19.6
なし	100.0	36.4	(100.0)	(88.1)	(2.5)	(3.5)	(5.9)	63.2
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	71.5	(100.0)	(76.5)	(4.7)	(7.7)	(11.1)	28.2
なし	100.0	3.2	(100.0)	(53.4)	(1.8)	(7.1)	(37.7)	96.5
								0.3

第44表 介護のための勤務時間短縮等の措置内容別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	措置の内容(複数回答)			
			短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護に要する経費の援助措置
総 数	100.0	45.4	39.9	6.4	20.7	1.8
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	44.6	40.9	7.3	27.8	—
建設業	100.0	32.1	29.9	4.7	12.1	1.9
製造業	100.0	36.9	32.8	5.5	17.7	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.3	83.9	21.0	26.4	29.0
情報通信業	100.0	53.3	48.9	13.6	27.9	6.0
運輸業、郵便業	100.0	52.1	43.2	4.0	25.4	0.6
卸売業、小売業	100.0	43.2	39.9	7.8	18.5	0.8
金融業、保険業	100.0	85.0	70.7	7.4	44.2	4.9
不動産業、物品販賣業	100.0	50.2	42.0	10.2	30.0	6.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.9	34.7	7.7	17.9	3.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	31.9	30.5	5.5	9.9	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.1	43.6	4.1	18.3	1.7
教育、学習支援業	100.0	47.9	42.8	10.0	25.2	0.3
医療、福祉	100.0	50.7	47.3	3.4	19.6	1.1
複合サービス事業	100.0	80.5	43.7	3.9	49.1	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	47.8	40.6	9.1	25.5	1.8
事業所規模						
500人以上	100.0	89.3	77.3	21.0	36.6	10.8
100~499人	100.0	77.6	69.1	10.7	35.7	4.4
30~99人	100.0	61.2	54.5	7.1	24.8	2.4
5~29人	100.0	41.0	36.0	6.0	19.2	1.5
30人以上(再掲)	100.0	65.0	57.8	8.1	27.2	2.9
労働組合の有無						
あり	100.0	79.8	65.6	10.8	41.1	4.1
なし	100.0	36.4	33.3	5.3	15.4	1.2
介護休業制度の規定の有無						
あり	100.0	71.5	63.6	9.6	32.1	2.6
なし	100.0	3.2	1.7	1.3	2.3	0.4

第45表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (4-1)

(1) 短時間勤務制度

	事業所計	制度あり	最長利用期間				制度なし	不明
			93日	93日を超える 1年未満	1年	1年を超える 期間		
総 数	100.0	39.9	(100.0)	(80.5)	(5.1)	(8.0)	(6.4)	59.5 0.6
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.9	(100.0)	(89.9)	(5.9)	(4.2)	(—)	59.1 —
建設業	100.0	29.9	(100.0)	(82.7)	(6.6)	(0.8)	(9.9)	70.1 —
製造業	100.0	32.8	(100.0)	(83.0)	(4.1)	(7.7)	(5.2)	67.0 0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.9	(100.0)	(22.4)	(4.4)	(7.8)	(65.4)	15.7 0.4
情報通信業	100.0	48.9	(100.0)	(47.6)	(11.5)	(26.9)	(14.0)	51.1 —
運輸業、郵便業	100.0	43.2	(100.0)	(87.0)	(1.2)	(6.1)	(5.7)	56.3 0.5
卸売業、小売業	100.0	39.9	(100.0)	(81.1)	(4.6)	(8.5)	(5.8)	59.8 0.4
金融業、保険業	100.0	70.7	(100.0)	(57.7)	(1.6)	(27.4)	(13.3)	28.1 1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	42.0	(100.0)	(73.5)	(9.5)	(6.9)	(10.1)	58.0 —
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.7	(100.0)	(80.8)	(5.2)	(7.9)	(6.0)	65.2 0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	30.5	(100.0)	(94.2)	(2.2)	(2.9)	(0.6)	68.0 1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.6	(100.0)	(85.1)	(1.6)	(8.3)	(4.9)	55.5 0.9
教育、学習支援業	100.0	42.8	(100.0)	(78.9)	(20.1)	(0.9)	(0.2)	54.3 2.9
医療、福祉	100.0	47.3	(100.0)	(91.6)	(4.4)	(0.8)	(3.2)	51.6 1.0
複合サービス事業	100.0	43.7	(100.0)	(82.4)	(13.4)	(4.2)	(—)	56.3 —
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.6	(100.0)	(76.5)	(5.3)	(10.1)	(8.1)	58.4 0.9
事業所規模								
500人以上	100.0	77.3	(100.0)	(37.9)	(15.1)	(27.3)	(19.7)	22.7 0.1
100~499人	100.0	69.1	(100.0)	(67.5)	(6.9)	(14.0)	(11.6)	30.7 0.2
30~99人	100.0	54.5	(100.0)	(78.6)	(5.7)	(10.7)	(5.0)	45.0 0.5
5~29人	100.0	36.0	(100.0)	(82.5)	(4.7)	(6.6)	(6.2)	63.4 0.6
30人以上(再掲)	100.0	57.8	(100.0)	(75.1)	(6.1)	(11.9)	(6.9)	41.7 0.5
労働組合の有無								
あり	100.0	65.6	(100.0)	(59.3)	(9.6)	(17.0)	(14.0)	33.9 0.6
なし	100.0	33.3	(100.0)	(91.3)	(2.8)	(3.4)	(2.5)	66.1 0.6
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	63.6	(100.0)	(80.9)	(5.1)	(7.9)	(6.0)	35.8 0.5
なし	100.0	1.7	(100.0)	(56.2)	(5.9)	(11.1)	(26.8)	97.9 0.3

第45表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (4-2)

(2) 介護の場合に利用できるフレックスタイム制度

	事業所計	制度あり	最長利用期間				制度なし	不明
			93日	93日を超える未満	1年	1年を超える期間		
総 数	100.0	6.4	(100.0)	(60.6)	(4.8)	(13.2)	(21.3)	92.9 0.7
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	7.3	(100.0)	(78.0)	(3.1)	(19.0)	(—)	92.7 —
建設業	100.0	4.7	(100.0)	(61.6)	(0.4)	(17.7)	(20.3)	95.3 —
製造業	100.0	5.5	(100.0)	(61.0)	(5.5)	(16.3)	(17.2)	94.3 0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	21.0	(100.0)	(6.8)	(12.2)	(11.5)	(69.5)	78.6 0.4
情報通信業	100.0	13.6	(100.0)	(8.4)	(—)	(44.4)	(47.2)	86.4 —
運輸業、郵便業	100.0	4.0	(100.0)	(66.6)	(2.6)	(2.7)	(28.1)	95.4 0.6
卸売業、小売業	100.0	7.8	(100.0)	(60.0)	(8.1)	(14.6)	(17.3)	91.7 0.5
金融業、保険業	100.0	7.4	(100.0)	(57.0)	(0.5)	(22.6)	(19.9)	91.4 1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	10.2	(100.0)	(59.2)	(—)	(1.7)	(39.1)	89.8 —
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	7.7	(100.0)	(61.8)	(17.1)	(11.7)	(9.4)	92.1 0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.5	(100.0)	(89.1)	(0.1)	(5.3)	(5.5)	93.0 1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.1	(100.0)	(68.2)	(9.5)	(11.6)	(10.7)	94.4 1.5
教育、学習支援業	100.0	10.0	(100.0)	(71.0)	(2.7)	(—)	(26.3)	87.1 2.9
医療、福祉	100.0	3.4	(100.0)	(69.6)	(—)	(—)	(30.4)	95.3 1.3
複合サービス事業	100.0	3.9	(100.0)	(74.3)	(22.9)	(—)	(2.8)	95.2 0.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9.1	(100.0)	(53.1)	(0.7)	(14.2)	(31.9)	90.0 0.9
事業所規模								
500人以上	100.0	21.0	(100.0)	(24.9)	(2.7)	(24.1)	(48.3)	78.5 0.5
100~499人	100.0	10.7	(100.0)	(39.4)	(8.1)	(19.4)	(33.2)	88.8 0.5
30~99人	100.0	7.1	(100.0)	(60.7)	(8.0)	(15.2)	(16.1)	91.8 1.1
5~29人	100.0	6.0	(100.0)	(62.7)	(4.0)	(12.2)	(21.1)	93.3 0.7
30人以上(再掲)	100.0	8.1	(100.0)	(53.5)	(7.9)	(16.7)	(21.9)	91.0 0.9
労働組合の有無								
あり	100.0	10.8	(100.0)	(48.6)	(6.0)	(19.8)	(25.7)	88.3 0.9
なし	100.0	5.3	(100.0)	(67.0)	(4.3)	(9.8)	(18.9)	94.1 0.7
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	9.6	(100.0)	(62.6)	(4.9)	(13.2)	(19.3)	89.7 0.7
なし	100.0	1.3	(100.0)	(36.9)	(4.5)	(13.4)	(45.2)	98.3 0.4

第45表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (4-3)

(3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

	事業所計	制度あり	最長利用期間				制度なし	不明
			93日	93日を超える 1年末満	1年	1年を超える 期間		
总数	100.0	20.7	(100.0)	(67.9)	(5.3)	(10.2)	(16.6)	78.7 0.6
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	27.8	(100.0)	(83.3)	(7.5)	(2.4)	(6.7)	72.2
建設業	100.0	12.1	(100.0)	(73.3)	(1.4)	(11.7)	(13.7)	87.9
製造業	100.0	17.7	(100.0)	(77.5)	(4.3)	(9.6)	(8.6)	82.2 0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.4	(100.0)	(34.1)	(8.6)	(13.7)	(43.6)	73.6
情報通信業	100.0	27.9	(100.0)	(41.6)	(12.3)	(34.4)	(11.7)	72.1
運輸業、郵便業	100.0	25.4	(100.0)	(83.0)	(0.8)	(9.2)	(7.0)	74.1 0.5
卸売業、小売業	100.0	18.5	(100.0)	(68.0)	(7.4)	(12.7)	(11.9)	80.9 0.5
金融業、保険業	100.0	44.2	(100.0)	(48.8)	(1.2)	(20.0)	(29.9)	54.6 1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	30.0	(100.0)	(77.0)	(1.1)	(7.8)	(14.0)	70.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	17.9	(100.0)	(70.7)	(9.8)	(8.5)	(11.0)	81.9 0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	9.9	(100.0)	(83.5)	(10.1)	(6.0)	(0.4)	88.5 1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	18.3	(100.0)	(81.4)	(5.9)	(5.8)	(6.9)	81.0 0.6
教育、学習支援業	100.0	25.2	(100.0)	(71.6)	(15.3)	(1.6)	(11.4)	71.9 2.9
医療、福祉	100.0	19.6	(100.0)	(79.8)	(6.2)	(1.6)	(12.4)	79.4 1.0
複合サービス事業	100.0	49.1	(100.0)	(25.6)	(5.6)	(0.1)	(68.8)	50.0 0.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	25.5	(100.0)	(73.2)	(2.8)	(12.4)	(11.6)	73.7 0.9
事業所規模								
500人以上	100.0	36.6	(100.0)	(34.5)	(8.2)	(26.3)	(31.0)	63.1 0.3
100~499人	100.0	35.7	(100.0)	(62.1)	(7.1)	(14.4)	(16.3)	63.9 0.4
30~99人	100.0	24.8	(100.0)	(68.0)	(6.1)	(14.3)	(11.7)	74.4 0.8
5~29人	100.0	19.2	(100.0)	(68.5)	(5.0)	(8.8)	(17.6)	80.2 0.6
30人以上(再掲)	100.0	27.2	(100.0)	(65.8)	(6.4)	(14.5)	(13.3)	72.1 0.7
労働組合の有無								
あり	100.0	41.1	(100.0)	(47.6)	(7.9)	(15.8)	(28.7)	58.0 0.9
なし	100.0	15.4	(100.0)	(81.9)	(3.6)	(6.3)	(8.3)	84.0 0.6
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	32.1	(100.0)	(68.5)	(5.5)	(10.3)	(15.7)	67.3 0.6
なし	100.0	2.3	(100.0)	(53.7)	(2.5)	(7.6)	(36.2)	97.3 0.3

第45表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (4-4)

(4) 介護に要する経費の援助措置

	事業所計	制度あり	最長利用期間				制度なし	不明
			93日	93日を超える未満	1年	1年を超える期間		
総 数	100.0	1.8	(100.0)	(56.3)	(4.3)	(8.2)	(31.3)	97.6 0.7
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	100.0 —
建設業	100.0	1.9	(100.0)	(53.6)	(—)	(0.2)	(46.2)	98.1 —
製造業	100.0	1.4	(100.0)	(52.6)	(12.9)	(7.1)	(27.5)	98.4 0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.0	(100.0)	(2.5)	(4.9)	(—)	(92.6)	70.6 0.4
情報通信業	100.0	6.0	(100.0)	(8.4)	(2.8)	(57.2)	(31.6)	94.0 —
運輸業、郵便業	100.0	0.6	(100.0)	(31.4)	(—)	(—)	(68.6)	98.8 0.6
卸売業、小売業	100.0	0.8	(100.0)	(71.0)	(18.8)	(3.5)	(6.8)	98.7 0.5
金融業、保険業	100.0	4.9	(100.0)	(53.5)	(—)	(0.8)	(45.7)	94.0 1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	6.0	(100.0)	(94.3)	(2.8)	(—)	(2.8)	94.0 —
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	3.8	(100.0)	(70.7)	(3.2)	(3.3)	(22.8)	96.0 0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	1.7	(100.0)	(10.1)	(—)	(17.3)	(72.5)	96.8 1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.7	(100.0)	(73.2)	(—)	(3.9)	(22.9)	97.7 0.6
教育、学習支援業	100.0	0.3	(100.0)	(88.4)	(—)	(—)	(11.6)	96.8 2.9
医療、福祉	100.0	1.1	(100.0)	(90.2)	(0.7)	(7.6)	(1.4)	97.5 1.3
複合サービス事業	100.0	2.0	(100.0)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	97.1 0.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.8	(100.0)	(57.6)	(—)	(18.5)	(23.9)	97.2 0.9
事業所規模								
500人以上	100.0	10.8	(100.0)	(14.1)	(4.1)	(4.8)	(77.0)	88.9 0.3
100~499人	100.0	4.4	(100.0)	(39.8)	(2.9)	(16.0)	(41.3)	95.1 0.5
30~99人	100.0	2.4	(100.0)	(40.1)	(13.5)	(12.9)	(33.5)	96.5 1.1
5~29人	100.0	1.5	(100.0)	(63.9)	(1.9)	(5.9)	(28.3)	97.9 0.6
30人以上(再掲)	100.0	2.9	(100.0)	(38.7)	(9.7)	(13.5)	(38.1)	96.1 1.0
労働組合の有無								
あり	100.0	4.1	(100.0)	(45.4)	(6.0)	(10.3)	(38.3)	94.9 0.9
なし	100.0	1.2	(100.0)	(66.2)	(2.7)	(6.3)	(24.9)	98.2 0.6
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	2.6	(100.0)	(61.4)	(4.6)	(6.4)	(27.6)	96.7 0.7
なし	100.0	0.4	(100.0)	(—)	(—)	(28.3)	(71.7)	99.2 0.4

第46表 介護のための短時間勤務制度の短縮時間別事業所割合

(%)

	短時間勤務制度がある事業所計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	その他	不明
総 数	100.0	10.3	51.8	18.9	7.4	11.2	0.4
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	19.6	57.4	18.2	—	0.2	4.6
建設業	100.0	8.1	54.7	15.2	4.4	17.6	—
製造業	100.0	7.2	52.8	17.6	5.7	15.3	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	31.6	50.9	5.1	9.2	0.3
情報通信業	100.0	9.2	49.6	20.2	13.5	7.3	0.3
運輸業、郵便業	100.0	13.8	43.9	18.7	12.1	11.5	—
卸売業、小売業	100.0	8.9	59.0	18.0	4.7	9.3	0.0
金融業、保険業	100.0	9.8	44.3	28.6	11.6	4.1	1.7
不動産業、物品販賣業	100.0	5.5	43.7	30.0	10.8	10.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	11.9	45.0	20.0	8.0	13.7	1.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.2	56.0	13.9	15.4	3.4	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	9.8	49.0	26.3	4.0	10.9	—
教育、学習支援業	100.0	11.4	45.4	16.9	9.4	16.9	—
医療、福祉	100.0	19.2	42.9	19.4	6.0	12.6	—
複合サービス事業	100.0	5.4	67.2	13.7	9.2	4.4	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9.5	51.6	12.1	6.9	19.3	0.5
事業所規模							
500人以上	100.0	6.2	39.2	26.0	17.4	10.8	0.5
100~499人	100.0	9.5	48.1	20.9	8.9	12.3	0.3
30~99人	100.0	11.7	49.4	19.5	7.6	11.4	0.4
5~29人	100.0	10.1	52.8	18.5	7.1	11.1	0.4
30人以上(再掲)	100.0	11.0	48.9	20.0	8.1	11.6	0.4
労働組合の有無							
あり	100.0	8.7	49.1	19.5	12.1	10.1	0.5
なし	100.0	11.1	53.1	18.6	5.0	11.8	0.3

第47表 介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合

(%)

	事業所計	有給	一部有給	無給	不明
総 数	100.0	8.5	8.2	82.3	1.0
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.8	9.2	85.5	4.6
建設業	100.0	11.7	5.7	79.9	2.7
製造業	100.0	5.8	8.1	84.2	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.9	7.8	91.3	—
情報通信業	100.0	5.2	14.9	80.0	—
運輸業、郵便業	100.0	8.7	6.2	85.2	—
卸売業、小売業	100.0	4.9	5.9	86.9	2.3
金融業、保険業	100.0	11.4	17.0	71.6	0.0
不動産業、物品販賣業	100.0	9.9	9.8	80.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.8	3.8	83.3	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.6	7.2	87.2	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.8	10.0	85.2	0.0
教育、学習支援業	100.0	16.5	15.6	67.9	—
医療、福祉	100.0	14.7	7.5	77.8	—
複合サービス事業	100.0	13.0	6.5	80.5	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.1	9.1	83.7	0.1
事業所規模					
500人以上	100.0	5.0	6.8	87.9	0.3
100~499人	100.0	6.2	6.8	86.7	0.3
30~99人	100.0	6.3	6.2	86.8	0.7
5~29人	100.0	9.3	8.9	80.7	1.2
30人以上(再掲)	100.0	6.2	6.4	86.8	0.6
労働組合の有無					
あり	100.0	7.7	10.7	79.9	1.7
なし	100.0	8.9	6.9	83.5	0.7

第48表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者の有無別事業所割合

(%)

	制度あり 事業所計	利用者 あり			利用者 なし	不明
			女性利用者 あり	男性利用者 あり		
短時間勤務制度						
総 数	100.0	1.1	1.0	0.2	96.0	2.8
事業所規模						
500人以上	100.0	8.2	6.2	2.8	89.0	2.7
100～499人	100.0	3.5	2.7	0.8	94.3	2.2
30～99人	100.0	2.0	1.5	0.6	95.2	2.8
5～29人	100.0	0.6	0.6	—	96.5	2.9
30人以上（再掲）	100.0	2.5	1.9	0.7	94.9	2.6
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度						
総 数	100.0	0.5	0.4	0.1	96.5	3.0
事業所規模						
500人以上	100.0	8.4	5.3	5.2	80.5	11.1
100～499人	100.0	1.0	0.8	0.2	95.0	4.0
30～99人	100.0	2.0	2.0	—	97.5	0.5
5～29人	100.0	0.0	—	0.0	96.6	3.3
30人以上（再掲）	100.0	1.9	1.8	0.2	96.2	1.9
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ						
総 数	100.0	1.3	1.3	0.1	97.4	1.3
事業所規模						
500人以上	100.0	4.6	3.4	1.5	90.8	4.7
100～499人	100.0	2.1	1.6	0.8	96.0	1.9
30～99人	100.0	0.3	0.2	0.1	99.2	0.6
5～29人	100.0	1.5	1.5	0.0	97.2	1.3
30人以上（再掲）	100.0	0.8	0.6	0.3	98.2	1.0
介護に要する経費の援助措置						
総 数	100.0	0.8	0.6	0.3	92.7	6.5
事業所規模						
500人以上	100.0	11.4	6.2	10.5	73.6	15.0
100～499人	100.0	6.0	5.2	1.1	82.1	11.9
30～99人	100.0	0.4	0.1	0.3	98.7	0.9
5～29人	100.0	—	—	—	92.9	7.1
30人以上（再掲）	100.0	2.7	2.0	1.0	92.3	5.0

注：「利用者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

第49表 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合

(%)

	男女計		女性		男性	
	制度あり 事業所の 常用 労働者計	制度利用者	制度あり 事業所の 女性常用 労働者計	制度利用者	制度あり 事業所の 男性常用 労働者計	制度利用者
短時間勤務制度						
総 数	100.0	0.04	100.0	0.08	100.0	0.01
事業所規模						
500人以上	100.0	0.01	100.0	0.04	100.0	0.00
100~499人	100.0	0.03	100.0	0.05	100.0	0.01
30~99人	100.0	0.05	100.0	0.09	100.0	0.02
5~29人	100.0	0.04	100.0	0.10	100.0	—
30人以上（再掲）	100.0	0.03	100.0	0.07	100.0	0.01
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度						
総 数	100.0	0.02	100.0	0.04	100.0	0.00
事業所規模						
500人以上	100.0	0.01	100.0	0.04	100.0	0.01
100~499人	100.0	0.00	100.0	0.01	100.0	0.00
30~99人	100.0	0.05	100.0	0.14	100.0	—
5~29人	100.0	0.00	100.0	—	100.0	0.01
30人以上（再掲）	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	0.00
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ						
総 数	100.0	0.04	100.0	0.09	100.0	0.01
事業所規模						
500人以上	100.0	0.00	100.0	0.01	100.0	0.00
100~499人	100.0	0.02	100.0	0.03	100.0	0.02
30~99人	100.0	0.00	100.0	0.01	100.0	0.00
5~29人	100.0	0.11	100.0	0.27	100.0	0.00
30人以上（再掲）	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	0.01
介護に要する経費の援助措置						
総 数	100.0	0.04	100.0	0.05	100.0	0.04
事業所規模						
500人以上	100.0	0.06	100.0	0.06	100.0	0.05
100~499人	100.0	0.05	100.0	0.09	100.0	0.04
30~99人	100.0	0.01	100.0	0.01	100.0	0.02
5~29人	100.0	—	100.0	—	100.0	—
30人以上（再掲）	100.0	0.05	100.0	0.06	100.0	0.04

注1：「利用者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注2：同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上した。なお、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

第50表 子の看護休暇制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総 数	100.0	46.2	53.6	0.2
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	47.2	52.8	—
建設業	100.0	29.8	70.2	—
製造業	100.0	36.1	63.9	—
食料品等製造業	100.0	36.4	63.6	—
繊維工業	100.0	28.5	71.5	—
木材等製造業	100.0	20.4	79.6	—
紙等製造業	100.0	39.0	61.0	—
印刷関連製造業	100.0	39.8	60.2	—
化学製品等製造業	100.0	57.9	42.1	—
ゴム・革製品等製造業	100.0	29.4	70.6	—
窯業・土石製造業	100.0	40.8	59.2	—
鉄鋼業等製造業	100.0	36.9	63.1	—
金属製品製造業	100.0	30.2	69.8	—
一般機械器具製造業	100.0	31.5	68.5	—
電気機械器具等製造業	100.0	46.3	53.7	—
輸送用機械器具製造業	100.0	45.8	54.2	—
その他製造業	100.0	30.2	69.8	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.9	14.1	—
情報通信業	100.0	53.2	46.8	—
運輸業、郵便業	100.0	49.2	50.8	—
卸売業、小売業	100.0	46.6	53.0	0.4
卸売業	100.0	54.6	45.4	—
小売業	100.0	40.8	58.6	0.6
金融業、保険業	100.0	89.6	10.4	—
不動産業、物品賃貸業	100.0	54.7	45.3	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	39.3	60.7	0.1
学術・開発研究機関	100.0	72.6	26.4	1.0
専門サービス業	100.0	43.7	56.3	—
広告業	100.0	38.0	62.0	—
技術サービス業	100.0	33.4	66.6	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.1	65.9	—
宿泊業	100.0	34.2	65.8	—
飲食店	100.0	33.5	66.5	—
飲食サービス業	100.0	40.9	59.1	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.0	54.0	0.0
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	30.8	69.2	—
その他の生活関連サービス業	100.0	66.1	33.9	—
娯楽業	100.0	49.0	51.0	0.0
教育、学習支援業	100.0	46.1	53.9	—
医療、福祉	100.0	50.1	48.9	1.0
複合サービス事業	100.0	83.1	16.9	—
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	49.4	50.1	0.5
廃棄物処理業	100.0	38.1	61.9	—
自動車整備業	100.0	33.9	66.1	—
機械等修理業	100.0	42.5	57.5	—
職業紹介・労働者派遣業	100.0	58.9	41.1	—
その他の事業サービス業	100.0	56.2	42.5	1.3
政治・経済・文化団体	100.0	61.4	38.6	—
宗教	100.0	18.3	81.5	0.2
その他のサービス業	100.0	55.1	44.9	—
事業所規模				
500人以上	100.0	94.2	5.8	0.0
100～499人	100.0	82.9	17.1	0.0
30～99人	100.0	62.6	37.4	0.0
5～29人	100.0	41.5	58.2	0.3
30人以下（再掲）	100.0	67.2	32.8	0.0
労働組合の有無				
あり	100.0	81.8	17.8	0.5
なし	100.0	37.0	62.9	0.2

第51表 子の看護休暇制度の利用可能期間別事業所割合

(%)

	子の看護休暇制度規定あり事業所計	小学校就学の始期に達するまで(法定どおり)	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も対象	不明
総 数	100.0	92.8	1.9	1.8	3.4	0.1
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	91.6	—	0.5	4.0	4.0
建設業	100.0	92.2	5.5	0.1	1.7	0.5
製造業	100.0	95.7	0.8	0.7	2.8	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.2	3.4	5.3	15.1	—
情報通信業	100.0	76.3	7.3	3.6	12.7	—
運輸業、郵便業	100.0	99.1	—	0.0	0.9	—
卸売業、小売業	100.0	91.4	0.6	3.5	4.5	—
金融業、保険業	100.0	86.0	8.2	2.7	3.1	—
不動産業、物品販賣業	100.0	92.5	0.3	6.9	0.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.7	1.7	1.4	7.2	—
宿泊業、飲食サービス業	100.0	97.0	0.0	0.9	2.0	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	95.1	1.4	0.9	2.5	—
教育、学習支援業	100.0	96.4	0.2	0.0	3.4	—
医療、福祉	100.0	98.6	0.2	0.4	0.8	—
複合サービス事業	100.0	93.2	—	1.1	5.6	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.1	3.9	2.0	4.5	0.5
事業所規模						
500人以上	100.0	80.3	5.8	4.9	8.8	0.3
100～499人	100.0	90.5	3.0	2.4	4.0	0.1
30～99人	100.0	92.0	1.9	1.8	4.0	0.3
5～29人	100.0	93.3	1.8	1.7	3.2	0.0
30人以上(再掲)	100.0	91.4	2.2	2.0	4.1	0.3
労働組合の有無						
あり	100.0	88.2	4.3	2.9	4.6	0.0
なし	100.0	95.4	0.5	1.2	2.7	0.1

第52表 子の看護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限日数別事業所割合

子の看護体制 制度規定 事務所計	就業あり 就業なし	同一の労 働者 につき	就業時間												就業なし		不規
			5日			6日～ 10日			11日～ 20日			21日～ 30日			31日		
			5日	6日～ 10日	11日～ 20日	21日～ 30日	31日	6日～ 10日	11日～ 20日	21日～ 30日	31日	6日～ 10日	11日～ 20日	21日～ 30日	31日	不規	
総数	100.0	92.4	(100.0)	(67.2)	(100.0)	(92.9)	(3.5)	(1.2)	(1.7)	(0.7)	(0.7)	(100.0)	(93.2)	(2.6)	(0.6)	(3.6)	(0.2)
産業																(7.2)	7.1
就業、保育室、幼稚園教育	100.0	96.0	(100.0)	(80.6)	(100.0)	(88.5)	(1.2)	(-)	(10.2)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	4.0
建設業	100.0	79.7	(100.0)	(60.0)	(100.0)	(57.3)	(6.8)	(-)	(5.9)	(-)	(-)	(100.0)	(96.2)	(1.8)	(0.2)	(-)	20.3
製造業	100.0	92.1	(100.0)	(64.3)	(100.0)	(93.4)	(2.5)	(1.9)	(2.8)	(0.2)	(100.0)	(92.1)	(1.1)	(3.0)	(3.7)	(5.0)	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.3	(100.0)	(75.1)	(100.0)	(96.1)	(1.8)	(-)	(2.1)	(-)	(100.0)	(95.4)	(4.6)	(-)	(-)	(7.6)	-
情報通信業	100.0	98.0	(100.0)	(60.4)	(100.0)	(77.8)	(6.6)	(3.4)	(0.5)	(1.6)	(100.0)	(96.5)	(-)	(2.5)	(1.0)	(-)	2.0
運輸業、郵便業	100.0	95.0	(100.0)	(74.8)	(100.0)	(96.2)	(-)	(3.5)	(0.3)	(-)	(100.0)	(95.3)	(4.6)	(-)	(0.1)	(-)	5.0
卸売業、小売業	100.0	91.0	(100.0)	(68.4)	(100.0)	(89.6)	(5.2)	(1.4)	(3.8)	(-)	(100.0)	(92.1)	(0.4)	(-)	(7.5)	(7.6)	-
金融業、保険業	100.0	98.4	(100.0)	(60.0)	(100.0)	(94.2)	(5.4)	(0.4)	(-)	(-)	(100.0)	(99.2)	(-)	(-)	(0.8)	(-)	0.8
不動産業、物品販賣業	100.0	92.4	(100.0)	(49.1)	(100.0)	(99.0)	(0.3)	(-)	(0.7)	(-)	(100.0)	(99.1)	(-)	(-)	(0.9)	(-)	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	92.9	(100.0)	(62.0)	(100.0)	(96.9)	(1.5)	(0.6)	(1.0)	(-)	(100.0)	(99.1)	(-)	(-)	(0.9)	(-)	7.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	81.1	(100.0)	(69.9)	(100.0)	(90.2)	(6.3)	(3.3)	(0.2)	(-)	(100.0)	(98.1)	(1.2)	(-)	(0.7)	(12.7)	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	91.7	(100.0)	(67.2)	(100.0)	(95.6)	(0.1)	(4.3)	(0.0)	(-)	(100.0)	(98.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
教育、学習支援業	100.0	90.9	(100.0)	(73.8)	(100.0)	(99.8)	(0.2)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(96.3)	(0.7)	(-)	(3.0)	(-)	-
医療、福祉	100.0	99.8	(100.0)	(74.0)	(100.0)	(94.5)	(2.8)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(87.5)	(0.9)	(-)	(11.6)	(-)	-
複合サービス事業	100.0	97.8	(100.0)	(78.1)	(100.0)	(98.5)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(88.1)	(11.9)	(-)	(-)	(-)	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	94.5	(100.0)	(62.3)	(100.0)	(94.4)	(4.3)	(0.7)	(0.6)	(-)	(100.0)	(92.2)	(7.8)	(0.0)	(-)	(-)	5.4
事業所規模																	0.1
500人以上	100.0	96.3	(100.0)	(68.6)	(100.0)	(92.5)	(4.4)	(2.0)	(1.1)	(-)	(100.0)	(92.6)	(4.2)	(1.0)	(2.1)	(7.3)	3.6
100～499人	100.0	96.4	(100.0)	(64.3)	(100.0)	(94.9)	(2.6)	(1.2)	(1.2)	(-)	(100.0)	(98.7)	(7.1)	(-)	(-)	(3.3)	0.3
30～99人	100.0	94.1	(100.0)	(63.8)	(100.0)	(95.3)	(2.8)	(1.0)	(0.7)	(0.3)	(100.0)	(93.1)	(2.9)	(0.7)	(3.3)	(3.1)	0.1
5～29人	100.0	91.6	(100.0)	(68.4)	(100.0)	(92.2)	(3.7)	(1.3)	(2.0)	(0.9)	(100.0)	(92.7)	(2.3)	(1.4)	(1.3)	(5.8)	0.1
30人以下(内訳)	100.0	91.7	(100.0)	(64.0)	(100.0)	(96.1)	(2.8)	(1.1)	(0.8)	(0.2)	(100.0)	(94.4)	(1.2)	(1.9)	(0.9)	(7.8)	0.6
労働組合の有無																	0.7
あり	100.0	96.2	(100.0)	(66.2)	(100.0)	(94.4)	(2.0)	(1.8)	(1.2)	(0.5)	(100.0)	(93.5)	(3.0)	(0.7)	(2.8)	(4.7)	3.8
なし	100.0	90.2	(100.0)	(67.8)	(100.0)	(92.1)	(4.3)	(0.9)	(2.0)	(0.8)	(100.0)	(93.0)	(2.3)	(0.5)	(0.5)	(7.2)	9.0

第53表 子以外で看護休暇制度の対象としている家族の範囲別事業所割合 (%)

	子の看護休暇制度規定あり事業所計	対象としている配偶者	対象家族(複数回答)						対象に制限なし	対象としていない、不明	不明
			本人の父・配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	(13.4)	(1.5)	(89.4)	0.4
総 数	100.0	10.2	(100.0)	(81.3)	(74.1)	(64.6)	(31.9)	(30.7)	(31.2)	(19.1)	(1.5)
産業											
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	12.8	(100.0)	(100.0)	(69.1)	(34.6)	(65.4)	(--)	(--)	(87.2)	--
建設業	100.0	14.3	(100.0)	(77.4)	(77.4)	(73.6)	(31.2)	(47.1)	(27.4)	(22.6)	(--)
製造業	100.0	14.0	(100.0)	(81.2)	(67.6)	(64.1)	(32.0)	(32.1)	(27.1)	(17.1)	(15.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.2	(100.0)	(62.8)	(62.8)	(44.3)	(44.3)	(44.3)	(28.2)	(29.2)	(--)
情報通信業	100.0	15.6	(100.0)	(70.8)	(51.3)	(44.1)	(31.5)	(28.4)	(67.3)	(5.5)	(--)
運輸業、郵便業	100.0	8.3	(100.0)	(100.0)	(97.6)	(97.6)	(10.3)	(10.3)	(20.5)	(20.3)	(--)
卸売業、小売業	100.0	11.7	(100.0)	(89.4)	(82.1)	(72.2)	(35.3)	(32.1)	(32.1)	(16.0)	(7.9)
金融業、保険業	100.0	4.5	(100.0)	(99.8)	(99.6)	(70.9)	(35.4)	(35.4)	(29.1)	(0.2)	(--)
不動産業、物品貿易業	100.0	7.6	(100.0)	(54.5)	(100.0)	(54.5)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(4.1)	(--)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	15.6	(100.0)	(70.1)	(58.7)	(50.9)	(43.6)	(30.4)	(23.6)	(31.2)	(1.4)
宿泊業、飲食サービスク	100.0	6.8	(100.0)	(65.3)	(50.5)	(35.6)	(34.2)	(36.7)	(31.7)	(1.6)	(33.9)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.4	(100.0)	(61.4)	(53.0)	(58.9)	(42.9)	(37.0)	(36.5)	(23.5)	(25.2)
教育、学習支援業	100.0	7.4	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(53.9)	(15.7)	(15.7)	(15.7)	(7.8)	(--)
医療、福祉	100.0	9.3	(100.0)	(54.2)	(30.4)	(8.3)	(8.3)	(8.3)	(8.3)	(45.8)	(--)
複合サービス事業	100.0	5.7	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(59.6)	(38.2)	(38.2)	(38.2)	(19.1)	(--)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.5	(100.0)	(87.1)	(87.6)	(81.4)	(64.8)	(64.5)	(58.0)	(26.0)	(3.7)
事業所規模											
500人以上	100.0	12.7	(100.0)	(84.6)	(83.6)	(80.5)	(62.0)	(57.8)	(60.7)	(39.7)	(10.9)
100~499人	100.0	8.9	(100.0)	(83.1)	(72.8)	(66.1)	(45.3)	(40.8)	(41.1)	(22.5)	(12.6)
30~99人	100.0	10.3	(100.0)	(83.1)	(78.8)	(69.3)	(44.1)	(39.7)	(35.0)	(20.3)	(11.4)
5~29人	100.0	10.3	(100.0)	(80.6)	(72.9)	(63.2)	(27.4)	(27.4)	(29.1)	(18.4)	(14.0)
30人以上(平均)	100.0	10.0	(100.0)	(83.2)	(77.5)	(68.9)	(44.8)	(40.4)	(37.0)	(21.2)	(11.7)
労働組合の有無											
あり	100.0	10.2	(100.0)	(84.2)	(83.6)	(71.5)	(42.0)	(40.9)	(39.8)	(33.7)	(6.8)
なし	100.0	10.2	(100.0)	(79.6)	(68.6)	(60.7)	(26.2)	(24.9)	(26.3)	(10.8)	(17.2)

第54表 子の看護休暇制度の対象労働者の状況別事業所割合

(%)

	子の看護休暇 制度規定 あり事業所計	所定労働日数が週2日以下の者			勤続6か月未満の者		
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明
総 数	100.0	20.3	77.8	1.9	28.7	69.2	2.1
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	6.0	85.6	8.4	12.3	79.3	8.4
建設業	100.0	12.3	87.3	0.5	13.9	82.9	3.2
製造業	100.0	13.9	84.1	2.0	22.4	75.7	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.6	76.4	—	65.5	34.5	—
情報通信業	100.0	10.1	89.9	—	25.2	71.0	3.9
運輸業、郵便業	100.0	18.7	78.0	3.3	29.4	69.4	1.2
卸売業、小売業	100.0	19.7	78.4	1.8	24.8	74.1	1.1
金融業、保険業	100.0	35.5	60.4	4.2	40.9	56.5	2.6
不動産業、物品販賣業	100.0	16.0	84.0	—	42.0	58.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	11.5	87.8	0.6	23.9	74.7	1.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	14.8	78.0	7.1	21.4	70.5	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	17.2	80.0	2.8	22.9	72.5	4.6
教育、学習支援業	100.0	18.2	81.8	—	36.4	60.2	3.4
医療、福祉	100.0	17.8	82.2	—	27.0	72.4	0.6
複合サービス事業	100.0	53.8	45.1	1.1	59.9	38.0	2.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	15.9	83.6	0.5	30.8	68.1	1.0
事業所規模							
500人以上	100.0	27.6	70.6	1.8	47.5	51.6	1.0
100~499人	100.0	20.3	79.0	0.8	31.1	67.8	1.0
30~99人	100.0	17.1	81.9	1.0	26.4	72.0	1.7
5~29人	100.0	21.1	76.6	2.2	28.9	68.8	2.4
30人以上(再掲)	100.0	18.1	80.9	1.0	28.0	70.5	1.5
労働組合の有無							
あり	100.0	30.7	66.9	2.4	41.9	56.9	1.3
なし	100.0	14.4	84.0	1.6	21.1	76.3	2.6

第55表 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合

	事業所計	有給	一部有給	無給	不明	(%)
総 数	100.0	20.6	13.2	64.2	2.0	
産 業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.9	4.6	67.6	1.9	
建設業	100.0	12.1	14.4	72.9	0.6	
製造業	100.0	13.6	15.4	69.2	1.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.0	5.4	39.6	—	
情報通信業	100.0	23.2	12.3	63.6	0.9	
運輸業、郵便業	100.0	18.3	9.2	69.8	2.7	
卸売業、小売業	100.0	18.0	14.3	65.8	1.9	
金融業、保険業	100.0	52.6	5.4	39.7	2.3	
不動産業、物品販賣業	100.0	30.3	10.6	57.0	2.1	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	22.7	16.8	59.6	0.9	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.1	20.7	68.1	1.1	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	17.3	8.6	71.6	2.5	
教育、学習支援業	100.0	29.6	16.2	52.3	1.9	
医療、福祉	100.0	23.3	11.7	59.5	5.5	
複合サービス事業	100.0	61.4	2.9	35.7	—	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	20.3	11.5	65.9	2.4	
事業所規模						
500人以上	100.0	33.2	9.6	57.0	0.2	
100~499人	100.0	29.8	5.4	64.0	0.8	
30~99人	100.0	22.8	7.9	67.2	2.1	
5~29人	100.0	19.7	14.5	63.7	2.1	
30人以上(再掲)	100.0	24.4	7.4	66.4	1.8	
労働組合の有無						
あり	100.0	42.1	4.7	51.7	1.5	
なし	100.0	15.0	15.4	67.4	2.1	
子の看護休暇規定の有無						
あり	100.0	31.5	6.8	61.5	0.2	
なし	100.0	11.1	18.8	66.7	3.4	

第56表 子の看護休暇取得状況別事業所割合

(%)

	就学前までの子を持つ労働者がいる事業所計	子の看護休暇取得者あり	男女別取得者の状況		
			男女労働者とともに取得者あり	女性労働者のみ取得者あり	男性労働者のみ取得者あり
総 数	[22.3]	100.0	12.7 (100.0)	(18.2) (58.9)	(23.0)
産業					
鉱業、採石業、砂利採取業	[15.8]	100.0	6.8 (100.0)	(8.5) (50.0)	(41.5)
建設業	[29.4]	100.0	16.9 (100.0)	(0.9) (49.7)	(49.4)
製造業	[21.5]	100.0	14.8 (100.0)	(25.3) (55.8)	(19.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	[40.4]	100.0	30.2 (100.0)	(41.5) (28.4)	(30.1)
情報通信業	[31.5]	100.0	21.0 (100.0)	(13.4) (53.0)	(33.6)
運輸業、郵便業	[16.9]	100.0	1.7 (100.0)	(33.3) (66.7)	(-)
卸売業、小売業	[19.5]	100.0	5.7 (100.0)	(52.2) (14.5)	(33.4)
金融業、保険業	[36.7]	100.0	15.2 (100.0)	(14.0) (64.3)	(21.6)
不動産業、物品賃貸業	[21.8]	100.0	2.1 (100.0)	(46.3) (16.1)	(37.7)
学術研究、専門・技術サービス業	[22.7]	100.0	15.5 (100.0)	(14.8) (55.2)	(30.1)
宿泊業、飲食サービス業	[13.9]	100.0	9.6 (100.0)	(4.4) (95.6)	(-)
生活関連サービス業、娯楽業	[13.1]	100.0	11.4 (100.0)	(4.0) (95.4)	(0.6)
教育、学習支援業	[27.2]	100.0	5.0 (100.0)	(22.7) (54.8)	(22.5)
医療、福祉	[22.0]	100.0	28.4 (100.0)	(12.7) (87.3)	(-)
複合サービス事業	[33.1]	100.0	11.7 (100.0)	(57.7) (19.2)	(23.2)
サービス業(他に分類されないもの)	[24.3]	100.0	12.1 (100.0)	(10.2) (73.2)	(16.6)
事業所規模					
500人以上	[44.6]	100.0	60.1 (100.0)	(53.0) (39.8)	(7.2)
100~499人	[34.2]	100.0	32.1 (100.0)	(37.7) (54.5)	(7.8)
30~99人	[27.2]	100.0	14.5 (100.0)	(28.2) (60.7)	(11.0)
5~29人	[20.9]	100.0	10.6 (100.0)	(9.3) (60.0)	(30.7)
30人以上(再掲)	[28.9]	100.0	19.8 (100.0)	(33.6) (56.9)	(9.5)
労働組合の有無					
あり	[29.3]	100.0	10.7 (100.0)	(29.2) (56.2)	(14.6)
なし	[20.5]	100.0	13.5 (100.0)	(14.9) (59.7)	(25.4)

注1: []は、全事業所のうち、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所の割合である。

注2: 「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に子の看護休暇を取得した者をいう。

第57表 子の看護休暇取得者割合及び取得日数別取得者割合

総 数	就学前までの子を持つ労働者計	子の看護休暇取得者(女性)	子の看護休暇							子の看護休暇取得者(男女計)																	
			1~3日			4日			5日			6日			7~9日			10日以上									
			100.0	15.2	(100.0)	(48.7)	(11.0)	(30.0)	(1.0)	(1.7)	(7.6)	2.8	(100.0)	(80.8)	(4.6)	10.4	0.1	4.1	0.1	6.1	(100.0)	(59.4)	(8.9)	23.5	0.7	2.5	5.1
産業																											
卸売業、採石業、砂利採取業	100.0	10.2	(100.0)	(31.7)	(9.2)	(59.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	2.2	(100.0)	(81.5)	(18.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	3.5	(100.0)	(59.0)	(14.3)	(26.7)	(-)	(-)	(-)
建設業	100.0	15.9	(100.0)	(3.9)	(30.9)	(3.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	3.6	(100.0)	(99.8)	(0.1)	(0.1)	(-)	(-)	5.5	(100.0)	(57.7)	(13.6)	(1.5)	(-)	(-)	(-)	(27.2)
製造業	100.0	19.8	(100.0)	(63.9)	(7.1)	(18.0)	(0.7)	(3.8)	(6.5)	2.9	(100.0)	(78.0)	(7.1)	(14.5)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	6.2	(100.0)	(69.3)	(7.1)	(16.7)	(0.5)	(2.4)	(4.0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.1	(100.0)	(44.6)	(12.0)	(40.1)	(-)	(3.3)	(-)	9.0	(100.0)	(64.1)	(10.9)	(22.4)	(0.5)	(2.0)	(-)	11.6	(100.0)	(58.4)	(11.2)	(27.6)	(0.4)	(2.4)	(-)		
情報通信業	100.0	21.2	(100.0)	(61.7)	(14.1)	(19.4)	(3.7)	(-)	(1.2)	3.7	(100.0)	(83.7)	(4.5)	(7.6)	(-)	(4.2)	(-)	6.9	(100.0)	(71.1)	(9.9)	(14.4)	(2.1)	(1.8)	(0.7)		
運輸業、郵便業	100.0	2.6	(100.0)	(-)	(20.0)	(80.0)	(-)	(-)	(-)	1.4	(100.0)	(50.0)	(21.4)	(28.6)	(-)	(-)	(-)	1.6	(100.0)	(36.8)	(21.1)	(42.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	
卸売業、小売業	100.0	9.3	(100.0)	(29.3)	(11.4)	(19.9)	(0.4)	(1.3)	(37.7)	1.5	(100.0)	(53.0)	(0.5)	(13.5)	(-)	(33.0)	(-)	2.7	(100.0)	(41.0)	(6.0)	(16.7)	(0.2)	(17.0)	(19.0)		
金融業、保険業	100.0	12.2	(100.0)	(62.0)	(16.4)	(18.4)	(-)	(2.6)	(0.4)	3.5	(100.0)	(95.1)	(1.3)	(3.6)	(-)	(-)	(-)	7.1	(100.0)	(71.5)	(12.1)	(14.2)	(-)	(1.9)	(0.3)		
不動産業、物品販賣業	100.0	2.7	(100.0)	(28.6)	(46.7)	(21.4)	(-)	(4.1)	(2.2)	1.8	(100.0)	(99.5)	(-)	(0.5)	(-)	(-)	(-)	2.0	(100.0)	(78.2)	(14.0)	(6.8)	(-)	(0.3)	(0.7)		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	16.8	(100.0)	(45.5)	(33.4)	(18.3)	(1.1)	(1.6)	(0.2)	2.7	(100.0)	(83.8)	(5.7)	(8.7)	(0.1)	(1.0)	(0.7)	5.3	(100.0)	(61.9)	(21.6)	(14.2)	(0.7)	(1.3)	(0.4)		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	9.2	(100.0)	(97.1)	(0.3)	(2.6)	(-)	(-)	(-)	0.2	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	3.5	(100.0)	(97.2)	(0.3)	(2.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	20.4	(100.0)	(47.6)	(0.3)	(48.0)	(-)	(4.2)	(-)	0.6	(100.0)	(86.0)	(-)	(14.0)	(-)	(-)	(-)	4.4	(100.0)	(52.1)	(0.2)	(44.0)	(-)	(3.7)	(-)		
教育、学習支援業	100.0	6.8	(100.0)	54.9	(7.2)	(35.9)	(1.2)	(0.6)	(-)	1.1	(100.0)	(58.9)	(5.9)	(35.2)	(-)	(-)	(-)	3.0	(100.0)	(55.9)	(7.0)	(35.8)	(0.9)	(0.5)	(-)		
医療、福祉	100.0	16.6	(100.0)	(38.9)	(8.2)	(48.6)	(1.5)	(1.3)	(0.5)	3.6	(100.0)	(92.6)	(-)	(7.4)	(-)	(-)	(-)	12.9	(100.0)	(43.1)	(7.5)	(45.3)	(1.4)	(1.2)	(1.4)		
複合サービス事業	100.0	17.2	(100.0)	(75.6)	(5.6)	(18.8)	(-)	(-)	(-)	8.9	(100.0)	(98.4)	(1.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	11.4	(100.0)	(88.0)	(3.4)	(8.6)	(-)	(-)	(-)		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	21.8	(100.0)	(59.0)	(8.0)	(32.7)	(0.1)	(0.3)	(-)	2.5	(100.0)	(69.3)	(11.7)	(18.8)	(-)	(-)	(-)	6.8	(100.0)	(62.0)	(9.1)	(28.6)	(0.1)	(0.2)	(0.1)		
事業所規模																											
500人以上	100.0	13.8	(100.0)	(54.2)	(13.3)	(28.6)	(1.2)	(1.6)	(1.0)	2.3	(100.0)	(67.7)	(9.9)	(21.0)	(0.3)	(0.7)	(0.4)	4.8	(100.0)	(59.2)	(12.0)	(25.8)	(0.9)	(1.3)	(0.8)		
100~499人	100.0	20.5	(100.0)	(44.4)	(13.8)	(37.8)	(0.9)	(1.9)	(1.3)	2.7	(100.0)	(73.2)	(7.9)	(18.5)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	7.0	(100.0)	(52.8)	(12.1)	(32.2)	(0.7)	(1.4)	(0.9)		
30~59人	100.0	12.8	(100.0)	(73.9)	(6.3)	(14.2)	(2.2)	(1.1)	(2.2)	2.4	(100.0)	(84.4)	(1.6)	(12.1)	(-)	(1.9)	(-)	6.0	(100.0)	(76.7)	(5.1)	(13.7)	(1.6)	(1.6)	(1.6)		
5~29人	100.0	13.8	(100.0)	(32.5)	(10.7)	(34.2)	(-)	(2.0)	(20.6)	3.3	(100.0)	(88.3)	(2.0)	(1.2)	(-)	(8.4)	(-)	6.1	(100.0)	(54.9)	(7.2)	(21.0)	(-)	(4.6)	(12.3)		
30人以下(内訳)	100.0	15.9	(100.0)	(56.3)	(11.1)	(28.1)	(1.4)	(1.6)	(1.6)	2.5	(100.0)	(75.2)	(6.5)	(17.2)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	6.1	(100.0)	(61.9)	(9.8)	(24.8)	(1.0)	(1.0)	(1.1)		
労働組合の有無																											
あり	100.0	15.0	(100.0)	(54.7)	(10.4)	(31.5)	(1.0)	(1.8)	(0.7)	1.8	(100.0)	(73.7)	(7.1)	(17.4)	(0.2)	(1.4)	(0.2)	4.5	(100.0)	(60.6)	(9.4)	(27.1)	(0.7)	(1.6)	(0.5)		
なし	100.0	15.2	(100.0)	(45.4)	(11.3)	(29.2)	(0.9)	(1.7)	(1.4)	3.8	(100.0)	(84.2)	(3.4)	(7.0)	(-)	(5.4)	(-)	7.5	(100.0)	(58.8)	(8.6)	(21.6)	(0.6)	(2.9)	(7.5)		
子の看護休暇の規定の有無																											
あり	100.0	14.6	(100.0)	(46.2)	(13.9)	(31.2)	(1.3)	(1.3)	(6.1)	2.1	(100.0)	(75.8)	(6.5)	(16.6)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	5.4	(100.0)	(54.9)	(11.7)	(26.9)	(0.9)	(1.2)	(4.4)		
なし	100.0	17.3	(100.0)	(56.2)	(2.1)	(26.6)	(-)	(2.8)	(12.2)	5.3</td																	

第58表 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無及び利用可能期間別事業所割合

	事業所計	規定あり	利用可能期間						規定なし	不明
			小学校就学始期まで	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	不明			
総 数	100.0	42.9 (100.0)	(92.4)	(3.0)	(1.4)	(1.1)	(2.2)	56.5	0.6	
産業										
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	48.4 (100.0)	(98.6)	(0.9)	(—)	(0.5)	(—)	51.6	—	
建設業	100.0	25.7 (100.0)	(95.5)	(3.9)	(0.6)	(—)	(—)	72.7	1.6	
製造業	100.0	35.6 (100.0)	(93.1)	(2.0)	(1.0)	(1.5)	(2.5)	64.4	0.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.4 (100.0)	(93.7)	(4.4)	(0.7)	(—)	(1.2)	17.6	—	
情報通信業	100.0	45.6 (100.0)	(72.8)	(17.8)	(1.4)	(4.5)	(3.5)	54.4	—	
運輸業、郵便業	100.0	49.8 (100.0)	(89.3)	(4.2)	(1.0)	(0.8)	(4.7)	49.8	0.4	
卸売業、小売業	100.0	42.2 (100.0)	(90.7)	(1.9)	(3.0)	(0.9)	(3.5)	57.2	0.6	
金融業、保険業	100.0	82.7 (100.0)	(90.8)	(6.9)	(0.6)	(0.3)	(1.4)	16.1	1.2	
不動産業、物品販賣業	100.0	52.6 (100.0)	(88.4)	(0.7)	(3.7)	(3.6)	(3.6)	47.4	—	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.2 (100.0)	(92.2)	(4.1)	(3.3)	(0.0)	(0.4)	64.8	0.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.0 (100.0)	(98.0)	(0.0)	(—)	(—)	(2.0)	66.0	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	45.1 (100.0)	(91.4)	(4.1)	(1.1)	(1.5)	(1.9)	54.9	0.0	
教育、学習支援業	100.0	41.9 (100.0)	(96.5)	(3.4)	(—)	(—)	(0.1)	56.5	1.6	
医療、福祉	100.0	43.0 (100.0)	(98.2)	(—)	(0.7)	(1.1)	(—)	56.0	1.0	
複合サービス事業	100.0	85.2 (100.0)	(95.6)	(—)	(0.1)	(3.2)	(1.2)	14.8	—	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.3 (100.0)	(91.0)	(5.7)	(0.4)	(0.8)	(2.1)	54.8	0.8	
事業所規模										
500人以上	100.0	88.5 (100.0)	(81.9)	(10.2)	(6.4)	(1.0)	(0.6)	11.5	—	
100～499人	100.0	79.7 (100.0)	(90.6)	(5.3)	(2.5)	(1.2)	(0.5)	20.3	0.0	
30～99人	100.0	58.2 (100.0)	(92.1)	(2.9)	(2.7)	(1.3)	(1.0)	41.1	0.7	
5～29人	100.0	38.5 (100.0)	(92.8)	(2.7)	(0.9)	(1.0)	(2.6)	60.9	0.6	
30人以上(再掲)	100.0	63.0 (100.0)	(91.5)	(3.7)	(2.7)	(1.2)	(0.9)	36.4	0.5	
労働組合の有無										
あり	100.0	76.0 (100.0)	(88.5)	(5.9)	(2.3)	(1.0)	(2.3)	23.3	0.7	
なし	100.0	34.4 (100.0)	(94.7)	(1.3)	(0.9)	(1.1)	(2.1)	65.0	0.6	

第59表 家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合

	事業所計	規定あり	規定なし	不明	(%)
総 数	100.0	41.2	57.8	1.0	
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	46.4	53.6	—	
建設業	100.0	27.0	71.4	1.6	
製造業	100.0	33.9	65.6	0.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	77.6	22.4	—	
情報通信業	100.0	43.4	56.6	—	
運輸業、郵便業	100.0	49.3	49.1	1.5	
卸売業、小売業	100.0	40.6	58.4	1.0	
金融業、保険業	100.0	73.3	25.3	1.4	
不動産業、物品販賣業	100.0	46.4	53.4	0.2	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	33.2	66.8	0.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.6	66.1	1.2	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	42.7	56.5	0.9	
教育、学習支援業	100.0	40.2	58.2	1.6	
医療、福祉	100.0	41.7	57.2	1.0	
複合サービス事業	100.0	83.3	15.8	0.9	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	42.1	57.0	1.0	
事業所規模					
500人以上	100.0	85.7	14.3	—	
100~499人	100.0	75.9	23.9	0.2	
30~99人	100.0	56.4	42.7	0.9	
5~29人	100.0	36.8	62.1	1.0	
30人以上(再掲)	100.0	60.8	38.4	0.7	
労働組合の有無					
あり	100.0	72.7	26.1	1.2	
なし	100.0	33.0	66.0	0.9	

第60表 育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総 数	100.0	43.3	55.9	0.7
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	47.5	52.5	—
建設業	100.0	26.5	71.9	1.6
製造業	100.0	35.1	64.8	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.6	14.4	—
情報通信業	100.0	45.0	53.4	1.6
運輸業、郵便業	100.0	54.3	45.3	0.4
卸売業、小売業	100.0	42.2	57.2	0.6
金融業、保険業	100.0	81.8	17.1	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	51.2	48.8	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	33.8	66.1	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.6	64.1	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.1	53.5	0.4
教育、学習支援業	100.0	45.5	54.3	0.3
医療、福祉	100.0	45.5	53.5	1.0
複合サービス事業	100.0	81.0	19.0	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.7	55.4	0.9
事業所規模				
500人以上	100.0	88.2	11.8	—
100~499人	100.0	78.0	21.9	0.0
30~99人	100.0	58.5	40.7	0.7
5~29人	100.0	39.0	60.3	0.7
30人以上(再掲)	100.0	63.0	36.5	0.6
労働組合の有無				
あり	100.0	77.0	22.3	0.7
なし	100.0	34.6	64.6	0.7

第61表 家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総 数	100.0	42.7	56.6	0.7
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	47.0	53.0	—
建設業	100.0	25.8	72.6	—
製造業	100.0	34.4	65.5	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.5	16.5	—
情報通信業	100.0	40.9	57.5	1.6
運輸業、郵便業	100.0	53.8	45.8	0.4
卸売業、小売業	100.0	42.1	57.3	0.6
金融業、保険業	100.0	79.2	19.6	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	48.7	51.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.4	67.5	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.4	64.4	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	45.7	54.0	0.4
教育、学習支援業	100.0	45.4	54.3	0.3
医療、福祉	100.0	45.2	53.7	1.0
複合サービス事業	100.0	81.1	18.9	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.0	56.1	0.9
事業所規模				
500人以上	100.0	86.6	13.4	—
100~499人	100.0	76.2	23.8	0.0
30~99人	100.0	57.9	41.4	0.7
5~29人	100.0	38.4	60.8	0.7
30人以上(再掲)	100.0	62.1	37.3	0.6
労働組合の有無				
あり	100.0	75.7	23.6	0.7
なし	100.0	34.2	65.1	0.7

第62表 配偶者出産休暇制度の有無及び取得可能日数別事業所割合

	事業 所計	制度あり	取得可能日数							制度 なし	不明	
			1日～ 5日	6日～ 10日	11日～ 15日	16日～ 20日	21日 以上	その他	不明			
総 数	100.0	36.0	(100.0)	(91.7)	(2.7)	(0.3)	(0.1)	(1.3)	(4.0)	(0.0)	63.7	0.3
産 業												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	38.1	(100.0)	(98.8)	(0.6)	(-)	(-)	(-)	(0.6)	(-)	61.9	-
建設業	100.0	25.9	(100.0)	(89.3)	(6.3)	(-)	(0.6)	(0.1)	(3.7)	(0.1)	73.2	0.8
製造業	100.0	28.7	(100.0)	(95.9)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(1.2)	(2.0)	(-)	71.3	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.2	(100.0)	(96.8)	(-)	(-)	(-)	(1.0)	(2.2)	(-)	14.8	-
情報通信業	100.0	56.5	(100.0)	(92.0)	(4.3)	(-)	(-)	(2.9)	(0.8)	(-)	43.5	-
運輸業、郵便業	100.0	41.2	(100.0)	(91.8)	(5.4)	(0.2)	(-)	(0.2)	(2.3)	(-)	58.4	0.4
卸売業、小売業	100.0	34.6	(100.0)	(91.0)	(1.5)	(0.1)	(-)	(0.5)	(7.0)	(-)	65.4	-
金融業、保険業	100.0	68.0	(100.0)	(90.2)	(2.9)	(0.3)	(-)	(4.1)	(2.4)	(-)	30.8	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	44.9	(100.0)	(95.0)	(4.6)	(-)	(-)	(-)	(0.4)	(-)	55.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.7	(100.0)	(97.4)	(2.0)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(-)	64.3	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	21.2	(100.0)	(79.2)	(7.0)	(0.6)	(-)	(7.1)	(6.1)	(-)	77.6	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	34.6	(100.0)	(89.2)	(5.7)	(-)	(-)	(1.1)	(4.0)	(-)	65.4	0.0
教育、学習支援業	100.0	40.4	(100.0)	(91.9)	(1.5)	(-)	(-)	(3.2)	(3.4)	(-)	59.3	0.3
医療、福祉	100.0	28.7	(100.0)	(88.7)	(0.6)	(2.1)	(-)	(-)	(8.5)	(-)	71.3	-
複合サービス事業	100.0	82.6	(100.0)	(98.7)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(1.1)	(-)	17.4	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.1	(100.0)	(93.4)	(2.5)	(0.0)	(0.1)	(1.9)	(2.0)	(-)	59.0	0.9
事業所規模												
500人以上	100.0	81.0	(100.0)	(95.8)	(2.4)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(1.1)	(-)	19.0	-
100～499人	100.0	62.8	(100.0)	(93.1)	(2.5)	(0.6)	(0.1)	(0.8)	(2.9)	(0.1)	37.2	0.0
30～99人	100.0	48.5	(100.0)	(91.2)	(1.9)	(1.2)	(0.2)	(1.4)	(4.1)	(-)	51.2	0.3
5～29人	100.0	32.4	(100.0)	(91.7)	(2.9)	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(4.0)	(-)	67.2	0.4
30人以上(再掲)	100.0	51.9	(100.0)	(91.8)	(2.0)	(1.0)	(0.2)	(1.2)	(3.7)	(0.0)	47.9	0.2
労働組合の有無												
あり	100.0	66.9	(100.0)	(91.8)	(2.9)	(0.1)	(0.1)	(2.0)	(3.2)	(0.0)	32.2	0.9
なし	100.0	28.0	(100.0)	(91.7)	(2.6)	(0.4)	(0.0)	(0.9)	(4.5)	(-)	71.8	0.2

第63表 配偶者出産休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

	配偶者休暇 制度あり 事業所計	有給	一部有給	無給	不明
総 数	100.0	82.8	4.2	12.4	0.7
産 業					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	88.4	11.0	0.6	—
建設業	100.0	69.5	4.4	22.9	3.2
製造業	100.0	80.9	5.3	13.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.4	1.4	4.2	—
情報通信業	100.0	84.7	4.3	11.0	—
運輸業、郵便業	100.0	80.2	3.0	16.9	—
卸売業、小売業	100.0	79.0	5.7	15.3	0.0
金融業、保険業	100.0	98.2	1.7	0.1	—
不動産業、物品販賣業	100.0	89.3	4.2	6.5	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	86.8	3.2	10.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	69.9	7.4	21.3	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.7	5.3	23.1	1.9
教育、学習支援業	100.0	92.0	3.9	4.1	—
医療、福祉	100.0	89.3	1.1	6.0	3.6
複合サービス事業	100.0	96.3	0.3	3.4	—
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.1	5.6	10.7	0.6
事業所規模					
500人以上	100.0	89.6	6.9	3.5	0.1
100~499人	100.0	87.2	4.0	8.5	0.3
30~99人	100.0	86.0	2.4	11.3	0.3
5~29人	100.0	81.5	4.6	13.1	0.9
30人以上(再掲)	100.0	86.4	2.9	10.4	0.3
労働組合の有無					
あり	100.0	89.1	3.1	7.8	0.0
なし	100.0	78.8	4.8	15.2	1.2

第64表 配偶者出産休暇の利用者割合

(%)

	配偶者休暇制度がある 事業所における 配偶者が出産した 男性労働者計	配偶者出産休暇利用者
総 数	100.0	55.6
産 業		
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	84.7
建設業	100.0	57.3
製造業	100.0	66.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.8
情報通信業	100.0	63.0
運輸業、郵便業	100.0	41.4
卸売業、小売業	100.0	55.5
金融業、保険業	100.0	13.5
不動産業、物品販賣業	100.0	79.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	57.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	37.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	53.6
教育、学習支援業	100.0	32.0
医療、福祉	100.0	51.9
複合サービス事業	100.0	59.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	68.1
事業所規模		
500人以上	100.0	55.1
100~499人	100.0	57.5
30~99人	100.0	60.1
5~29人	100.0	50.7
30人以上(再掲)	100.0	57.7
労働組合の有無		
あり	100.0	53.1
なし	100.0	58.6
育児休業規定の有無		
あり	100.0	54.6
なし	100.0	85.1

注:「配偶者出産休暇利用者」は調査前年度1年間(平成19年4月1日~平成20年3月31日)に配偶者出産休暇を利用した者をいう。

第65表 再雇用制度の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
総 数	100.0	29.9	69.8	0.3
産 業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	29.9	70.1	—
建設業	100.0	18.7	79.7	1.6
製造業	100.0	22.2	77.8	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.4	70.6	—
情報通信業	100.0	36.0	64.0	—
運輸業、郵便業	100.0	28.7	70.8	0.4
卸売業、小売業	100.0	33.3	66.7	—
金融業、保険業	100.0	55.4	43.4	1.2
不動産業、物品販賣業	100.0	29.0	71.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	25.2	74.7	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.1	66.6	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	28.6	71.4	0.0
教育、学習支援業	100.0	27.8	71.9	0.3
医療、福祉	100.0	25.0	75.0	—
複合サービス事業	100.0	61.5	38.5	—
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	25.7	73.4	0.9
事業所規模				
500人以上	100.0	39.7	60.3	—
100～499人	100.0	37.1	62.8	0.0
30～99人	100.0	35.2	64.3	0.4
5～29人	100.0	28.6	71.1	0.4
30人以下（再掲）	100.0	35.7	64.0	0.3
労働組合の有無				
あり	100.0	50.0	49.5	0.5
なし	100.0	24.7	75.0	0.3

第4章 調 査 票

※印欄は記入しないでください。

平成20年度雇用均等基本調査 育児・介護休業制度等調査票

厚生労働省

(シール貼付欄)

調査票記入者	所属部課	
	電話番号	内線
	ふりがな 氏名	

※ 名称、所在地に変更や誤りがあった場合には、お手数ですがご訂正ください。

〔記入上の注意〕

- この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、事実をありのままにご記入ください。
- この調査票は、事業所を調査単位としております。同一企業であっても、本社・支社・工場及び営業所ごとにそれぞれ別の事業所となりますので、回答は、貴事業所のみの状況について記入してください。
- この調査は、常用労働者（※）を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であっても、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
- 特にことわりのない限り、平成20年10月1日現在の状況を記入してください。
- 記入の終わった調査票は、平成20年10月31日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 選択肢のうち白色の番号欄については、該当するものの番号を1つだけ、灰色の網掛けとなっている番号欄については該当するものの番号をすべて○で囲んでください。人数を記入する欄は、該当者がいない場合は、特にことわりのない限り空白のままにせず、「0」を記入してください。
- 調査票の内容などにご不明の点がありましたら、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課（電話03-5253-1111、内線 7837、7834）又は最寄りの都道府県労働局 雇用均等室（本調査票の裏面を参照）までお問い合わせください。

I 事業所の属性に関する事項

貴事業所の常用労働者数（※） (平成20年10月1日現在)		主な事業内容 又は主要製品	労働組合の有無	
男女計	うち女性		有	無
人	人		1	2

(※) 常用労働者とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、調査日前2か月（平成20年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。）

【記入の際の注意事項】

雇用形態により適用される制度内容が異なる場合は、正社員・正職員に適用される内容をお答えください。

(注1)「育児休業制度」とは、男女労働者の申出により、子を養育するために休業できる制度をいいます。(なお、労働基準法上の産前産後休業や年次有給休暇、又は配偶者の出産に伴う休暇は除きます。)(参考)育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)により、労働者は申し出ることにより、子が1歳になるまで(一定の場合は1歳6か月まで)の間、育児休業をすることができることとなっています。

「介護休業制度」とは、男女労働者の申出により、要介護状態にある対象家族を介護するために休業できる制度をいいます。(参考)育児・介護休業法により、労働者は申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を要する状態ごとに1回、通算して93日まで介護休業ができるようになっています。

(注2)「子の看護休暇制度」とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために使用する休暇を取得するための制度をいいます。

労働基準法上の年次有給休暇を子の看護のために使う場合は除きます。

なお、失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対して、最低保障日数を設ける等、これらの労働者が子の看護のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていなければ該当します。

この調査では、子を含め、子以外の家族の看護のために休暇を取得できる制度の場合も「子の看護休暇制度」として回答してください。

(注3)「育児・介護休業法」では、次のような場合には、再度の育児休業の申出が認められます。

- ①別の子のための産前産後休業・育児休業を開始するため、育児休業を終了したもの、その別の子のための産前産後休業や育児休業の必要がなくなった場合
- ②介護休業を開始するために育児休業を終了したものの、介護の必要がなくなった場合
- ③子の養育をしていた配偶者が死亡、病気、離婚等の理由で養育できなくなった場合

(注4)「育児・介護休業法」では、次の①、②のいずれかの事情がある場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をするとることができますと定められています。

- ①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- ②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

なお、育児休業中の労働者が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業していた配偶者に替わって子の1歳の誕生日から休業することもできます。

(注5)「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

「同一要介護状態」とは、前回の介護休業等をしたときから、引き続き同一の要介護状態にある場合(すなわち、前回、介護休業等したときの要介護状態から一度も回復していない場合)をいいます。

したがって、要介護状態から回復し、再び要介護状態に至った場合は、異なる要介護状態ということになります。

(注6)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいいます。配偶者の「祖父母」「兄弟姉妹」を対象としている場合は、「その他」に○をつけてください。

Ⅱ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

1 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等

問1 育児・介護休業制度(注1)、子の看護休暇制度の規定状況(注2)

貴事業所には、育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定がありますか。(「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。)(それぞれ1又は2を○で囲んでください。)

	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度
規定あり	1	1	1
規定なし	2	2	2

問2は、問1でそれぞれ規定がある場合にご記入ください。いずれも「2 規定なし」の場合は、問3にお進みください。

問2 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容

(1) 育児休業制度の内容

① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得できますか。

1歳6か月(法定どおり)	1歳6か月を超える2歳未満	2歳~3歳未満	3歳以上
1	2	3	4

② 貴事業所では、同じ子について、何回育児休業を取得できますか。

(注3) でいう法定どおりの再度の申出のみを認める場合は、1回としてください。

1回	2回	3回	4回以上	制限なし
1	2	3	4	5

③ 1歳以降の育児休業を取得する場合に、どのような要件をつけていますか。(注4)

育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる	1
育児・介護休業法の要件を満たさなくても取得できる	2 特に要件は設けていない

(2) 介護休業制度の内容

① 貴事業所では、介護休業期間の最長限度を定めていますか。

期間の最長限度を定めている						期間の制限はなく、必要日数取得できる
通算して93日まで(法定どおり)	93日を超える6か月未満	6か月	6か月を超える1年未満	1年	1年を超える期間	
1	2	3	4	5	6	7

② 貴事業所では、介護休業の取得回数に制限はありますか。

制限あり	同一対象家族の同一要介護状態について(注5)	1	→ 取得できる回数
	その他	2	
制限なし		3	1回 2回 3回以上 1 2 3

③ 貴事業所では、介護休業の対象となる家族の範囲に制限はありますか。

制限あり	1	→ 対象となる家族すべてに○をつけてください。	
	2		
制限なし		育児・介護休業法の対象家族(注6) 祖父母 兄弟姉妹 孫 1 2 3 4 5 6 7 8	労働者が同居していない家族 労働者が扶養していない家族 その他

(3) 子の看護休暇制度の内容

① 貴事業所では、子が何歳になるまで子の看護休暇を取得できますか。

小学校就学の始期に達するまで(法定どおり)	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も対象
1	2	3	4

【記入の際の注意事項】

(注7) 例えば、「同一の子につき5日かつ同一の労働者につき10日を上限とする」といった場合は、「制限あり その他」の「3」を○で囲んでください。
また、1年間に取得できる日数については、
「同一労働者につき 1」を選択した場合は、同一の労働者につき1年間に取得できる日数を
「同一の子につき 2」を選択した場合は、一人の労働者が同一の子につき1年間に取得できる日数を
「その他 3」を選択した場合は、一人の労働者が1年間に取得できる日数を
記入してください。

(注8) 配偶者の「祖父母」「兄弟姉妹」を対象としている場合は、「その他」に○をつけてください。

(注9) 「退職することが明らかな者」とは、定年に達することにより必ず退職することとなっている労働者、あらかじめ事業主に対し退職の申出をしている労働者等の意味であり、期間を定めて雇用されている者は含みません。

(注10) 1. 「有期契約労働者」とは、3か月、1年など期間を定めた契約で雇用されている労働者をいいます。
ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除きます。

2. 一定の範囲の「有期契約労働者」も育児・介護休業の対象となります。
具体的には、申出時点において、育児休業の場合は①・②、介護休業の場合は①・③に該当する労働者です。
- ① <育児・介護休業共通> 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - ② <育児休業> 子が1歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。)
 - ③ <介護休業> 介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く。)

(注11) 「金銭」には、雇用保険により支給される育児・介護休業給付は含みません。
介護休業については、事業主が労働者負担分の社会保険料相当額を負担する場合を含みます。

② 貴事業所では、子の看護休暇の休暇日数に制限はありますか。

制限あり	同一の労働者につき	1	→ 1年間に取得できる日数を通算してお答えください。(注7)
	同一の子につき	2	
	その他	3	
	制限なし	4	
5日	6日～10日	11日～20日	21日～
1	2	3	4

③ 子以外の家族についても「子の看護休暇制度」の対象としていますか。

対象としている	1	→ 子以外で、看護休暇制度の対象となる家族すべてに○をつけてください。													
対象としていない	2														
配偶者	1	本人の父母	2	配偶者の父母	3	祖父母(注8)	4	兄弟姉妹(注8)	5	孫	6	その他	7	対象に制限なし	8

(4) 育児・介護休業、子の看護休暇制度の対象労働者

① 貴事業所では以下の労働者を休業・休暇制度の対象者としていますか。(それぞれ1又は2を○で囲んでください。)

	育児休業制度		介護休業制度		子の看護休暇制度	
	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外
所定労働日数が週2日以下の者	1	2	1	2	1	2
勤続1年未満の者	1	2	1	2		
勤続6か月未満の者					1	2
配偶者(内縁関係の妻又は夫を含む)が常態として子を養育することができる者	1	2				
1年以内に退職することが明らかな者(注9)	1	2				
93日以内に退職することが明らかな者(注9)			1	2		

② 有期契約労働者に対する育児・介護休業の要件を定めていますか。定めている場合、対象労働者の範囲は育児・介護休業法による要件と同じですか。(それぞれ1～4のうちから1つ○で囲んでください。)(注10)

定めている 対象労働者の範囲	育児休業		介護休業	
	法定の要件と同じとしている	1	法定の要件より一部広くしている	2
	法定の要件にかかわらず、すべての有期契約労働者としている	3		3
定めていない		4		4

問3は、育児・介護休業制度及び子の看護休暇制度の規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法にもとづき育児・介護休業等を取得させた場合を想定してお答えください。

問3 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び休業後の労働条件等の取扱い

(1) 育児・介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

貴事業所では、育児・介護休業を申し出た労働者に対し、休業中の待遇や休業後の賃金、配置その他の労働条件について具体的な取扱いを明示しますか。

明示する	育児休業		介護休業	
	書面を交付	1	1	1
	口頭のみで伝達	2	2	2
明示しない		3	3	

(2) 会社や共済会等から育児・介護休業中に支給される金銭の有無(注11)

① 育児・介護休業中の金銭の支給の有無

	育児休業		介護休業	
	毎月金銭を支給する	1	1	1
	一時金等を支給する	2	2	2
金銭の支給はしない	3	3		

(1, 2については、該当するものすべてを○で囲んでください。)

② 毎月金銭支給の内容

	育児休業		介護休業	
	所定内給与額の50%以上を支給	1	1	1
所定内給与額の20%～50%未満を支給	2		2	2
所定内給与額の20%未満を支給	3		3	3
定額を支給		4		4
労働者負担分の社会保険料相当額を支給			5	
その他		5		6

③ 一時金等支給の内容

	育児休業		介護休業	
	一時金を支給	1	1	1
日数限定で有給とする	2		2	2
その他		3		3

【記入の際の注意事項】

(注12)「原職」とは、育児・介護休業者が休業前に就いていた職務をいいます。

「原職相当職」とは、一般的に、

- (ア)休業後の職制上の地位が休業前より下回っていないこと
 - (イ)休業前と休業後とで職務内容が異なっていないこと
 - (ウ)休業前と休業後とで勤務する事業所が同一であること
- のいずれにも該当する職務をいいます。

(注13)月給制の場合、「有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。

また、「一部有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

(3) 育児・介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い

① 定期昇給制度の有無

定期昇給の制度がある	1
定期昇給の制度がない	2

→ ② 休業期間中の定期昇給の取扱い

	育児休業	介護休業
定期昇給時期に昇給する	1	1
休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する	2	2
休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す	3	3
その他の取扱いを決めている	4	4
特に決めていない	5	5

(4) 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

① 賞与制度の有無

賞与の制度がある	1
賞与の制度がない	2

→ ② 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

	育児休業	介護休業
休業期間も休まなかつたものとみなして支給する	1	1
休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	2	2
出勤日数又は休業期間に応じて支給する	3	3
その他の取扱いを決めている	4	4
特に決めていない	5	5

(5) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

① 退職金制度の有無

退職金の制度がある	1
退職金の制度がない	2

→ ② 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

	育児休業	介護休業
休業期間も勤続年数に算入する	1	1
休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	2	2
勤続年数にまったく算入しない	3	3
その他の取扱いを決めている	4	4
特に決めていない	5	5

(6) 育児・介護休業終了後の、復職後の職場・職種

	育児休業	介護休業
原則として原職又は原職相当職(注12)に復帰する	1	1
本人の希望を考慮し、会社が決定する	2	2
会社の人事管理等の都合により決定する	3	3

(7) 育児・介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

貴事業所では、育児・介護休業者に対し、職業能力の維持、向上のための措置を講じますか。

(1~3については、該当するものすべてを○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
講じる	休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）	1
	職場復帰のための講習	2
	その他	3
講じない	4	4

(8) 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い(注13)

有給	一部有給	無給
1	2	3

【記入の際の注意事項】

(注14)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に出産予定であった者が、平成20年3月31日までに退職した場合、又は平成20年4月1日以降に退職した場合も含めてお答えください。

(注15)出産とは、妊娠12週を超える分娩をいい、死産も含みます。

(注16)平成20年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数をご記入ください。育児休業開始予定の申出をしている者を含みます。同一労働者が同じ子について育児休業を複数回または延長して取得した場合は、1人として計上してください。

問4 育児休業制度の利用状況

(1) 出産前(妊娠中)に退職した女性の有無、人数<平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に出産予定であった者のうち、出産前(妊娠中)に退職(契約の更新をしなかった場合を含む。)した者>(注14)

あり	1
なし	2

→ **出産前退職者数**
 うち有期契約労働者数
 人(注10) 人

(2) 出産者数・配偶者出産者の有無、人数、育児休業者数

① 出産者(女性)<平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、在職中出産した女性>

あり	1
なし	2

→ **出産者数(注15)**
 うち有期契約労働者数
 人(注10) 人

② 育児休業取得者(女性)

うち平成20年10月1日までの育児休業者数 (休業申出者を含む。)(注16)
うち有期契約労働者数 人(注10) 人

③ 配偶者出産者(男性)<平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に、配偶者が出産した男性>

あり	1
なし	2

→ **配偶者出産者数(注15)**
 うち有期契約労働者数
 人(注10) 人

④ 育児休業取得者(男性)

うち平成20年10月1日までの育児休業者数 (休業申出者を含む。)(注16)
うち有期契約労働者数 人(注10) 人

(3)は、(2)①の出産した女性についてお答えください。

(3) 出産後に退職した女性の有無、人数 <平成19年4月1日以降に出産した女性のうち、出産後平成20年10月1日までの間に退職(契約の更新をしなかった場合を含む。)した者(産後休業中、育児休業中、復職後に退職した者)>

あり	1
なし	2

→ **出産後退職者数**
 うち有期契約労働者数
 人(注10) 人

(4) 育児休業終了後の復職状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に、復職予定だった者の復職状況はどうですか。

(1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は、人数をご記入ください。)

	あり	女性	男性	なし
復職した者	1	● 人	● 人	2 人
退職した者	1	人	人	2 人

(5)は、(4)の育児休業後復職者についてお答えください。(いない場合は問5にお進みください。)

(5) 育児休業の取得期間

育児休業後復職者の人数を、取得した育児休業期間別にご記入ください。(該当のない欄は、空欄のままで構いません。)

	1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問5 介護休業制度の利用状況

(1) 介護休業者の有無、人数<平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に、介護休業を開始した者>

あり	1
なし	2

→ **女性 ※** **男性 ※**
 人 人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

【記入の際の注意事項】

(注17)「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいいます。労働基準法に規定する育児時間(生後1年に達しない生児を育てる女性が1日2回各々少なくとも30分請求できるもの)については、育児のための「短時間勤務制度」に含まれません。

(注18)「所定外労働の免除」とは、所定労働時間(就業規則等において労働者が労働契約上労働すべきとされた時間)を超えて労働しないことを希望する労働者について所定労働時間を超えて労働させない制度をいいます。

(注19)「育児に要する経費の援助措置」とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(注20)「育児休業に準ずる措置」とは、1歳以上の子を養育する労働者に対する援助措置として、1歳以上の場合も育児休業を認める制度をいいます。ただし、育児・介護休業法における「一定の場合に1歳6か月までの育児休業を取得できる場合」(注4参照)は含みません。

(注21)4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「2」を、「小学校就学の始期に達するまで」(小学校に入るまで)としている場合には「3」を選択してください。

(注22)1. 「労働日」とは、就業規則等により通常勤務する日をいいます。

2. 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。

また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

(2) 介護休業終了後の復職状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、復職予定だった者の復職状況はどうですか。

(1)で介護休業者数を記載されていない場合でも、この期間前に休業を開始し期間内に終了した者がいればご記入ください。(1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は、人数をご記入ください。)

	あり	女性 ※	男性 ※	なし
復職した者	1	●	人 ●	人
退職した者	1	人	人	2

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

(3) は、(2) の介護休業後復職者についてお答えください。

(3) 介護休業の取得期間

介護休業後復職者の人数を、取得した介護休業期間別にご記入ください。(該当のない欄は、空欄のままで構いません。)

	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
女性	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人

問6は、問4(2)で育児休業を開始した者又は問5(1)で介護休業を開始した者があった事業所がお答えください。

問6 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理(該当するものすべてを○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	1
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2	2
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	3	3
その他	4	4

問7 子の看護休暇取得者数

平成20年10月1日現在、小学校就学前の子を持つ労働者数及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に子の看護休暇を取得した者の取得期間別に人数を記入してください。(該当のない欄は、空欄のままで構いません。)

平成20年10月1日現在、小学校就学前の子を持つ労働者	うち、平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に子の看護休暇を取得した者					
	1～3日	4日	5日	6日	7～9日	10日以上
女性	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問8 育児のための勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の内容

① 制度の有無、最長取得期間 (各種制度がある場合は、最長で子が何歳になるまで利用できるかについて、「1～6」のうち、該当するもの1つを○で囲んでください。制度がない場合は「7」を○で囲んでください。)

	3歳に達するまで	制度あり					制度なし
		3歳～小学校就学前の一定の年齢まで(注21)	小学校就学の始期に達するまで(注21)	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	
短時間勤務制度(注17)	1	2	3	4	5	6	7
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7
所定外労働の免除(注18)	1	2	3	4	5	6	7
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6	7
育児に要する経費の援助措置(注19)	1	2	3	4	5	6	7
育児休業に準ずる措置(注20)	1	2	3	4	5	6	7

→ 「短時間勤務制度」がある場合(①で、「1～6 制度あり」に○をした場合)に、お答えください。

② 労働日1日に短縮する時間の長さ(注22)

1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	その他
1	2	3	4	5

→ ③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱い

有給	一部有給	無給
1	2	3

【記入の際の注意事項】

(注23)「介護に要する経費の援助措置」とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(2)は、問4(4)で「育児休業後復職者」として回答いただいた男女労働者について、問8(1)①で「1～6制度あり」に○をした制度ごとに平成20年10月1日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。

(2) 制度の利用者数

	女性 ※	男性 ※
短時間勤務制度(注17)	人	人
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
所定外労働の免除(注18)	人	人
事業所内託児施設	人	人
育児に要する経費の援助措置(注19)	人	人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。
ただし、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

3 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問9 介護のための勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の内容

- ① 制度の有無、最長取得期間(各種制度がある場合は、最長でどれだけ利用できるかについて、「1～6」のうち、該当するもの1つを○で囲んでください。制度がない場合は「5」を○で囲んでください。)

	制度あり				制度なし
	93日	93日を超える未満	1年	1年を超える期間	
短時間勤務制度(注17)	1	2	3	4	5
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5
介護に要する経費の援助措置(注23)	1	2	3	4	5

→ 「短時間勤務制度」がある場合(①で、「1～4 制度あり」に○をした場合)に、お答えください。

② 労働日1日に短縮する時間の長さ(注22)

1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	その他
1	2	3	4	5

→ ③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱い

有給	一部有給	無給
1	2	3

(2)は、問9(1)で「1～4 制度あり」に○をした制度について平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。

(2) 制度の利用者数

	女性 ※	男性 ※
短時間勤務制度(注17)	人	人
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
介護に要する経費の援助措置(注23)	人	人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。
ただし、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

【記入の際の注意事項】

(注24)「時間外労働の制限の制度」とは、育児や家族の介護を行う労働者の請求により、その労働者の法定時間外労働時間を制限する制度をいいます。

(注25)「深夜業の制限の制度」とは、育児や家族の介護を行う労働者の請求により、その労働者に深夜業をさせない制度をいいます。ここでいう「深夜」とは午後10時から午前5時までをいいます。

(注26)「配偶者出産休暇制度」とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいいます。

なお、慣行等で配偶者の出産時に休暇を認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数を設ける等、これらの労働者が配偶者が出産した際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていれば、制度あります。この場合、②の取得可能日数については、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数をお答えください。

4 時間外労働の制限に関する事項

問10 育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限に関する規定の有無等(注24)

(1)貴事業所には、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、時間外労働を行った労働者がいますか。

いる	1
いない	2

(2)育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限に関する規定の有無(「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。)

育児を行う労働者のための時間外労働の制限	規定あり	1
	規定なし	2
家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限	規定あり	1
	規定なし	2

↓(3)子が何歳になるまで時間外労働の制限を請求できますか。

小学校就学始期まで	1
小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	2
小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	3
小学校卒業以降も利用可能	4

5 深夜業の制限の制度に関する事項

問11 育児や家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限に関する規定の有無等(注25)

(1)貴事業所には、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、深夜業を行った労働者がいますか。

いる	所定内労働に深夜業を含んでいる	1
	所定内労働に深夜業を含んでいない	2
いない		3

(2)育児や家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限に関する規定の有無(「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。)

育児を行う労働者のための深夜業の制限	規定あり	1
	規定なし	2
家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限	規定あり	1
	規定なし	2

6 配偶者出産休暇制度に関する事項

問12 配偶者出産休暇制度(配偶者の出産の際の男性労働者に対する休暇制度)の有無等(注26)

(1)制度の有無

制度あり	1	→ (2)配偶者の出産1回につき、何日まで取得できますか。
制度なし	2	

1日～5日 6日～10日 11日～15日 16日～20日 21日以上 その他

1 2 3 4 5 6

→ (3)休暇中の賃金の取扱い

有給	一部有給	無給
1	2	3

→ (4)は、問4(2)(3)の配偶者が出産した男性についてお答えください。

(4)利用者数

<平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、配偶者休暇制度を利用した者>

人

7 再雇用制度に関する事項

育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい(パートタイム労働者として再雇用された場合を含みます。)、企業グループ内他社で雇い入れるものも含みます。定年後の再雇用は含みません。

問13 再雇用制度の有無

制度あり	1
制度なし	2

これで調査は終了です。同封の返信用封筒(切手不要)により、10月31日(金)までにご返送下さい。
お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

<お問い合わせ先>
都道府県労働局雇用均等室 電話番号

北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-263-1220	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-421-6157	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-234-5928	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

平成21年11月発行

平成20年度雇用均等基本調査結果報告書
雇用均等・児童家庭局調査資料No.2

発 行 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2